

平成 30 年度 老人保健健康増進等事業

認知症の人の成年後見制度の利用における
保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する
調査研究事業
報告書

平成 31 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

目 次

第1章 調査概要	1
第1節 調査の背景・目的	1
1. 調査の背景	1
2. 調査の目的	3
第2節 調査の全体像	3
第3節 調査研究の体制	5
第2章 調査設計	6
第1節 調査における問題意識	6
第2節 アンケート調査項目の検討	9
第3章 アンケート調査	10
第1節 調査目的	10
第2節 調査概要	10
第3節 調査結果	12
第4章 ヒアリング調査	60
第1節 調査目的	60
第2節 調査概要	60
第3節 調査結果	61
1. 知多地域成年後見センター	61
2. 釧路市権利擁護成年後見センター	63
3. しんきん成年後見サポート	65
4. 東濃成年後見センター	67
5. 日本公証人連合会	69
6. 市民後見人 A 氏	71
7. 被保佐人(本人)	73
8. 被補助人(本人)	73
第5章 本調査のまとめ	74
調査テーマⅠ 保佐・補助の活用	74
1. 保佐・補助の活用が進まない要因の分析	75
2. 保佐・補助の活用を進めるための施策	80
調査テーマⅡ 成年後見人の担い手の確保	83
1. 市民後見人の活動実態	83
2. 市民後見人を確保するための施策	84
調査テーマⅢ 任意後見制度の活用	86
1. 実態把握	86
2. 任意後見制度の活用に向けた施策	88
取組事例	
事例Ⅰ 任意後見契約を活用した高齢者への安心サポート	91
事例Ⅱ 被保佐人・被補助人が単独で入出金可能な専用口座の開設・キャッシュカードの発行	92
事例Ⅲ 市民後見人・ボランティアを活用した多彩な支援の連携	93
事例Ⅳ 後見業務成果の財政的「見える化」の取組	94
添付資料	
「認知症における成年後見(任意後見・補助・保佐・市民後見人)に関する調査」調査票	97

第1章 調査概要

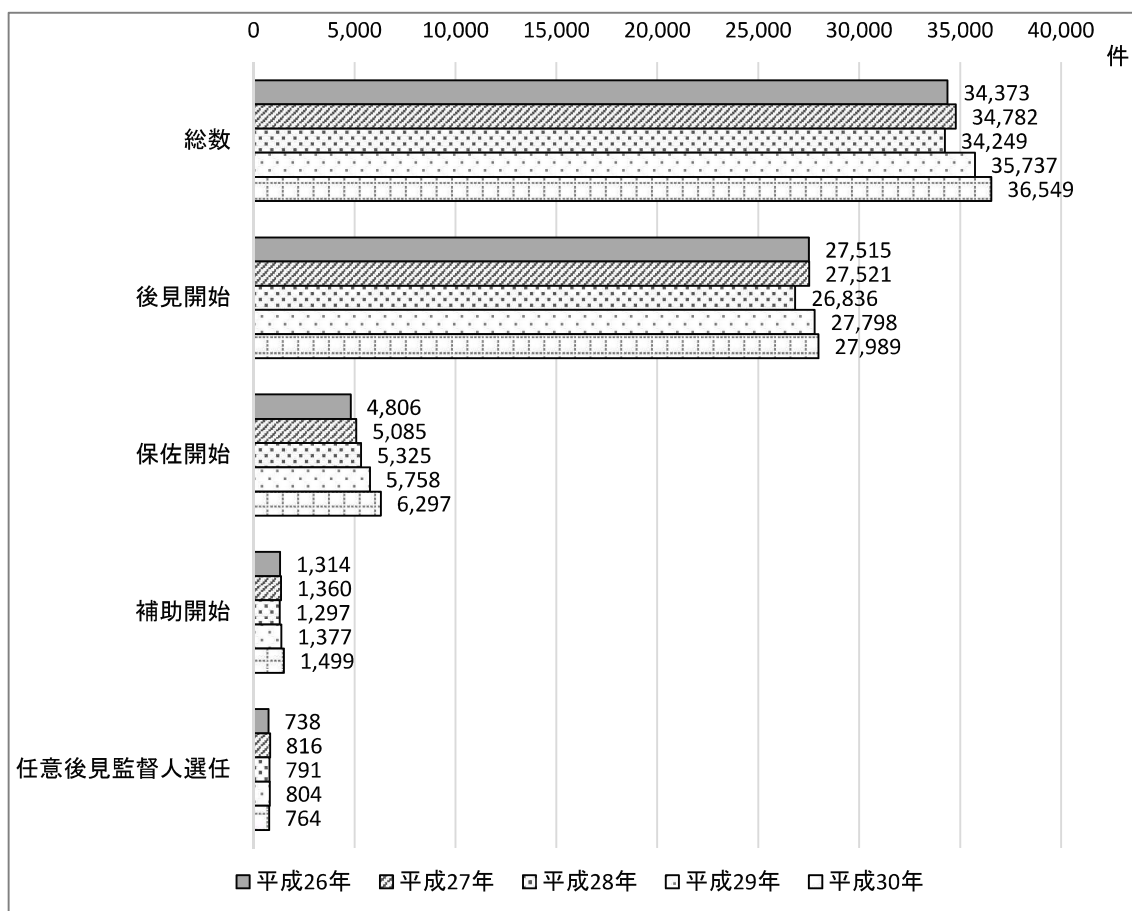
第1節 調査の背景・目的

1. 調査の背景

(保佐類型・補助類型及び任意後見の活用)

- 超高齢社会を迎え、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度へのニーズが高まっている。しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較した場合には、著しく少ない状況である。
- 平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）では、今後の施策の目標として「保佐・補助及び任意後見の利用促進」が挙げられており、特に認知症の症状が進行する高齢者等については「その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う」とされている。また、任意後見については「利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めること」とされている。
- 保佐類型・補助類型（以下「保佐・補助」という。）及び任意後見の申立件数は、平成 30 年 1 月～12 月の成年後見関係事件の総申立件数（36,549 件）のうち、後見開始が 27,989 件に対して、保佐開始が 6,297 件、補助開始が 1,499 件、任意後見監督人選任は 764 件と相対的に少なくなっており、今後の利用促進が課題であると考えられる。

図表1 過去 5 年における申立件数の推移

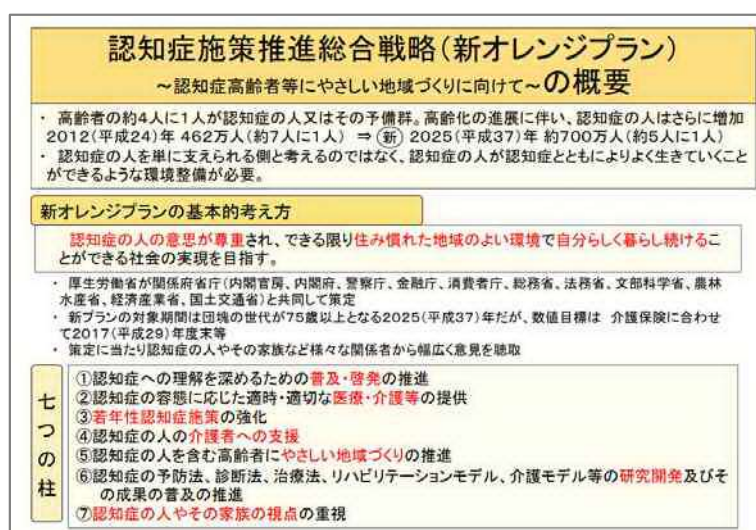


(出典)最高裁判所「成年後見関係事件の概況－平成 30 年 1 月～12 月－」(平成 31 年 3 月)

(成年後見人の担い手確保)

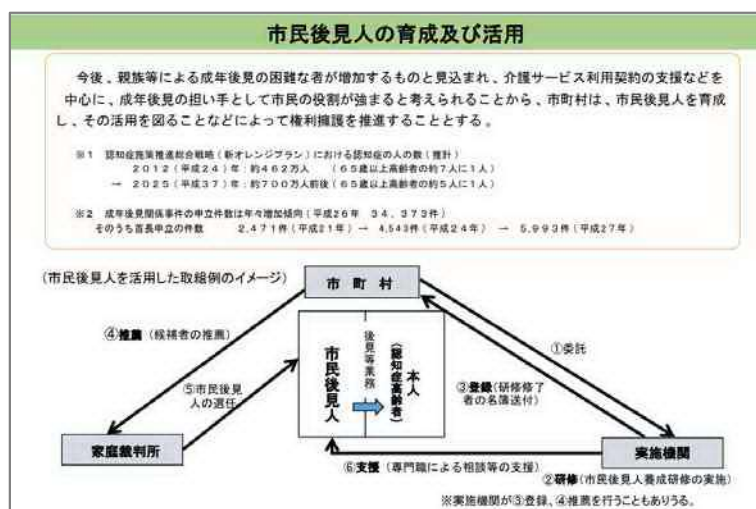
- 認知症の人の数(推計)は、2025年には約700万人前後(65歳以上高齢者の約5人に1人)まで増加すると推計されており¹、平成27年1月には、厚生労働省が関係省庁と共同して策定した、省庁横断的な新しい認知症施策である「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」が公表された。今後、成年後見制度に関するニーズは増加するものと見込まれ、日常の財産管理、介護サービス利用契約などの支援(身上保護)などを中心に、成年後見人の担い手として市民の役割が強まると考えられるとされている。
- 「成年後見制度利用促進基本計画」において、今後の利用促進の取組を踏まえた需要に対応していくためには、市民後見人や法人後見の担い手の育成が重要であると述べられている。
- 一方で、全国の社会福祉協議会のうち、法人後見の受任体制がある社会福祉協議会は24.7%(平成29年9月末現在)²に留まっている状態であり、市区町村等の自治体による取組・支援を強化させていく必要があるものと考えられる。

図表2 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要



(出典)厚生労働省資料より

図表3 市民後見人の育成及び活用



(出典)内閣府資料より

¹ 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業、九州大学二宮教授)
² 全国社会福祉協議会提供資料より抜粋。

2. 調査の目的

- 本調査研究は、認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用、市民後見人の活用に係る実態把握及び好事例の収集を行い、今後に向けた検討を行うことを目的として実施した。

第2節 調査の全体像

1. 調査概要

- 本調査研究では、検討委員会にて全体方針及び取りまとめ方針等の検討を行い、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。
- アンケート調査では、「1. 成年後見制度関連事業の実施機関」に「①法人・団体票」の調査回答依頼をした上で、同法人・団体から、「2. 保佐人・補助人経験者、任意後見人経験者」に対して「②個人票」を、「3. 市民後見人」に対して「③市民後見人票」のアンケート調査依頼状の配布（②、③の調査票を最大10部ずつ）を依頼した。
- アンケート調査項目については、3種類の調査対象（①法人・団体票、②個人票、③市民後見人票）ごとに検討を行った。
- また、ヒアリング調査は、検討委員会の委員からの推薦や既存の調査結果に基づいて調査対象の選定を行い、法人後見における保佐・補助の受任件数が多い法人・団体、市民後見活動を精力的に実施している団体、その他関連団体、市民後見人、被保佐人・被補助人等に対して、実態把握及び好事例収集を目的としたヒアリング調査を実施した。

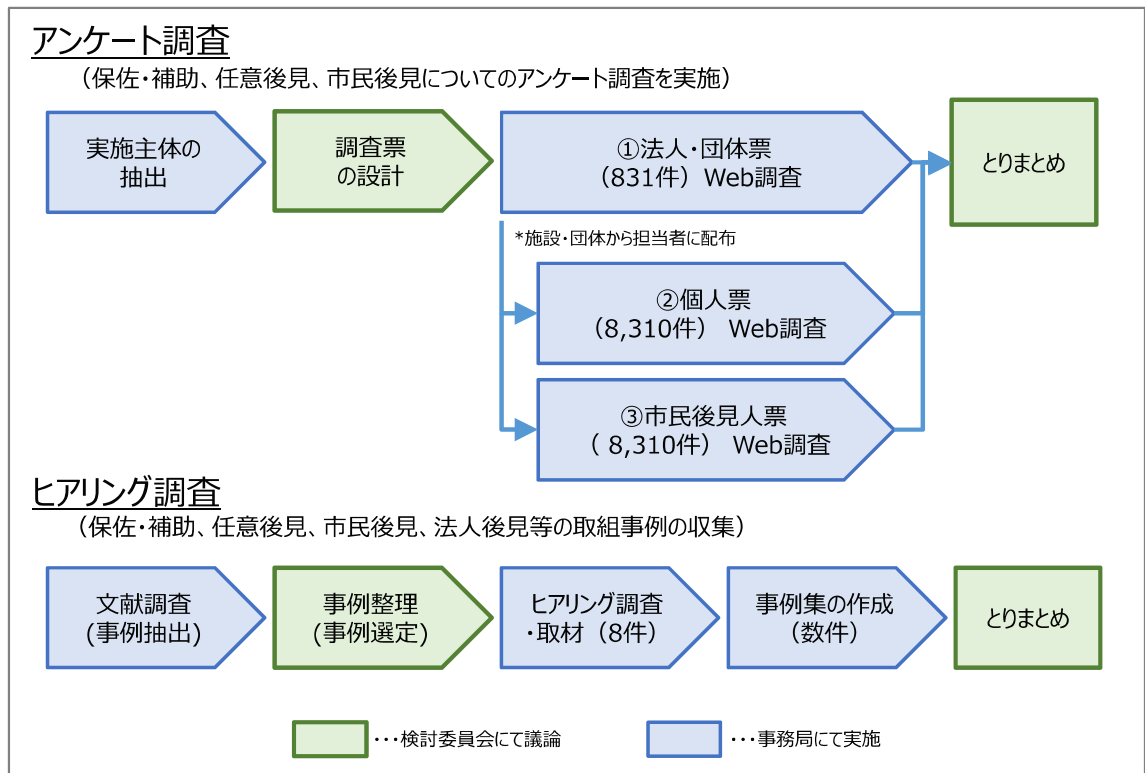
図表4 本調査研究の全体像

調査名		調査概要			
アンケート調査 (配布数 831か所)					
ヒアリング調査 (8か所)					
		1. 成年後見制度関連事業の実施機関			
		調査票名	法人・団体票		
		配布数	831か所		
		調査目的	成年後見制度に関連している事業を実施している法人の概要、取組状況の把握		
		設問内容	保佐・補助の活用、任意後見の活用、市民後見の活用		
		配布			
		2. 保佐人・補助人経験者、任意後見人経験者			
		調査票名	個人票		
		配布数	8,310部 (「1」の調査対象となった法人・団体を通じて、各法人・団体ごとに最大10部ずつ配布)		
		調査目的	保佐人・補助人や任意後見人の経験者の活動状況や、保佐・補助、任意後見等に対する意識の把握		
		設問内容	回答者の概要、保佐・補助の活用、任意後見の活用		
		3. 市民後見人			
		調査票名	市民後見人票		
		配布数	8,310部 (「1」の調査対象となった法人・団体を通じて、各法人・団体ごとに最大10部ずつ配布)		
		調査目的	市民後見人の活動状況や、市民後見活動のきっかけ等の把握		
		設問内容	市民後見活動について		
		調査対象数 8か所			
		調査目的	以下の3点に関する具体的な取組、今後の課題等を把握する。 ✓ 保佐・補助の活用 ✓ 任意後見の活用 ✓ 市民後見の活用、市民後見人の確保		
		調査対象			
		・ 知多地域成年後見センター ・ 釧路市権利擁護成年後見センター ・ しんきん成年後見サポート ・ 東濃成年後見センター ・ 後見センターふえふき ・ 日本公証人連合会 ・ 市民後見人A氏 ・ 被保佐人、被補助人			

2. 調査全体の流れ

- 本調査研究では、アンケート調査、ヒアリング調査の実施に加え、検討委員会を設置した。検討委員会では、調査研究全体の方針、個別調査の調査項目等の検討及び、最終的な取りまとめ方針について議論を行った。
- 調査全体の流れ及び検討委員会の実施概要は、下図のとおりである。

図表5 調査全体の流れ



図表6 検討委員会の開催概要

No.	開催日時	検討内容
1	平成 30 年 10 月 10 日(水) 16:00～18:00	● 調査の全体方針に関する検討
2	平成 30 年 12 月 3 日(月) 15:00～17:00	● アンケート調査票の検討 ● ヒアリング調査実施状況の報告
3	平成 31 年 1 月 21 日(月) 15:00～17:00	● アンケート調査結果(速報)の報告 ● ヒアリング調査実施状況の報告
4	平成 31 年 2 月 25 日(月) 16:00～18:00	● 報告書の取りまとめに向けた論点整理 ● アンケート調査結果の報告 ● ヒアリング調査実施状況の報告 ● 報告書構成案の検討
5	平成 31 年 3 月 11 日(月) 16:00～18:00	● 報告書の取りまとめ方針の検討

第3節 調査研究の体制

○ 本調査研究の実施体制は、次のとおりである。

図表7 本調査研究の実施体制

【検討委員会委員】

氏名	所属	備考
新井 誠	中央大学 法学部 教授	座長
山口 光治	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授	
向井 順子	大阪市 福祉局生活福祉部 相談支援担当課長	
高橋 愛	社会福祉法人品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 主査	
高橋 良太	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長	
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事	
水島 俊彦	法テラス埼玉法律事務所 弁護士	
小川 朝生	国立研究開発法人国立がん研究センター 先端医療開発センター 精神腫瘍学開発分野長	
八谷 博喜	三井住友信託銀行 プライベートバンキング部 成年後見・民事信託分野専門部長	
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事	

【検討委員会オブザーバー】

氏名	所属
西村 慎太郎	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 室長補佐
川端 伸子	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 専門官
狭間 巨勝	最高裁判所 事務総局家庭局 局付

【厚生労働省 老健局】

氏名	所属
林 幸徳	総務課 認知症施策推進室 企画調整官
坪井 由紀子	総務課 認知症施策推進室 認知症施策推進係長
林 耕作	総務課 認知症施策推進室

【事務局】

氏名	所属
高橋 正樹	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
初見 歌奈子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント

第2章 調査設計

第1節 調査における問題意識

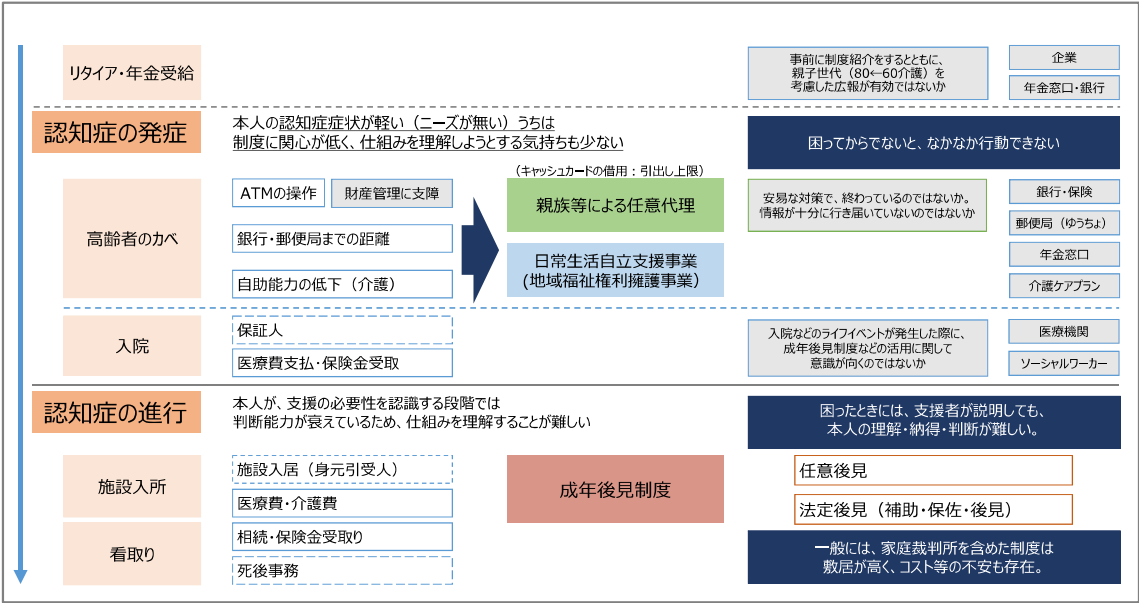
- 本調査における調査テーマにおける問題意識として、検討委員会及びヒアリング調査において、以下の点が指摘された。

(1)保佐・補助の活用

① 成年後見制度の普及啓発の必要性

- 認知症の発症前又は認知症の初期段階である高齢者は、財産管理や身上保護に関する支援へのニーズを感じていないため、成年後見制度に関心を持っておらず、制度を理解していない可能性がある。そのため、判断能力があまり低下していない段階において、本人が成年後見制度の利用を希望することは少ないのではないかと。
- 一方、認知症の症状が進行し、財産管理や身上保護などの面における課題が表面化し、後見人による支援が必要と認識される段階では、成年後見制度の利用に関する本人の理解・納得を得ることが難しいと考えられる。
- 本人が成年後見制度の利用に理解・納得し、支援者とコミュニケーションを取りながら、自分の意思で制度を活用するためには、認知症の初期段階で成年後見制度の利用を開始することが重要ではないかと。
- また、認知症の初期段階で成年後見制度の利用につながるためには、認知症の発症前から本人が成年後見制度について知る機会を設けることが重要ではないかと。特に、金融機関や郵便局など日常生活において馴染みが深い機関における周知活動や、入院や介護施設への入所時などライフイベントに合わせた普及啓発を実施することが有効ではないかと。

図表8 保佐・補助における問題意識①

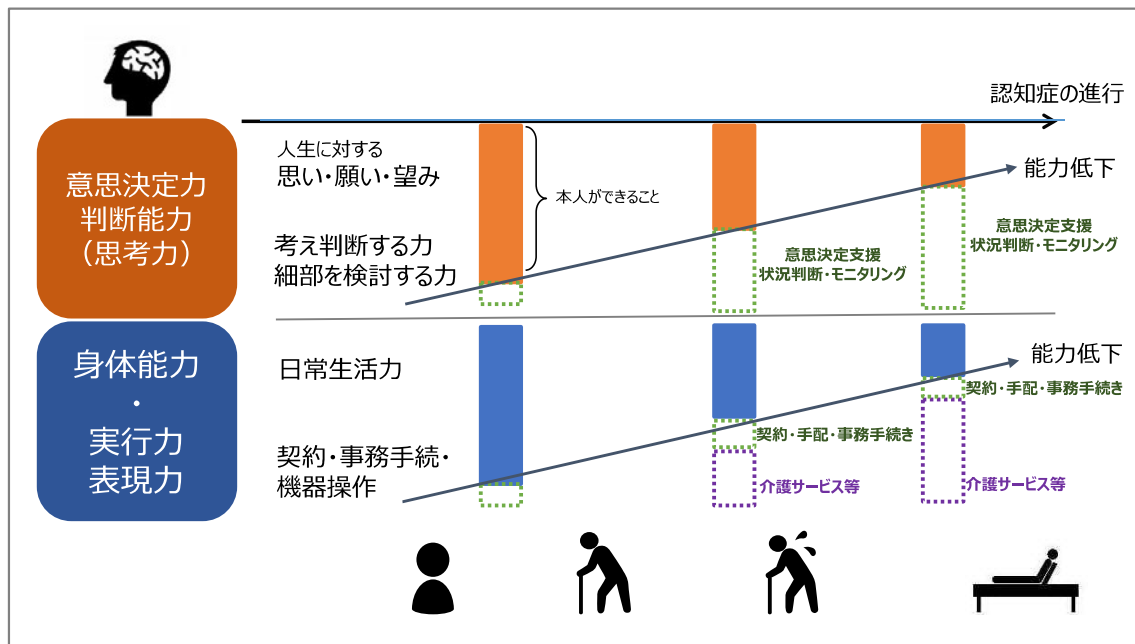


(出典) みずほ情報総研作成

② 認知症の初期段階から成年後見制度を利用することのメリット

- 認知症の初期段階において成年後見制度の利用を開始した場合、本人は支援者に対して自分の意思を伝えることが可能なため、希望に沿った支援を受けられる可能性が高くなる。また、支援者側にとっても、本人の意思を確認しながら支援方針を決定することができるため、不安が少なくなるというメリットがあるのではないかと。

図表9 保佐・補助の活用に向けた問題意識②

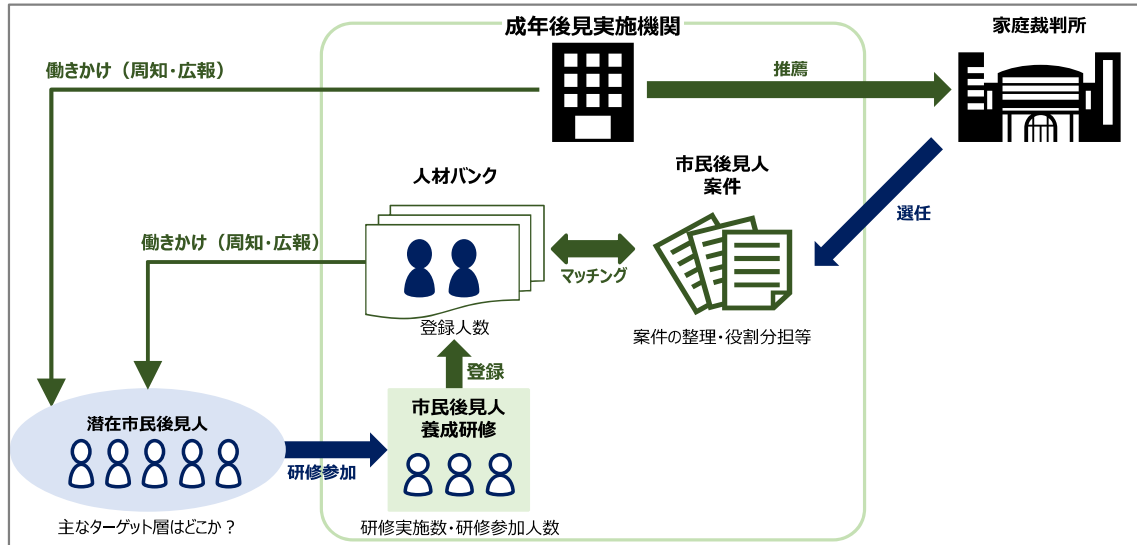


(出典)みずほ情報総研作成

(2)市民後見人の活用

- 市民後見人が案件を受任するまでの一般的な流れは、「①市民後見人養成研修の受講」「②市民後見人として成年後見実施機関等の名簿(人材バンク)に登録」「③マッチング後、家庭裁判所に推薦」「④家庭裁判所から選任」であると考えられる。
- 市民後見人を確保するためには、社会貢献活動に興味のある方など、成年後見制度の普及の上に、市民後見活動に興味を持つと考えられる人材(潜在市民後見人)に対して、市民後見活動に関する周知・広報を行うことが有効ではないかと。
- 上記の周知・広報にあたっては、どのような方が市民後見活動に興味を持つ可能性が高いのかを把握することが重要であると同時に、市民後見人養成研修への参加を促すための効果的な宣伝方法を考える必要があるのではないかと。
- 市民後見人養成研修への参加を促すためには、市民後見活動の魅力を分析し、潜在市民後見人に対してアピールすることが必要ではないかと。

図表10 市民後見人の活用における問題意識

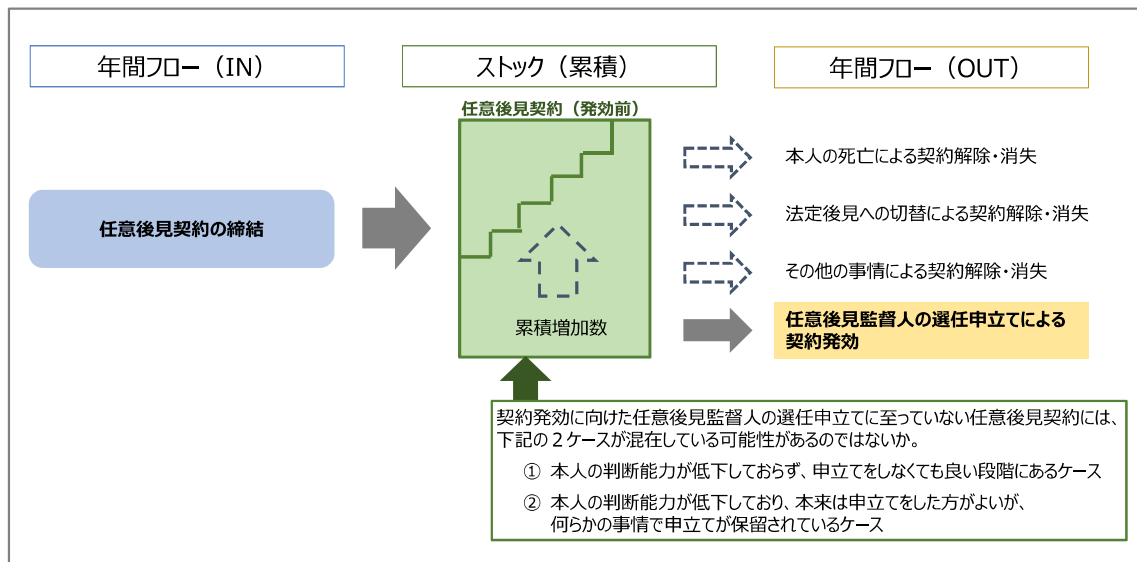


(出典) みずほ情報総研作成

(3)任意後見の活用

- 任意後見契約の締結数は近年増加傾向にあるものの、契約発効（任意後見監督人の選任）に至っている数が少ない。
- 任意後見契約の締結数と契約発効数の間に大きな差がある理由としては「①契約数が多いため、発効前の案件が累積している」「②統計データでは観測されていない契約解除・消失がある」「③契約発効をためらってしまう課題がある」などが想定されるのではないかな。

図表11 任意後見の活用に向けた問題意識



(出典) みずほ情報総研作成

第2節 アンケート調査項目の検討

- アンケート調査項目については、調査における問題意識(本章の第1節)を踏まえ、下記のとおり設定した。

(1)認知症の人の保佐・補助の活用

成年後見関連事業の実施法人・団体 (または) 保佐人・補助人、 任意後見人の経験者	- 認知症の人の保佐・補助の活用に向けた方針・意向 - 認知症の人の保佐・補助の活用に向けて実施している取組 - 認知症の初期段階から成年後見制度を利用することで得られるメリット - 認知症の方の保佐・補助の案件において困難さ・課題を感じる事 - 保佐・補助の今後の活用に向けた施策に関する御意見
--	--

(2)市民後見人の活用

市民後見関連事業の実施団体・法人	- 市民後見人の活用に向けた方針・意図、実施している取組 - 市民後見人を推薦するケースの特徴 - 市民後見人登録制度の登録者数、修了者数、受任件数 - 市民後見人養成研修の受講者募集方法・受講者層 - 市民後見人を活用するメリット - 受任後の市民後見人に対する支援・フォローアップの内容 - 市民後見人の確保に向けた施策に関する御意見
市民後見人	- 法定後見の受任件数、受任形態(活動形態) - 現在の職業、主な職歴・職種 - 受任ケースにおける主な活動内容 - 市民後見の制度を知ったきっかけ、始めようと思ったきっかけ - 市民後見人養成研修の受講経験 - 市民後見活動のやりがい・モチベーション、受任することのメリット - 市民後見活動について、中核機関等から受けた支援の内容 - 市民後見活動において困難さ・課題を感じる事 - 今後の活用に向けた施策に関する御意見

(3)任意後見契約の活用

任意後見人の経験者	- 任意後見契約の締結件数・発効件数 - 任意後見契約の活用に向けた方針・意向、実施している取組 (本人が)任意後見契約を検討するきっかけ - 任意後見契約を活用するメリット - 発効したほうが良いと考えられるが保留されている任意後見契約の割合 - 任意後見契約の今後の活用に向けた施策に関する御意見
-----------	--

第3章 アンケート調査

第1節 調査目的

- 認知症の人の成年後見制度の運営や市民後見人の育成等の実態を把握し、今後の成年後見制度の利用促進に係る検討を行うことを目的として、全国の成年後見実施機関及び成年後見人を対象としたアンケート調査を実施した。

第2節 調査概要

(1)調査対象の選定

- 調査票については、調査対象となる団体(者)及び主な設問内容に応じて、「法人・団体票」「個人票」「市民後見人票」の3種類を作成した。各調査票の主な設問内容及び調査対象は下図表の通りである。
- 「法人・団体票」は、成年後見に関連した事業を実施している全国の法人(831か所)に対して回答依頼を行った。
- 「個人票」及び「市民後見人票」については、「法人・団体票」の調査対象となった法人を通じて、調査対象者に回答依頼を行った。

図表12 各調査票の設問内容・調査対象

調査票	主な設問内容	調査対象
法人・団体票	● 法人概要 ● 保佐・補助の活用について ● 任意後見契約の活用について ● 市民後見人の活用について	● 成年後見に関連した事業を実施している全国の法人(831か所) ※ 調査対象とした法人・団体の詳細は図表13を参照。
個人票	● 回答者の属性 ● 保佐・補助の活用について ● 任意後見契約の活用について	● 以下のA～Cのいずれかに該当する方 ※1つの法人につき最大10名 A. 任意後見の受任(契約等の支援含む)経験がある方 B. 認知症の人の補助人の受任・担当経験がある方 C. 認知症の人の保佐人の受任・担当経験がある方
市民後見人票	● 回答者の属性 ● 市民後見活動について	● 以下のA～Cのいずれかに該当する方 ※1つの法人につき最大10名 A. 市民後見人として受任経験のある方 B. 法人後見の支援員として活動されている市民後見人の方 C. 市民後見人養成講座の修了者(上記A,Bの該当者がいない場合)

図表13 調査対象 法人・団体（内訳）

- 市区町村社会福祉協議会…43 か所（政令指定都市及び東京特別区）
- 単位弁護士会…52 か所
- 成年後見センター・リーガルサポート支部…50 か所
- 都道府県社会福祉士会（権利擁護センターばあとなあ）…47 か所
- 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター支部…43 か所
- 一般社団法人社労士成年後見センター…47 か所
- 平成 29 年度調査結果に記載されている成年後見実施機関（注 1）…159 か所
- 上記以外で成年後見制度に関連する事業を実施している法人（注 2）…390 か所

注 1: 特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク「成年後見制度利用促進・市民後見事業に関する全国調査報告書」（平成 29 年 3 月）の調査結果（p.94－p.98）抜粋。

注 2: 内閣府の認定 NPO 法人データベース等において、「成年後見」「権利擁護」「任意後見」「死後事務」等のキーワード検索を行った。

(2)調査方法

- WEB アンケートシステムにて調査票の回収を行った。
- なお、調査への回答依頼及び回答方法の案内は郵送で行った。

(3)調査実施期間

- 2018 年 12 月 20 日（金）～2019 年 1 月 25 日（金）
- ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

(4)回収結果

- アンケートの回収結果は次の通りであった。

図表14 アンケート回収結果

対象	配布数	回収数	回収率
法人・団体票	831 件	249 件	30.0%
個人票	8,310 件 ^(注)	318 件	— ^(注)
市民後見人票	8,310 件 ^(注)	154 件	— ^(注)
合計	-	721 件	

（注）「個人票」及び「市民後見人票」については、調査対象者の母数に関する統計データがないことに加え、「法人・団体票」の調査対象法人を通して回答依頼（各 10 部ずつ）を行ったことから、配布数は参考値であり、回収率は算出できない。

第3節 調査結果

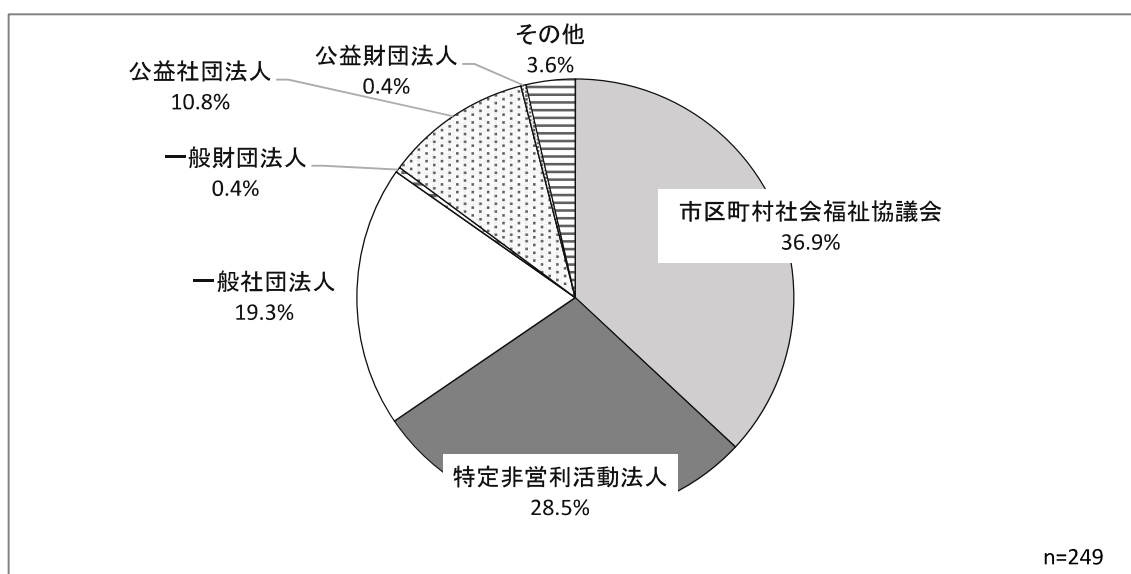
(1)調査に回答した法人・団体の状況

○ 「法人・団体票」に回答した法人及び団体の状況は、以下の通りである。

① 団体種別

- アンケート調査に回答した法人・団体は、「市区町村社会福祉協議会」が 36.9%、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」が 28.5%、「一般社団法人」が 19.3%であった。
- その他については、「社会保険労務士会」、「弁護士会」などの回答があった。

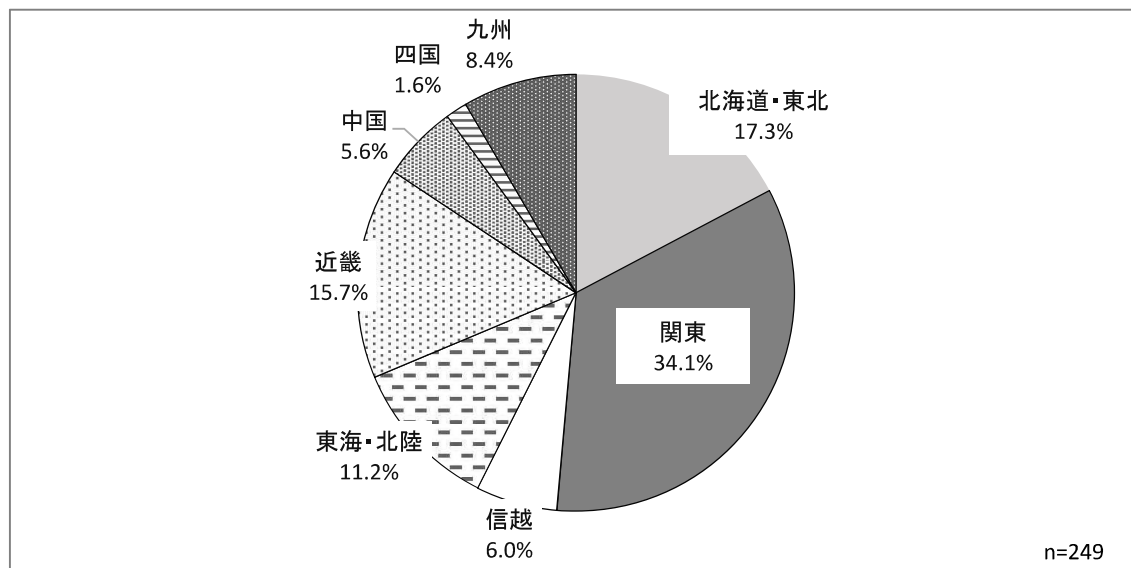
図表15 アンケート調査に回答した法人の団体種別（法人・団体）



② 所在地

- アンケート調査に回答した法人の所在地は、「関東」が 34.1%と最も多く、「北海道・東北」が 17.3%、「近畿」が 15.7%であった。

図表16 所在地（法人・団体）



③ 実施事業

- 法人・団体が実施している事業を法人種別ごとにみると、「市区町村社会福祉協議会」が最も多く事業を実施している。また、次に多く事業を実施しているのは、「特定非営利活動法人」であった。

図表17 実施事業（法人・団体）〔複数回答〕【法人・団体種別ごと】

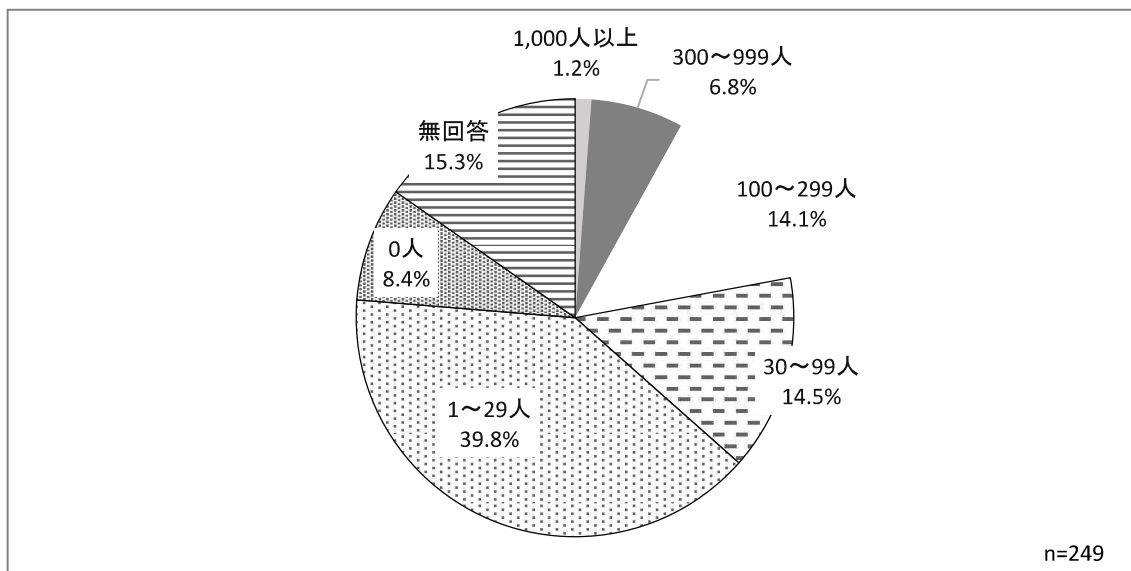
n=249

	合 計	成年後見関連事業									上記以外の事業			
		相談 受付	申立 の支 援	法人 後見	任意 後見 契約 （受 任調 整、 相談 アド バイス 含む）	成年 後見 制度 に関 する 普及 啓発	市民 後見 （市 民後 見人 の養 成、 登録 制度 の運 営な ど）	第三 者後 見人 に関 する コー ディ ネー ト活 動 （受 任調 整）	後見 人の 活動 支援 （サ ポー ト、 バッ クア ップ）	そ の 他	日 常生 活自 立支 援事 業	財 産管 理委 任契 約	死 後事 務委 任契 約	そ の 他
全体	1,570 100.0%	240 15.3%	181 11.5%	168 10.7%	131 8.4%	224 14.2%	114 7.2%	84 5.4%	160 10.2%	37 2.3%	108 6.9%	47 3.0%	47 3.0%	30 1.9%
市区町村社会福祉協議会	92 100.0%	91 98.9%	79 85.9%	82 89.1%	36 39.1%	88 95.7%	68 73.9%	36 39.1%	55 59.8%	10 10.9%	88 95.7%	3 3.3%	2 2.2%	9 9.8%
特定非営利活動法人	71 100.0%	63 88.7%	52 73.2%	53 74.6%	37 52.1%	54 76.1%	28 39.4%	11 15.5%	36 50.7%	4 5.6%	12 16.9%	19 26.8%	22 31.0%	10 14.1%
一般社団法人	48 100.0%	46 95.8%	25 52.1%	11 22.9%	32 66.7%	44 91.7%	5 10.4%	23 47.9%	35 72.9%	8 16.7%	3 6.3%	17 35.4%	17 35.4%	6 12.5%
一般財団法人	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%
公益社団法人	27 100.0%	25 92.6%	13 48.1%	15 55.6%	17 63.0%	26 96.3%	8 29.6%	10 37.0%	26 96.3%	10 37.0%	0 0.0%	4 14.8%	3 11.1%	2 7.4%
公益財団法人	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
その他	9 100.0%	7 77.8%	5 55.6%	1 11.1%	3 33.3%	4 44.4%	1 11.1%	3 33.3%	5 55.6%	4 44.4%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%

④ 職員数・ボランティア数

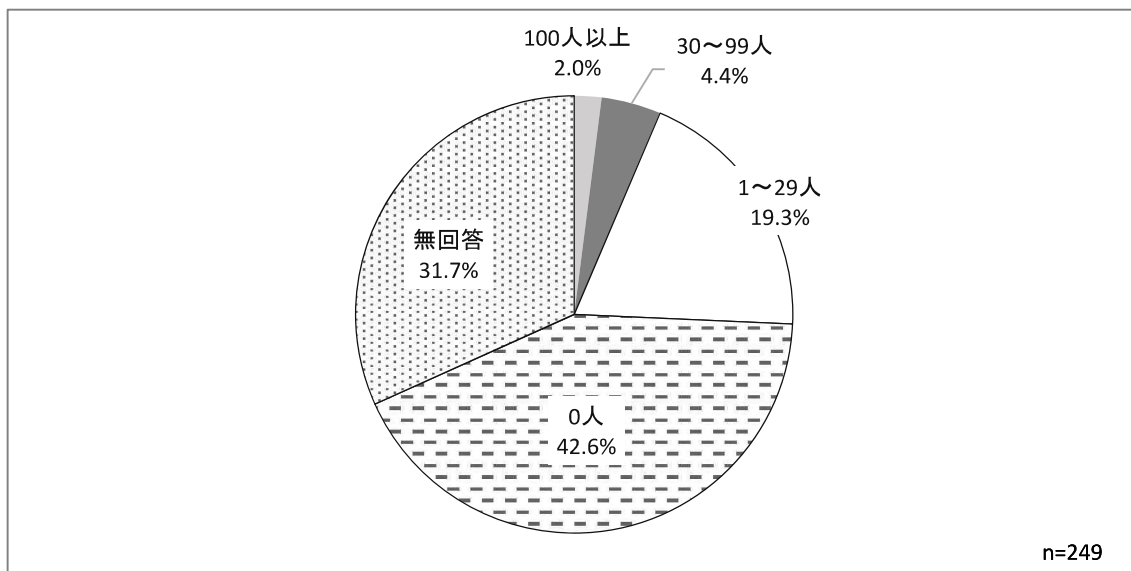
- アンケートに回答した法人・団体の職員数は、「1～29 人」が最も多く、39.8%であった。次に多いのは、「30～99 人」で 14.5%であった。一方で、ボランティアのみ(正規職員数 0 人)と回答した法人・団体も 8.4%あった。

図表18 法人全体の職員数（法人・団体）※ボランティア除く



- ボランティアの数は「0 人」が最も多く、42.6%であった。次に多いのは、「1～29 人」で 19.3%であった。

図表19 ボランティア数（法人・団体）



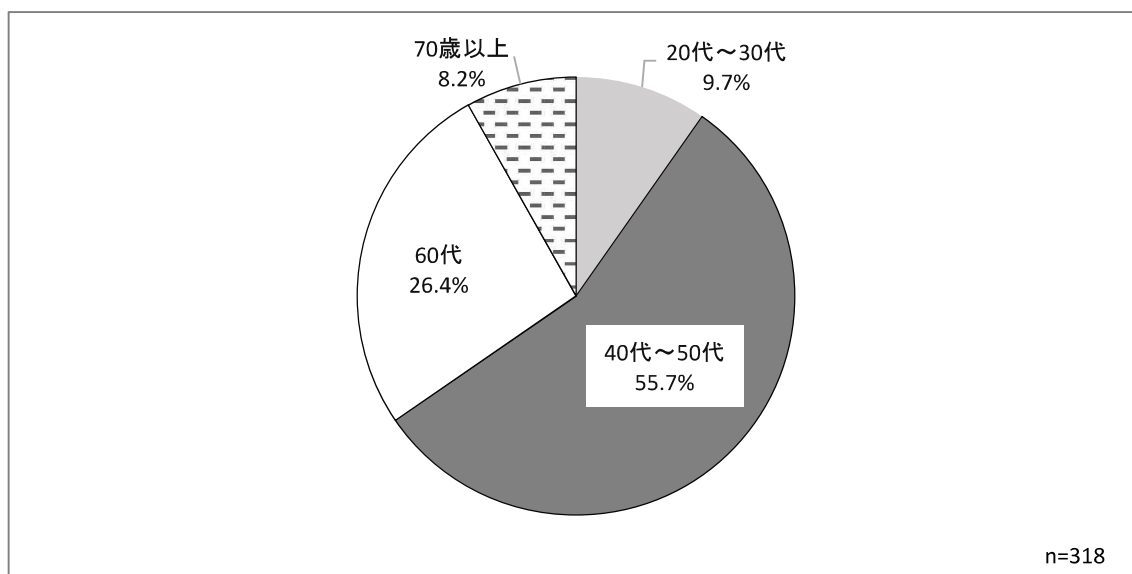
(2)調査に回答した個人の状況

- 「個人票」に回答した方(保佐人・補助人の経験者、任意後見人の経験者)の状況は、以下の通りである。

① 年齢

- 回答者の年齢は、「40代～50代」が55.7%と最も多く、「60代」が26.4%、「20代～30代」が9.7%であった。

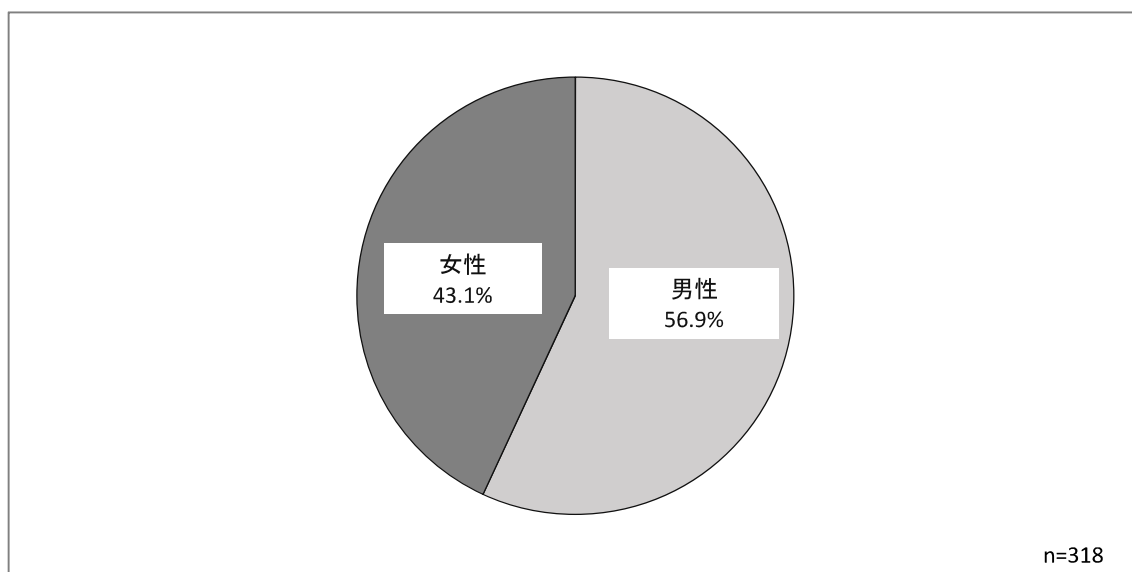
図表20 年齢（個人）



② 性別

- 回答者の性別は、「男性」が56.9%、「女性」が43.1%であった。

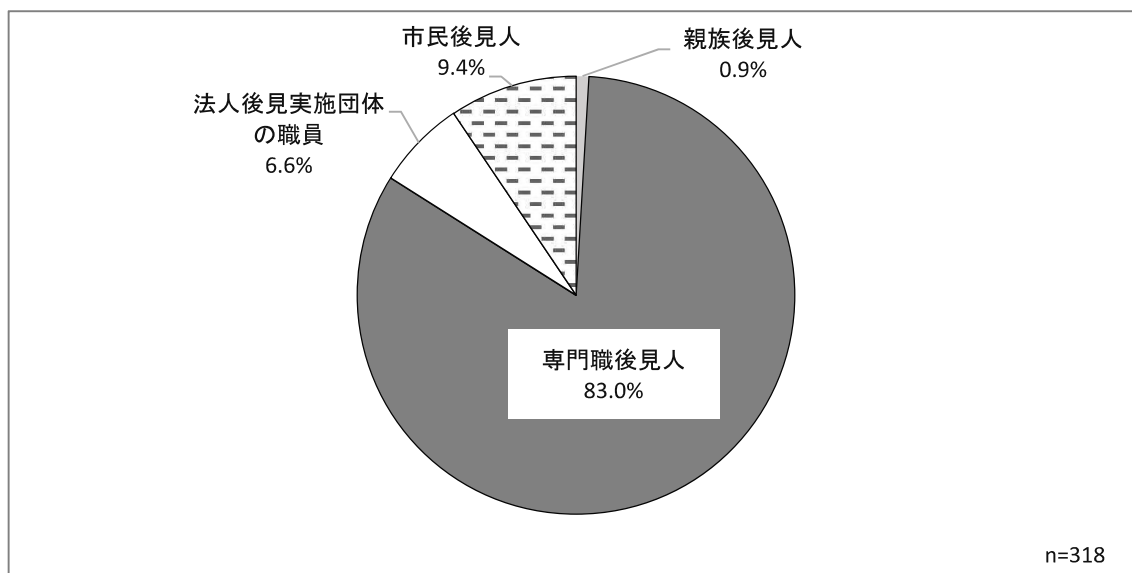
図表21 性別（個人）



③ 属性

- 回答者の属性は、「専門職後見人」が83.0%と最も多く、「市民後見人」が9.4%、「法人後見実施団体の職員」が6.6%であった。

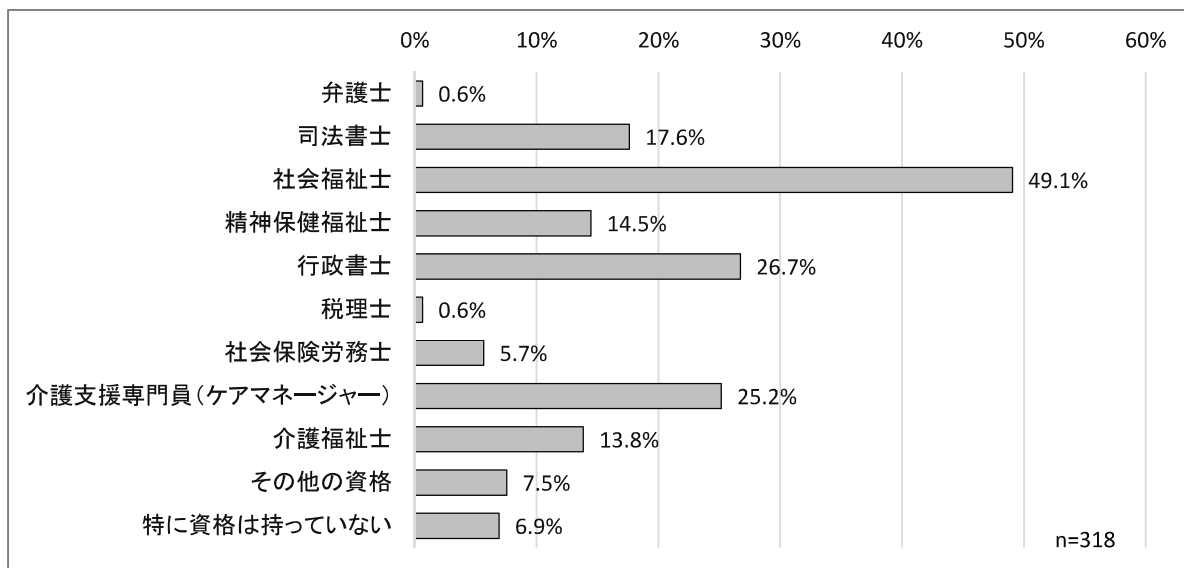
図表22 属性（個人）



④ 保有している資格

- 回答者が保有している資格について、「社会福祉士」が49.1%と最も多く、「行政書士」が26.7%、「介護支援専門員(ケアマネージャー)」が25.2%であった。

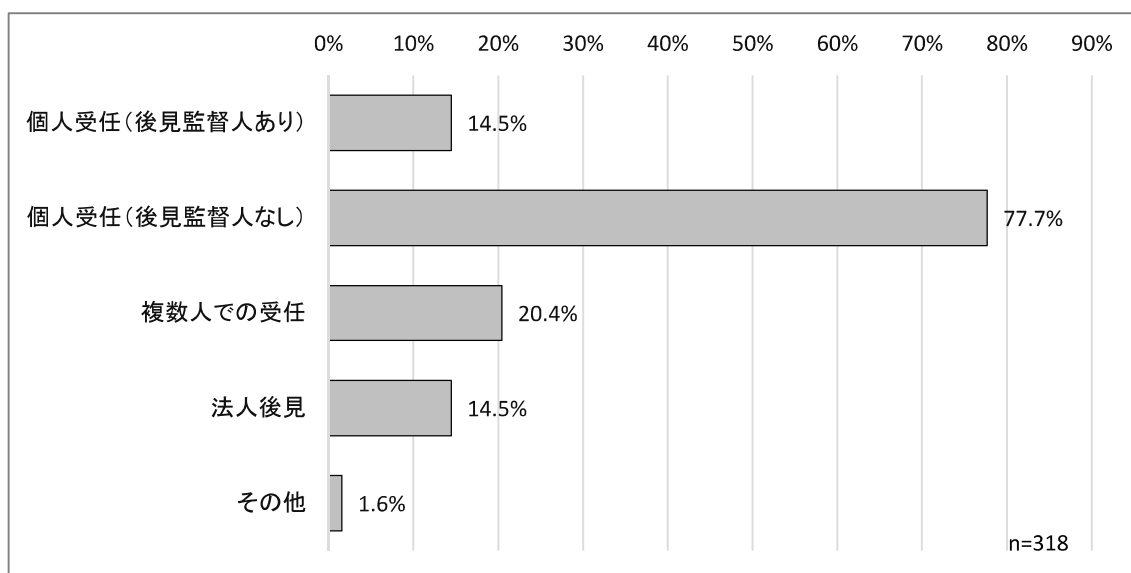
図表23 保有している資格（個人）〔複数回答〕



⑤ 受任形態

- 受任形態は、「個人受任(後見監督人なし)」が 77.7%と最も多く、「複数人での受任」が 20.4%、「個人受任(後見監督人あり)」が 14.5%であった。

図表24 受任形態（個人）〔複数回答〕



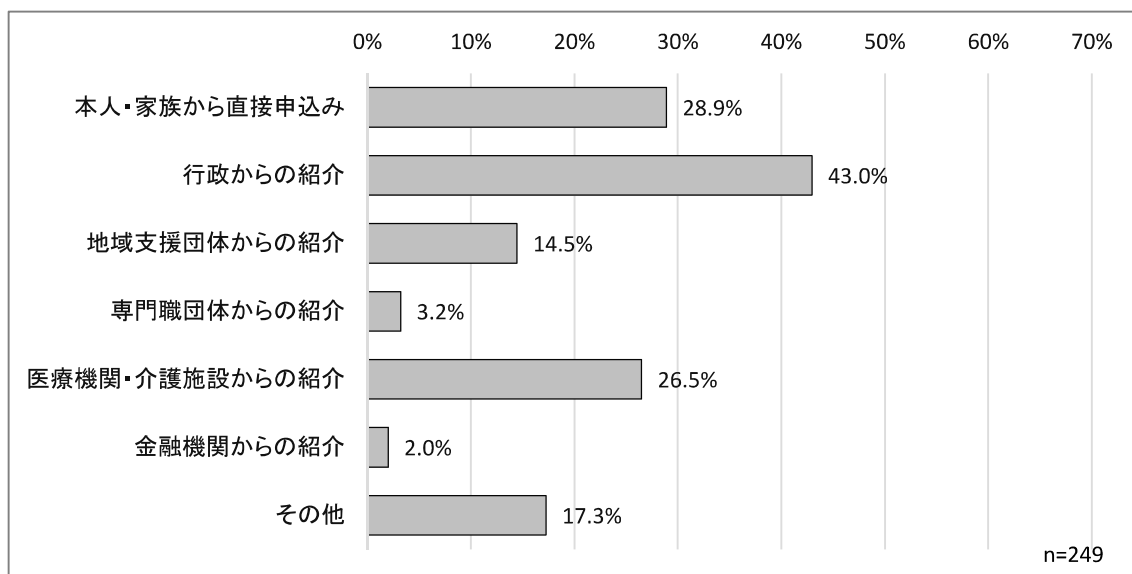
(3)保佐・補助の活用

① 成年後見制度に関する案件の紹介元

(法人・団体)

- 成年後見制度に関する案件の紹介元は、「行政からの紹介」が 43.0%で最も多く、次いで「本人・家族から直接申込み」が 28.9%、「医療機関・介護施設からの紹介」が 26.5%であった。
- その他の回答としては、「家庭裁判所からの受任依頼」が最も多く、次いで、「日常生活自立支援事業からの移行」、「地域包括支援センター・居宅介護支援事業」等が多くみられた。

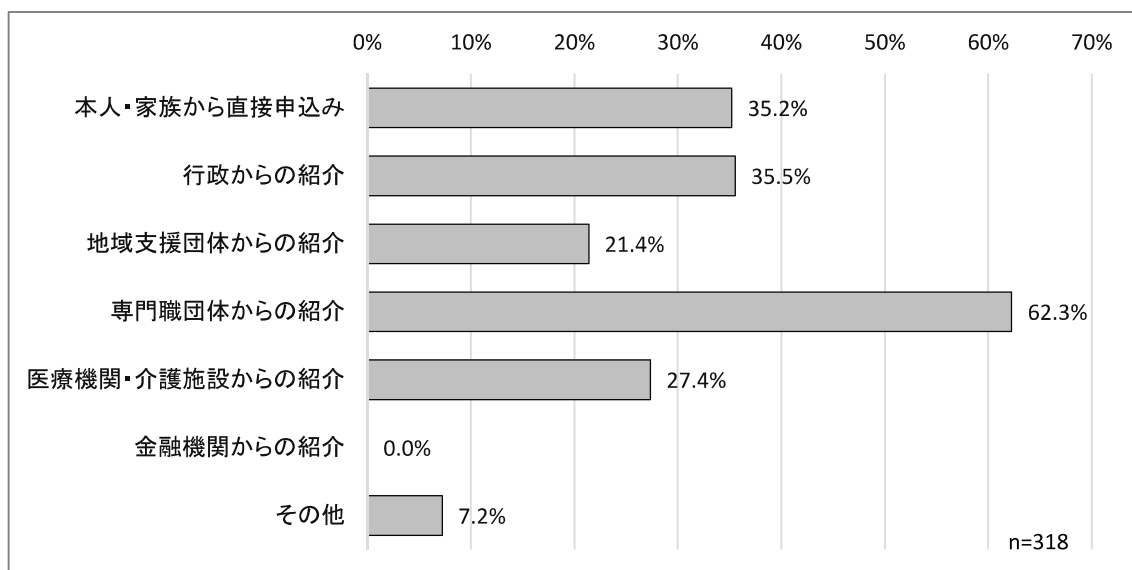
図表25 成年後見制度に関する案件の紹介元（法人・団体）〔複数回答、最大3つ〕



(個人)

- 成年後見制度に関する案件の紹介は、「専門職団体からの紹介」が 62.3%と最も多く、「行政からの紹介」が 35.5%、「本人・家族から直接申込み」が 35.2%であった。
- その他の回答として、「家庭裁判所からの依頼」、「成年後見センターからの依頼」等がみられた。

図表26 成年後見制度に関する案件の紹介元（個人）〔複数回答、最大3つ〕

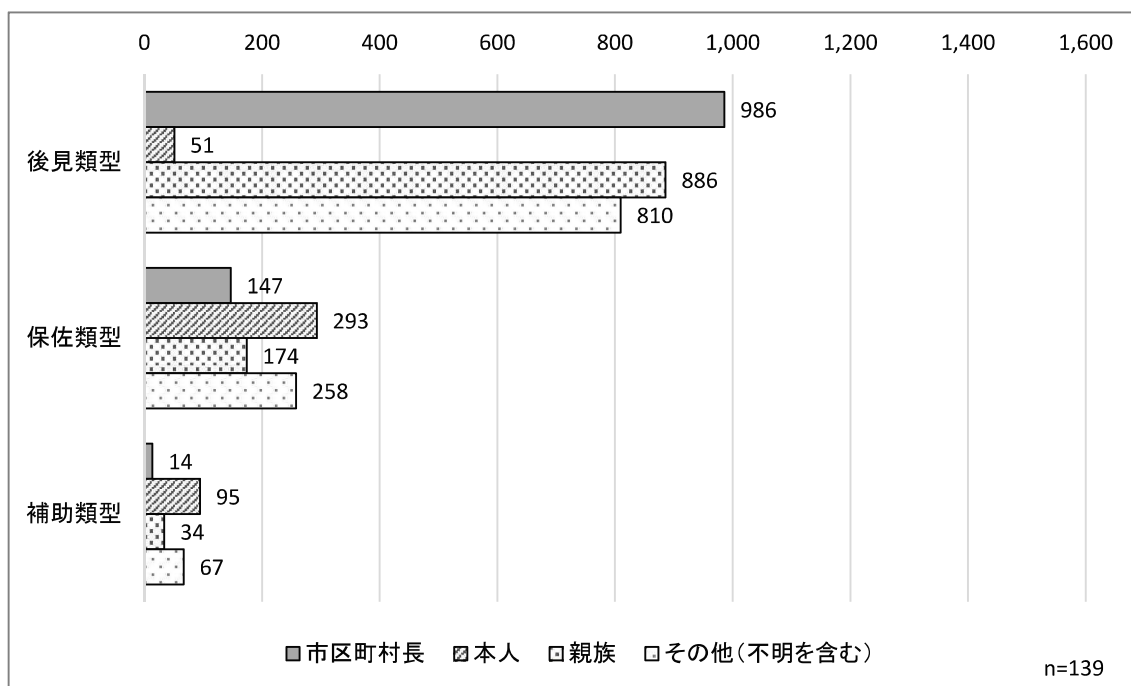


② 法定後見の受任件数

(法人・団体)

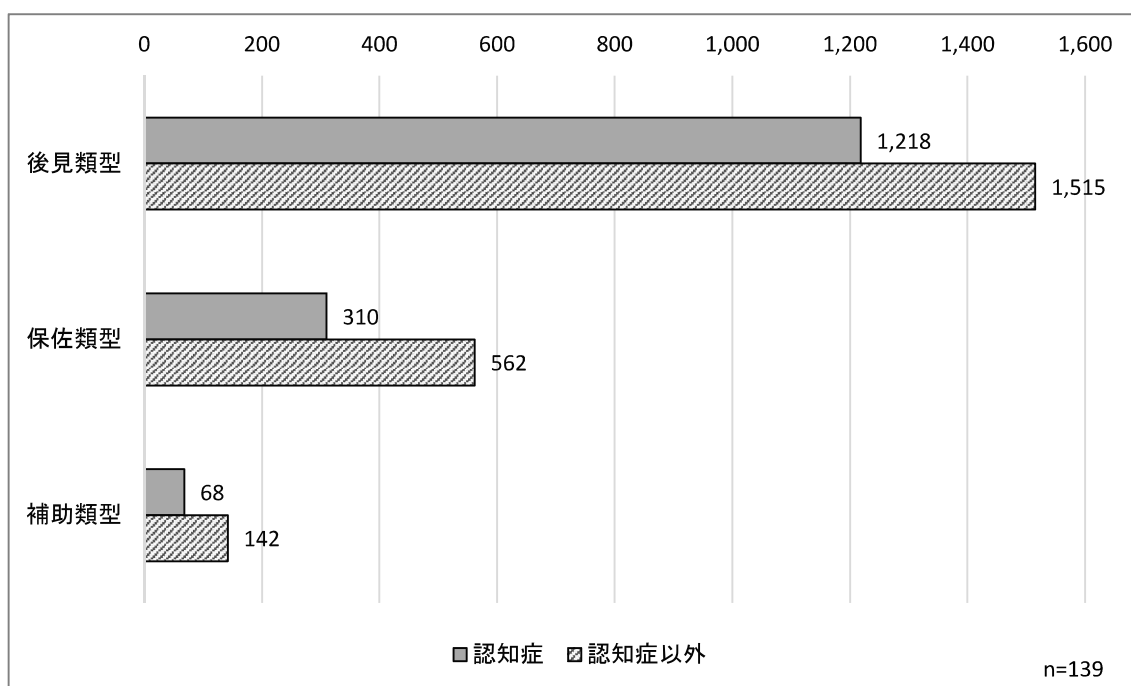
- 法定後見(法人後見)の受任件数は、後見類型が 2,733 件で最も多く、申立人は市区町村長、親族が多い状況であった。保佐・補助では、本人による申立てが最も多かった。
- また、本人の障害別(認知症と認知症以外)の比較では、後見類型では同数程度であるが、保佐・補助では認知症以外の方が多く結果となった。

図表27 法定後見の受任件数(法人・団体)【申立人別】



※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

図表28 法定後見の受任件数(法人・団体)【障害の種類別】

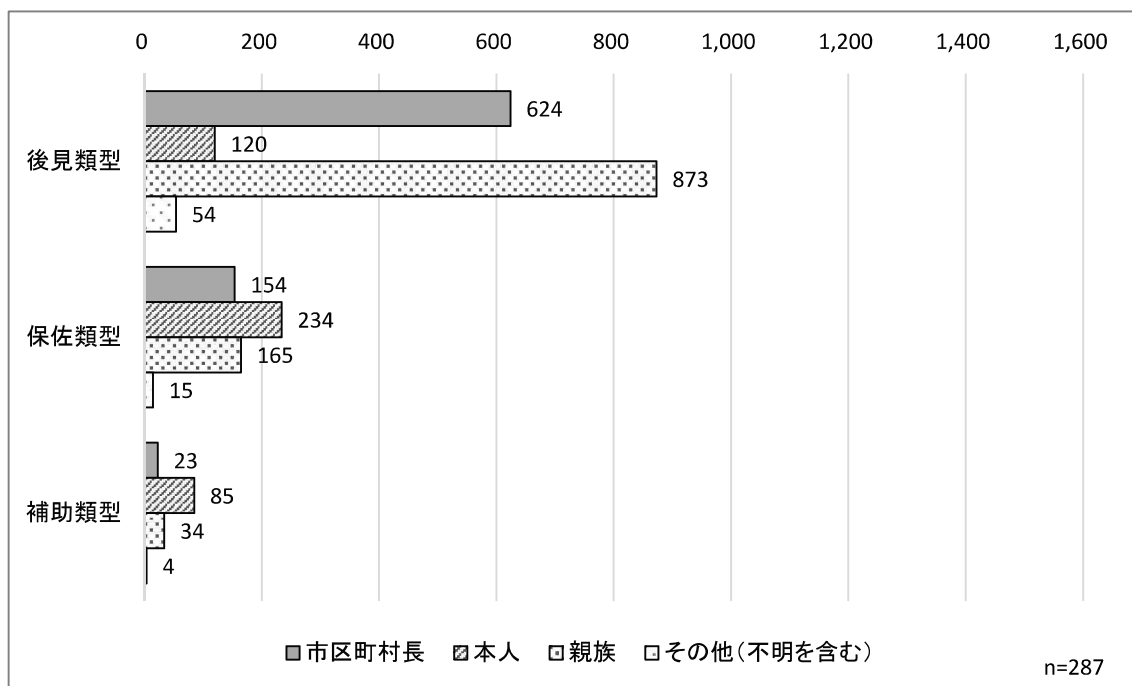


※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

(個人)

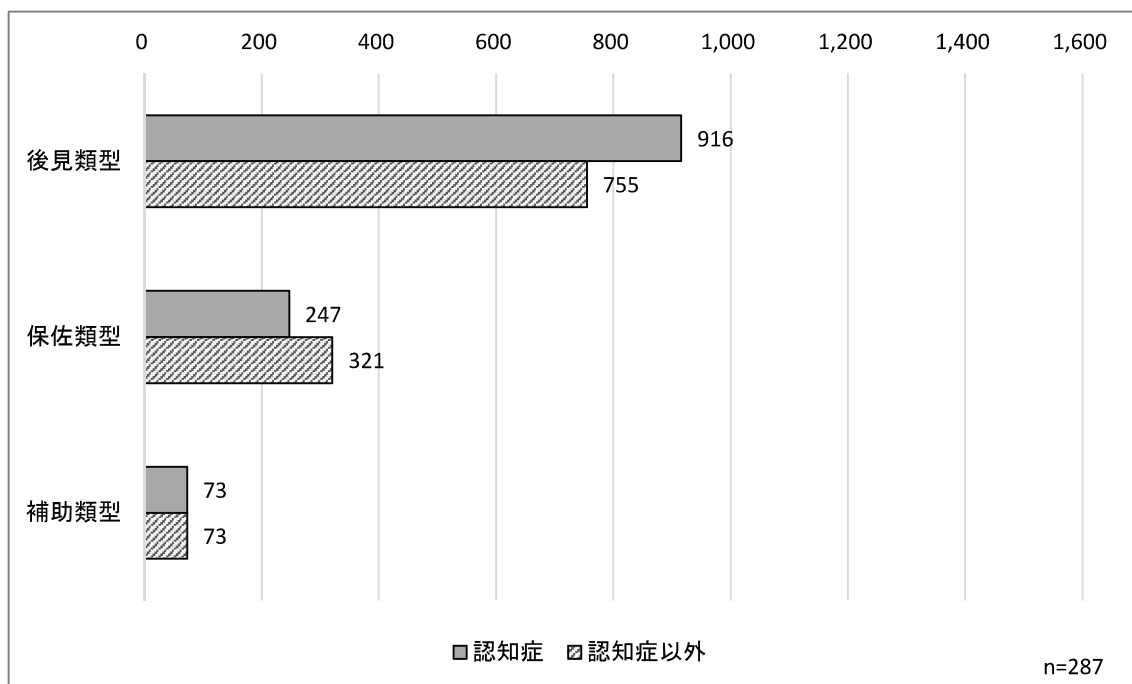
- 法定後見の受任件数は、後見類型が最も多く、申立人は親族申立、市区町村申立が多い状況であった。また、保佐・補助になると、本人申立が最も多かった。
- また、本人の障害別(認知症と認知症以外)の比較では、後見類型では認知症が多く、保佐・補助では認知症と認知症以外はほぼ同数の結果となった。

図表29 法定後見の受任件数(個人)【申立人別】



※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

図表30 法定後見の受任件数(個人)【障害の種類別】



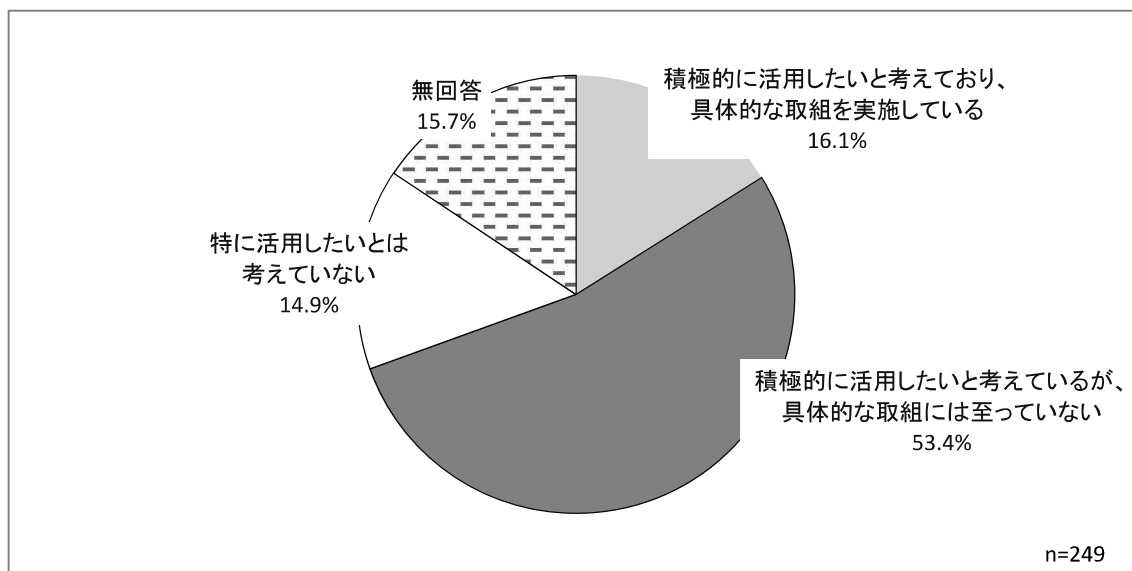
※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

③ 保佐・補助の活用に向けた方針・意向

(法人・団体)

- 認知症の人の保佐・補助の活用に向けた方針・意向について、「積極的に活用したいと考えているが、具体的な取組には至っていない」が 53.4%と最も多く、「積極的に活用したいと考えており、具体的な取組を実施している」が 16.1%であった。

図表31 保佐・補助の活用に向けた方針・意向（法人・団体）



④ 保佐・補助の活用に向けて実施している取組

(法人・団体)

- 認知症の人の保佐・補助の活用において実施している取組としては、「本人の実態に即した類型の検討、本人の意思を尊重する」、「本人・家族・医師等に対する丁寧な制度説明」が 18.2%、「日常生活自立支援事業からの移行」が 13.6%であった。

図表32 保佐・補助の活用に向けて実施している取組（法人・団体）〔自由回答〕

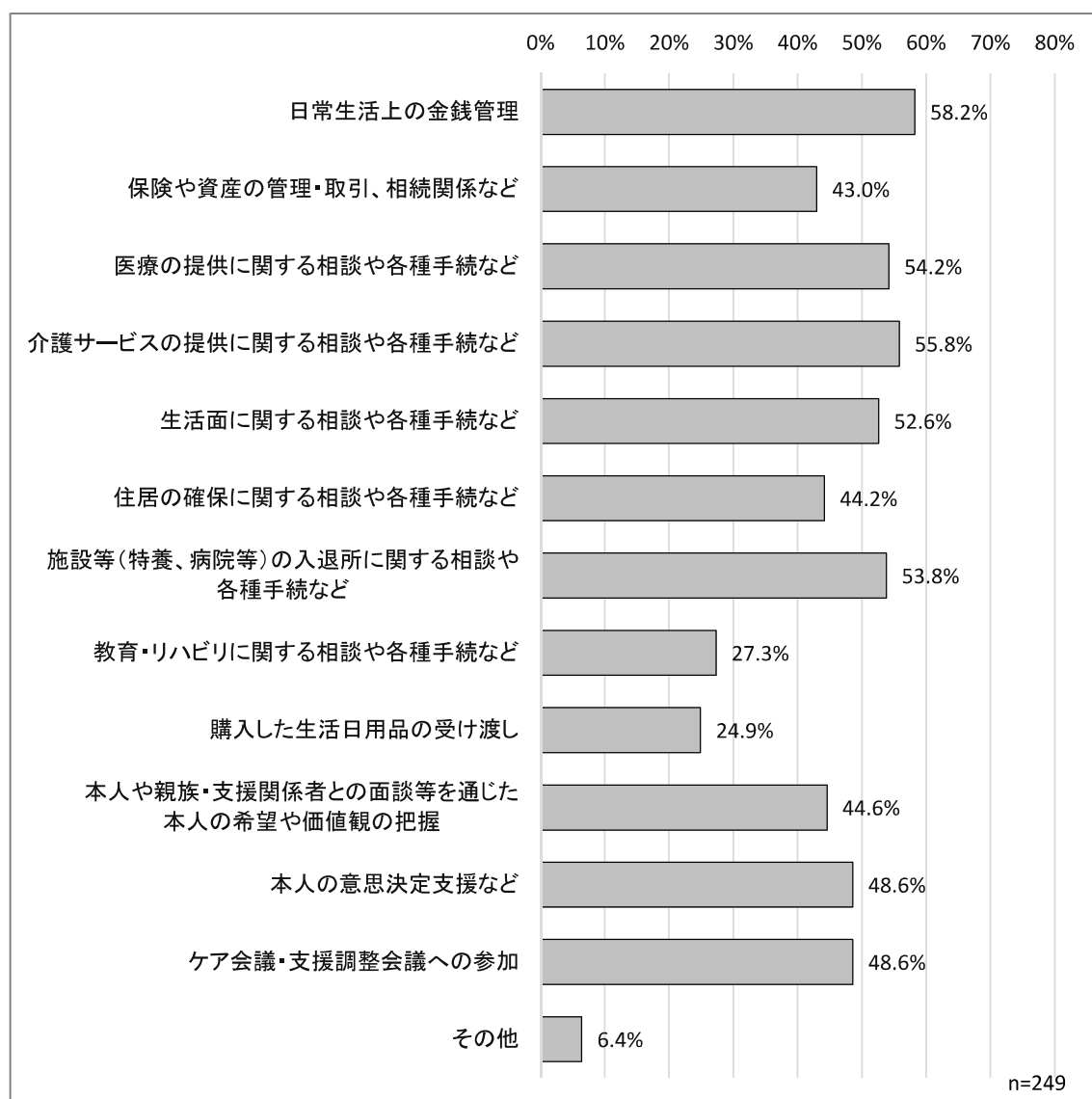
No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	本人の実態に即した類型の検討、本人の意思を尊重する	25	37.9%
2	本人・家族・医師等に対して丁寧な制度説明をする	12	18.2%
3	必要に応じて日常生活自立支援事業から移行する	9	13.6%
4	成年後見制度の普及啓発活動	5	7.6%
5	成年後見制度の早期利用を推進	3	4.5%
	全体	66	100.0%

⑤ 保佐・補助の受任案件における主な活動内容

（法人・団体）

- 認知症の人の保佐・補助の受任案件における主な活動内容について、「日常生活上の金銭管理」が 58.2%と最も多く、「介護サービスの提供に関する相談や各種手続など」が 55.8%、「医療の提供に関する相談や各種手続など」が 54.2%であった。
- その他の回答として、「生活支援（外出・買い物）」等が多くみられた。

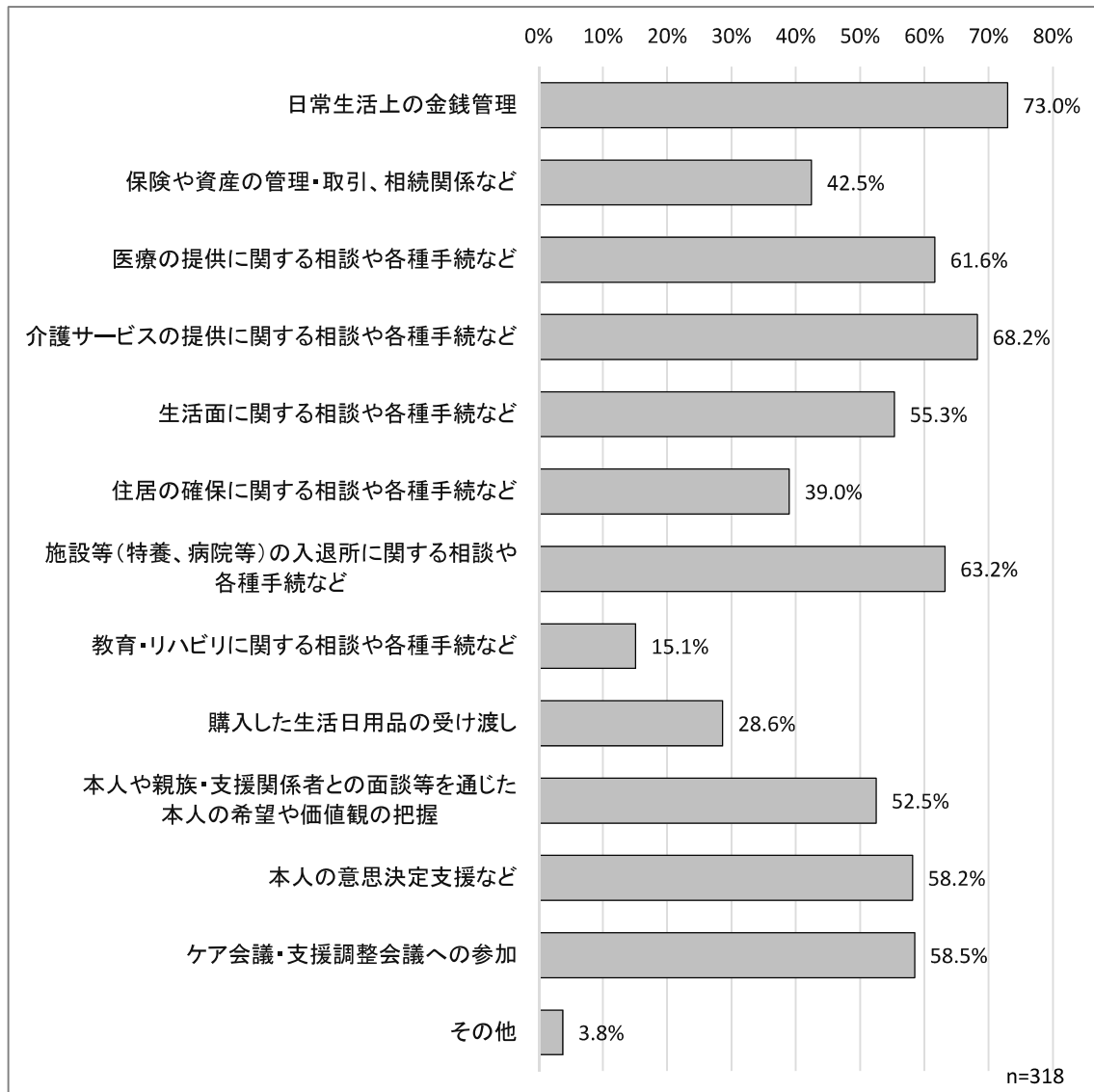
図表33 保佐・補助の受任案件における主な活動内容（法人・団体）〔複数回答〕



(個人)

- 認知症の人の保佐・補助の受任案件における主な活動内容について、「日常生活上の金銭管理」が 73.0%と最も多く、「介護サービスの提供に関する相談や各種手続など」が 68.2%、「施設等(特養、病院等)の入退所に関する相談や各種手続など」が 63.2%であった。

図表34 保佐・補助の受任案件における主な活動内容（個人）〔複数回答〕

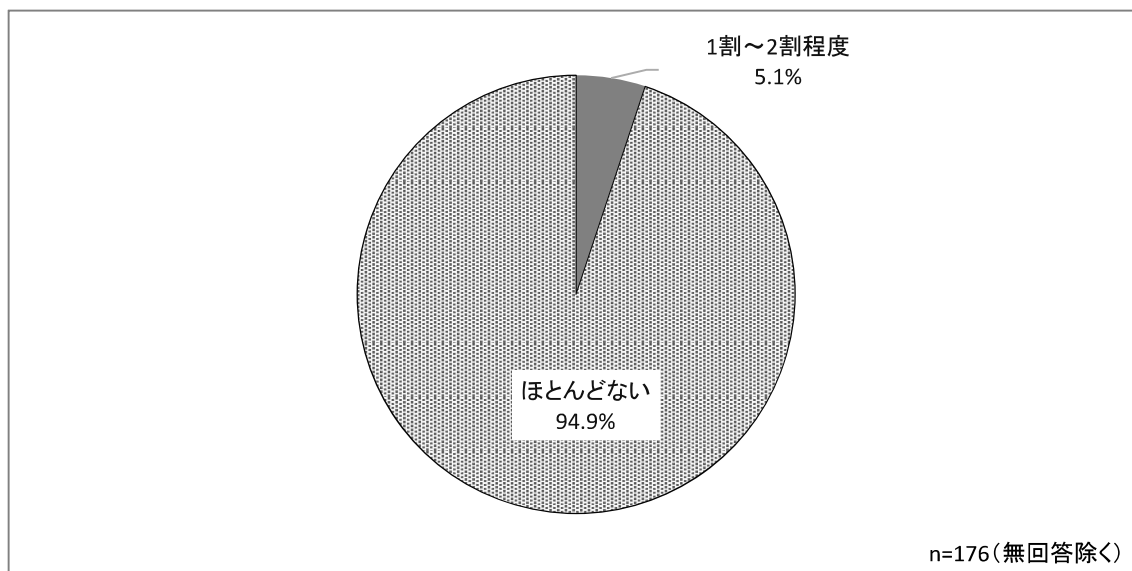


⑥ より軽い類型への変更・後見等開始審判取消の検討状況

(法人・団体)

- 認知症の人の後見類型のケースのうち、成年後見制度の利用中に、より軽い類型への変更・後見等開始審判の取消を検討したことがある割合は、「ほとんどない」が 94.9%と大半を占め、「1 割～2 割程度」が 5.1%であった。

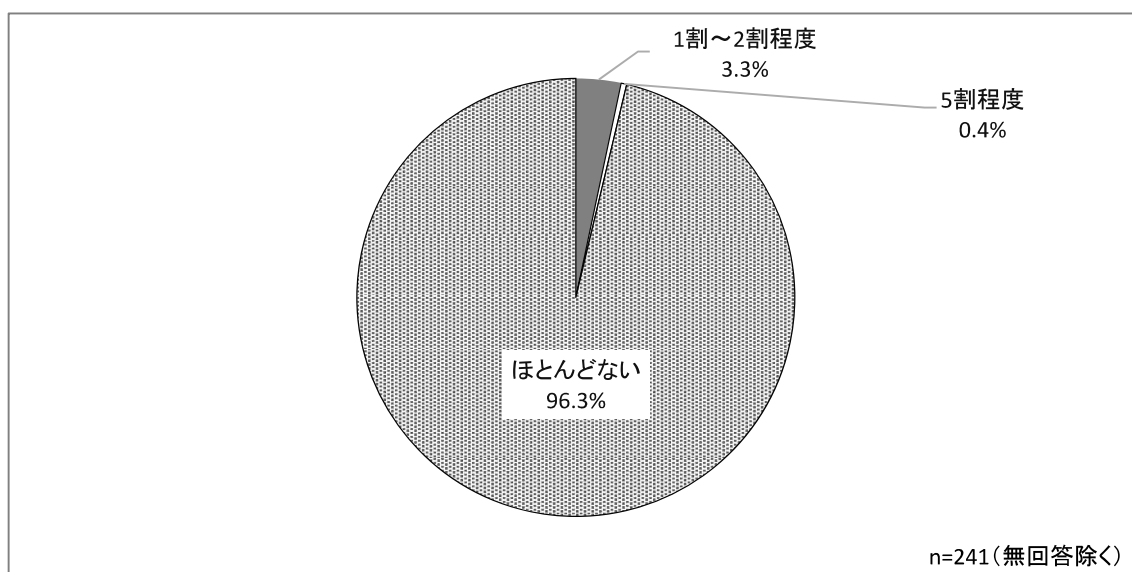
図表35 より軽い類型への変更・後見等開始審判取消の検討状況（法人・団体）



(個人)

- 認知症の人の後見類型のケースのうち、成年後見制度の利用中に、より軽い類型への変更・後見等開始審判の取消を検討したことがある割合は、「ほとんどない」が 96.3%と大半を占め、「1 割～2 割程度」が 3.3%、「5 割程度」が 0.4%であった。

図表36 より軽い類型への変更・後見等開始審判取消の検討状況（個人）



⑦ 類型変更・後見等開始審判の取消の実施件数

(法人・団体)

- 被後見人等が認知症の人の場合における類型変更・後見等開始審判の取消の実施件数、「後見等開始審判の取消」が7件、「後見類型⇒保佐類型」が2件であった。

(個人)

- 被後見人等が認知症の人の場合における類型変更・後見等開始審判の取消の実施件数(累計)は、「後見等開始裁判の取消」「後見類型⇒保佐類型」と「後見類型⇒補助類型」が各8件であった。

図表37 類型変更・後見等開始審判の取消の実施件数（法人・団体、個人）〔複数回答〕

No.	項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	後見類型⇒保佐類型	2	22.2%	8	36.4%
2	後見類型⇒補助類型	0	0.0%	4	18.2%
3	保佐類型⇒補助類型	0	0.0%	2	9.1%
4	後見等開始審判の取消	7	77.8%	8	36.4%
	全体	9	100.0%	22	100.0%

⑧ 保佐・補助の活用によるメリット

A. 保佐類型 本人にとってのメリット

- 認知症の人の保佐類型の活用による本人にとってのメリットについて、「本人の意思確認が可能なため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる」が 52.4%と最も多く、「財産管理など、支援をしてほしいところを補助してもらえるため安心して生活できる(残存能力の活用)」が 32.4%であった。(数値はいずれも法人・団体)

図表38 保佐類型 本人にとってのメリット〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人の意思確認が可能なため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる	55	52.4%	43	58.9%
2	財産管理など、支援をしてほしいところを補助してもらえるため安心して生活できる(残存能力の活用)	34	32.4%	29	39.7%
3	消費者被害や契約トラブルを防止できる。取消権があるため、本人への強い権利擁護支援が可能	24	22.9%	11	15.1%
4	判断能力がある時点から利用することで、今後の生活の希望を伝えておくことができ、信頼関係が構築しやすい	19	18.1%	23	31.5%
5	法律行為など、本人の判断能力では対応が難しいことをサポートすることができる	16	15.2%	15	20.5%
	全体	105	100.0%	73	100.0%

B. 保佐類型 支援者にとってのメリット

- 認知症の人の保佐類型の活用による支援者にとってのメリットについて、「本人の意思確認が可能なため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる」が 60.4%と最も多く、「重要な法律行為の同意権・取消権があらかじめ付与されていることに加え、必要な代理権も最小限付与できるため、本人の意思を尊重しつつ、保護が必要なケースでも活用できる」が 29.7%であった。(数値はいずれも法人・団体)

図表39 保佐類型 支援者にとってのメリット〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人の意思確認が可能なため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる	55	60.4%	45	66.2%
2	主要な同意権・取消権に加え、必要な代理権も付与できるため、本人の意思を尊重しつつ、保護が必要なケースでも活用できる	27	29.7%	15	22.1%
3	早期から関わりを持つことにより、本人との信頼関係を構築しやすい	25	27.5%	27	39.7%
4	金銭や不動産の管理を代理で行えるため、本人の生活を改善することができる	20	22.0%	8	11.8%
5	本人の状態をアセスメントした上で、必要最小限の支援を柔軟に実施することができる点	4	4.4%	9	13.2%
	全体	91	100.0%	68	100.0%

C. 補助類型 本人にとってのメリット

- 法人における認知症の人の補助類型の活用による本人にとってのメリットについて、「本人の意思確認が可能のため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる」が 47.0%と最も多く、「財産管理など、支援をしてほしいところを補助してもらえるため安心して生活できる(残存能力の活用)」が 36.0%であった。(数値はいずれも法人・団体)

図表40 補助類型 本人にとってのメリット〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人の意思確認が可能のため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる	47	47.0%	21	40.4%
2	財産管理など、支援をしてほしいところを補助してもらえるため安心して生活できる(残存能力の活用)	36	36.0%	30	57.7%
3	本人の権利が尊重されているため、本人の希望に沿う決定(契約)をサポートできる	24	24.0%	3	5.8%
4	同意権・取消権を行使できるため、トラブルを回避することができる	18	18.0%	7	13.5%
5	判断能力がある時点から利用することで、今後の生活の希望を伝えておくことができ、信頼関係が構築しやすい	18	18.0%	16	30.8%
6	その他	2	2.0%	3	5.8%
	全体	100	100.0%	52	100.0%

D. 補助類型 支援者にとってのメリット

- 法人における認知症の人の補助類型の活用による支援者にとってのメリットについて、「本人の意思確認が可能のため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる」が 66.7%と最も多く、「早期から関わりを持つことにより、本人との信頼関係を構築しやすい」が 27.8%であった。(数値はいずれも法人・団体)

図表41 補助類型 支援者にとってのメリット〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人の意思確認が可能のため、本人とコミュニケーションを取りながら支援方針を決めることができる	60	66.7%	30	63.8%
2	早期から関わりを持つことにより、本人との信頼関係を構築しやすい	25	27.8%	12	25.5%
3	金銭や不動産の管理を代理で行えるため、本人の生活を改善することができる	24	26.7%	6	12.8%
4	法で定められた代理人として活動できるため、各種手続き等が円滑に進む	22	24.4%	9	19.1%
5	本人の状態をアセスメントした上で、必要最小限の支援を柔軟に実施することができる点	4	4.4%	7	14.9%
	全体	90	100.0%	47	100.0%

⑨ 同意権・代理権・取消権の設定・活用に関する工夫

A. 保佐類型

- 「本人の意思を丁寧に確認する」が 50.0%と最も多く、「自己決定権を尊重し、必要最小限の代理権・同意権を設定している」が 34.1%、「本人へ丁寧な説明を行い、権限付与に関する同意を得る」が 29.5%であった。(数値はいずれも法人・団体)

図表42 保佐類型 同意権・代理権・取消権の設定・活用に関する工夫〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人の意思を丁寧に確認する	22	50.0%	8	23.5%
2	自己決定権を尊重し、必要最小限の代理権・同意権を設定する	15	34.1%	15	44.1%
3	本人へ丁寧な説明を行い、権限付与に関する同意を得る	13	29.5%	11	32.4%
4	本人に必要な権限について過不足がないように設定を行う	10	22.7%	8	23.5%
	全体	44	100.0%	34	100.0%

B. 補助類型

- 保佐類型と同じく、「本人の意思を丁寧に確認する」が 57.1%と最も多い。次いで、「本人へ丁寧な説明を行い、権限付与に関する同意を得る」が 45.7%、「本人に必要な権限について過不足がないように設定を行う」が 31.4%であった。(数値はいずれも法人・団体)

図表43 補助類型 同意権・代理権・取消権の設定・活用に関する工夫〔自由回答〕

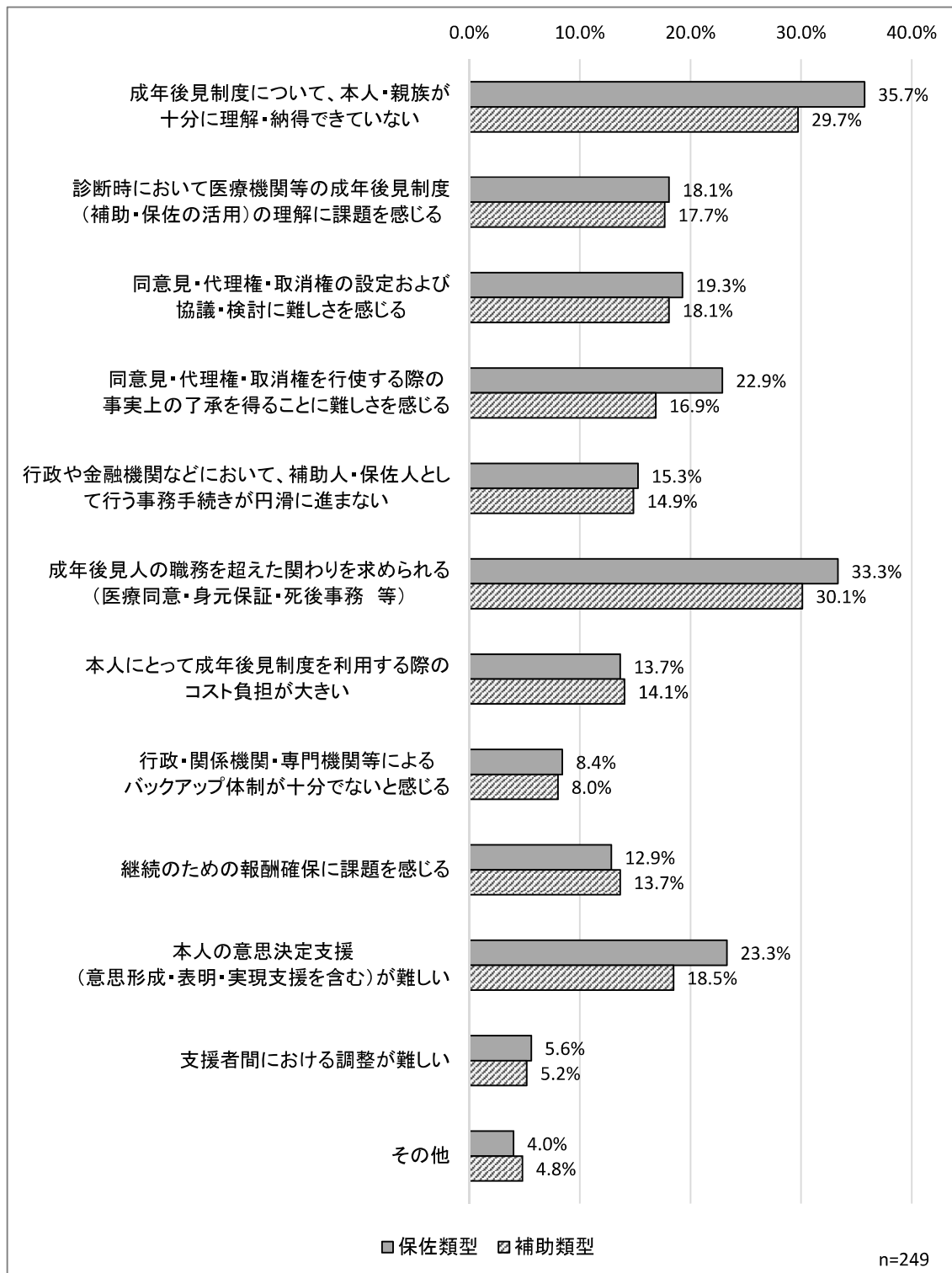
No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人の意思を丁寧に確認する	20	57.1%	9	42.9%
2	本人へ丁寧な説明を行い、権限付与に関する同意を得る	16	45.7%	4	19.0%
3	本人に必要な権限について過不足がないように設定を行う	11	31.4%	10	47.6%
4	本人の支出に対し、金額を定めて同意権を設定する。本人の能力を活かした活動を行う	8	22.9%	3	14.3%
	全体	35	100.0%	21	100.0%

⑩ 保佐・補助の受任案件において困難さ・課題を感じること

(法人・団体)

- 認知症の人の保佐類型のケースにおいて困難さ・課題を感じることは、「成年後見制度について、本人・親族が十分に理解・納得できていない」が 35.7%と最も多く、「成年後見人の職務を超えた関わりを求められる(医療同意・身元保証・死後事務 等)」が 33.3%、「本人の意思決定支援(意思形成・表明・実現支援を含む)が難しい」が 23.3%であった。

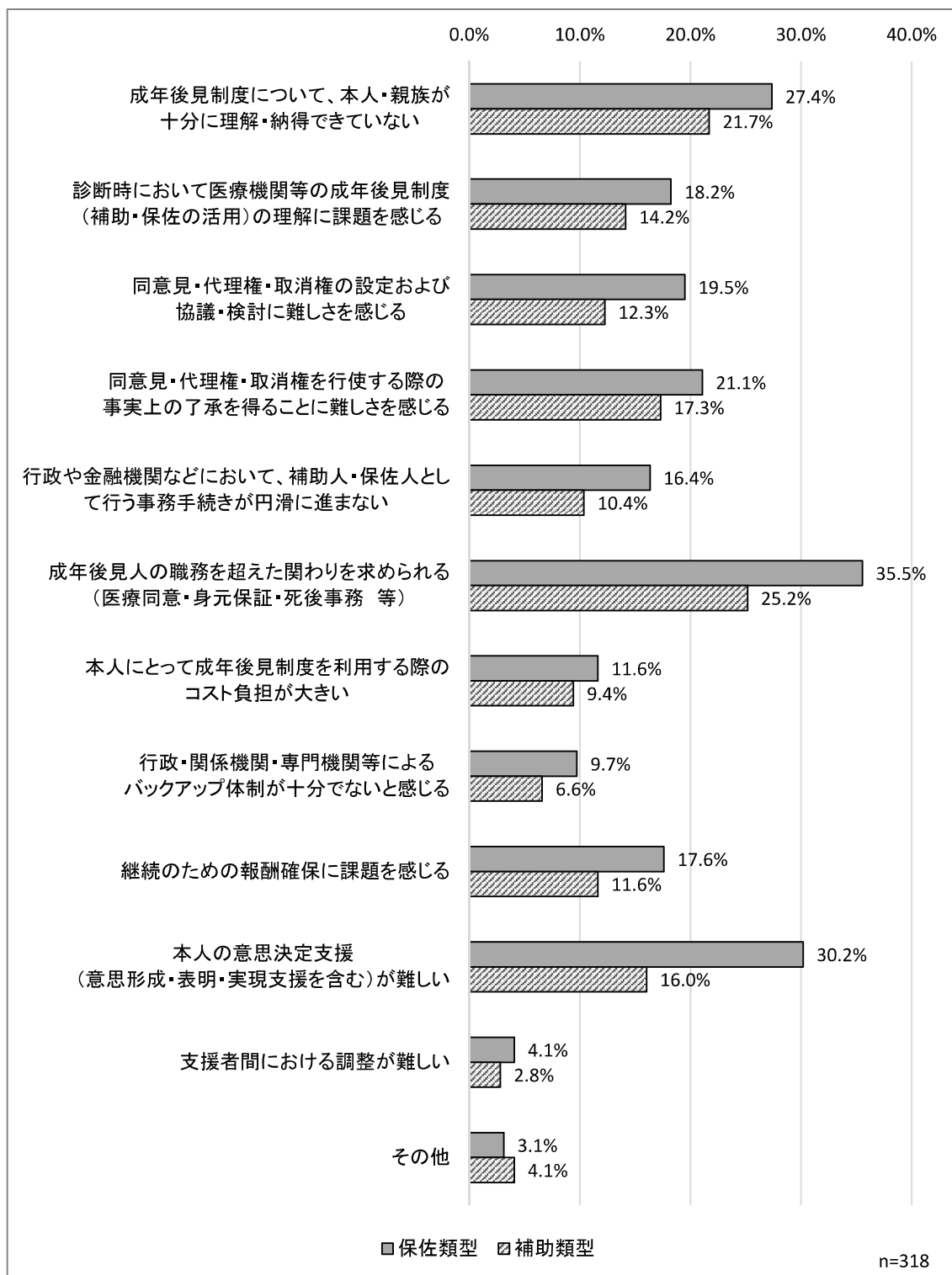
図表44 保佐・補助の受任案件において困難さ・課題を感じること（法人・団体）〔複数回答〕



(個人)

- 認知症の人の保佐類型のケースにおいて困難さを感じることは、「成年後見人の職務を超えた関わりを求められる(医療同意・身元保証・死後事務 等)」が 35.5%と最も多く、「本人による意思決定の支援が難しい」が30.2%、「成年後見制度について、本人・親族が十分に理解・納得できていない」が27.4%であった。

図表45 保佐・補助の受任案件において困難さ・課題を感じること(個人)〔複数回答〕



⑪ 保佐・補助の今後の活用に向けた施策に関する御意見

(法人・団体)

- 法人における認知症の人の保佐・補助の今後の活用に向けた施策について、「成年後見制度活用のメリット・意義等の周知・啓発活動が必要」が 40.7%と最も多く、「認知症の初期段階で成年後見制度の利用につなげることが必要」が 29.6%、「報酬を支払える資力がない方に対する支援制度が必要」が 24.1%であった。

図表46 保佐・補助の今後の活用に向けた施策に関する御意見（法人・団体）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	成年後見制度活用のメリット・意義等の周知・啓発活動が必要	22	40.7%
2	認知症の初期段階で成年後見制度の利用につなげることが必要	16	29.6%
3	報酬を支払える資力がない方に対する支援制度が必要	13	24.1%
4	本人の判断能力に合わせた種類の診断書や鑑定書の整備が必要	11	20.4%
5	類型変更時の手続が新規の申立てと同じのため、改善が必要	6	11.1%
	全体	54	100.0%

(個人)

- 個人における認知症の人の保佐・補助の今後の活用に向けた施策について、「成年後見制度活用のメリット・意義等の周知・啓発活動が必要」が 36.6%と最も多く、「認知症の初期段階で成年後見制度の利用につなげることが必要」が 26.8%、「判断能力に合わせた種類の診断書や鑑定書の整備が必要」が 19.5%であった。

図表47 保佐・補助の今後の活用に向けた施策に関する御意見（個人）〔自由回答〕

No.	項目	回答数	割合
1	成年後見制度活用のメリット・意義等の周知・啓発活動が必要	15	36.6%
2	認知症の初期段階で成年後見制度の利用につなげることが必要	11	26.8%
3	本人の判断能力に合わせた種類の診断書や鑑定書の整備が必要	8	19.5%
4	報酬を支払える資力がない方に対する支援制度が必要	7	17.1%
5	類型変更時の手続が新規の申立てと同じのため、改善が必要	6	14.6%
	全体	41	100.0%

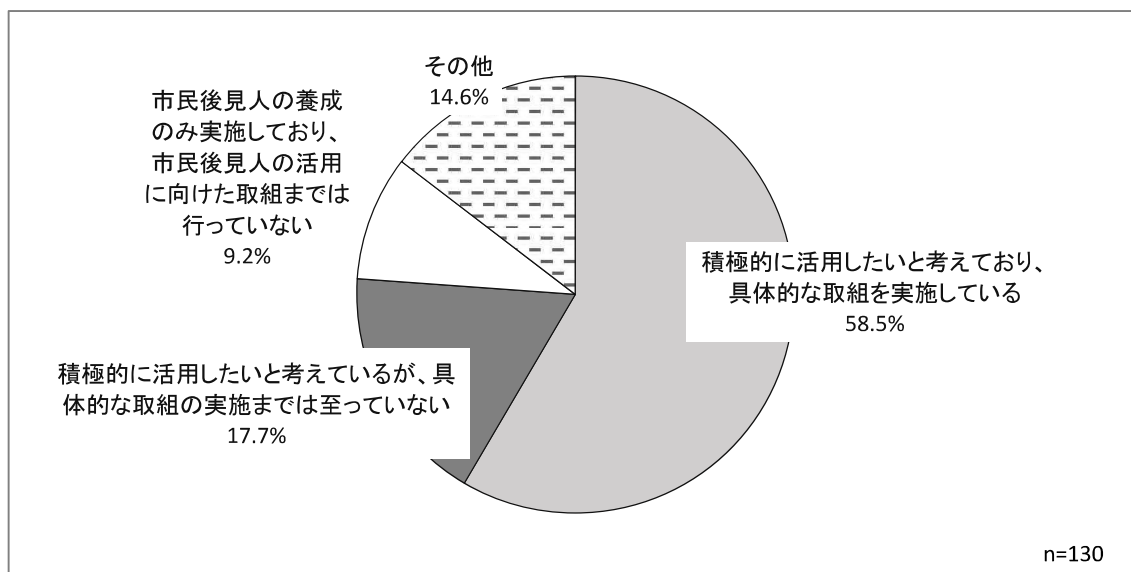
(4)市民後見人の確保

① 市民後見関連事業 実施法人・団体

A. 市民後見人の活用に向けた方針・意向（法人・団体）

- 市民後見人の活用に向けた方針・意向について、「積極的に活用したいと考えており、具体的な取組を実施している」が 58.5%と最も多く、「積極的に活用したいと考えているが、具体的な取組の実施までは至っていない」が 17.7%であった。

図表48 市民後見人の活用に向けた方針・意向（法人・団体）



B. 市民後見人の活用のために実施している取組（法人・団体）

- 市民後見人の活用のために実施している取組は、「市民後見人養成研修の実施」が 28.5%と最も多く、「市民後見人養成研修修了者に対するフォローアップ研修の実施」が 22.3%、「日常生活自立支援事業や法人後見の支援員としての人材活用」が 20.0%であった。

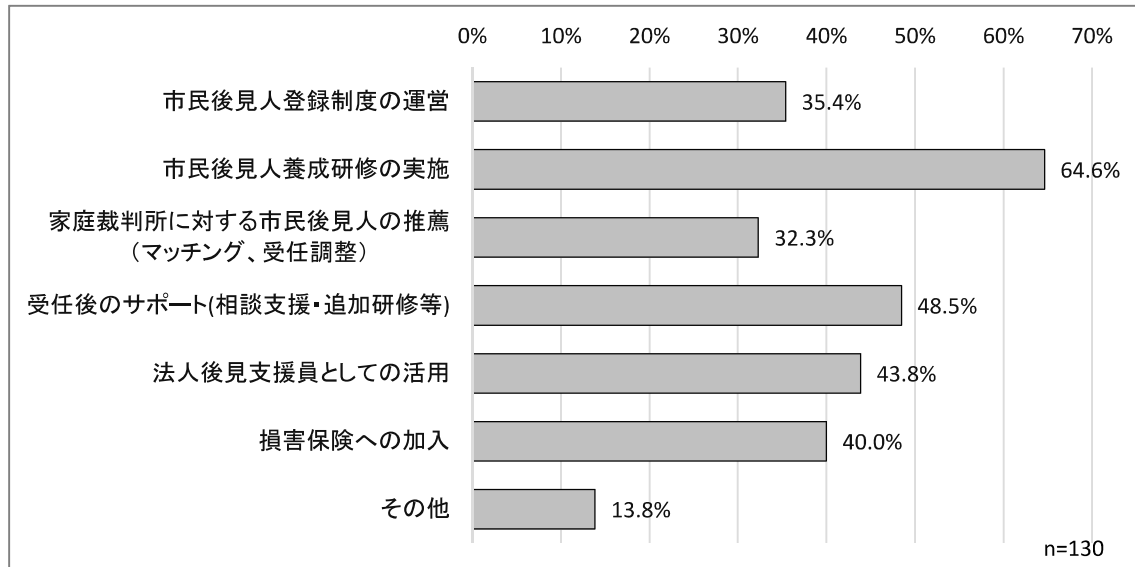
図表49 市民後見人の活用のために実施している取組（法人・団体）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目(複数回答)	回答数	割合
1	市民後見人養成研修の実施	37	28.5%
2	市民後見人養成研修修了者に対するフォローアップ研修の開催	29	22.3%
3	日常生活自立支援事業や法人後見の支援員としての人材活用	26	20.0%
4	市民後見の普及啓発事業(ポスター等の配布、セミナーの実施等)	13	10.0%
5	受任調整、マッチング	10	7.7%
6	無回答	36	27.7%
	全体	130	100.0%

C. 市民後見関連事業の具体的な内容（法人・団体）

- 市民後見関連事業の具体的な内容は、「市民後見人養成研修の実施」が 64.6%と最も多く、「受任後のサポート(相談支援・追加研修等)」が 48.5%、「法人後見支援員としての活用」が 43.8%であった。
- その他の回答としては、「監督人としてのサポート」等が多くみられた。

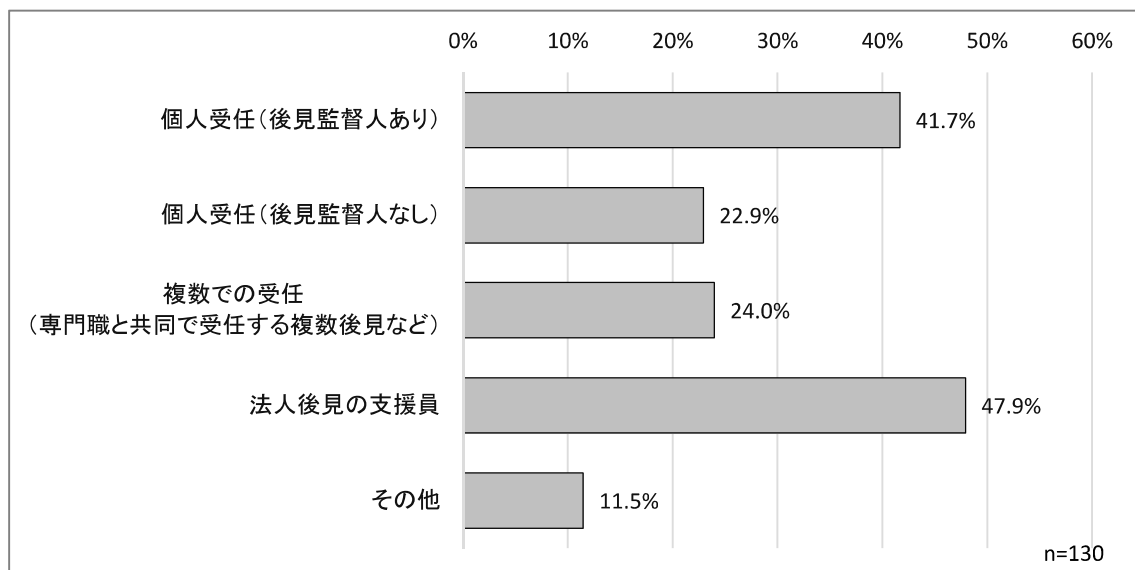
図表50 市民後見関連事業の具体的な内容（法人・団体）〔複数回答〕



D. 市民後見人の受任形態・活動形態（法人・団体）

- (法人が受任調整を行った場合の)市民後見人の受任形態・活動形態について、「法人後見の支援員」が 47.9%と最も多く、「個人受任(後見監督人あり)」が 41.7%、「複数での受任(専門職と共同で受任する複数後見など)」が 24.0%であった。

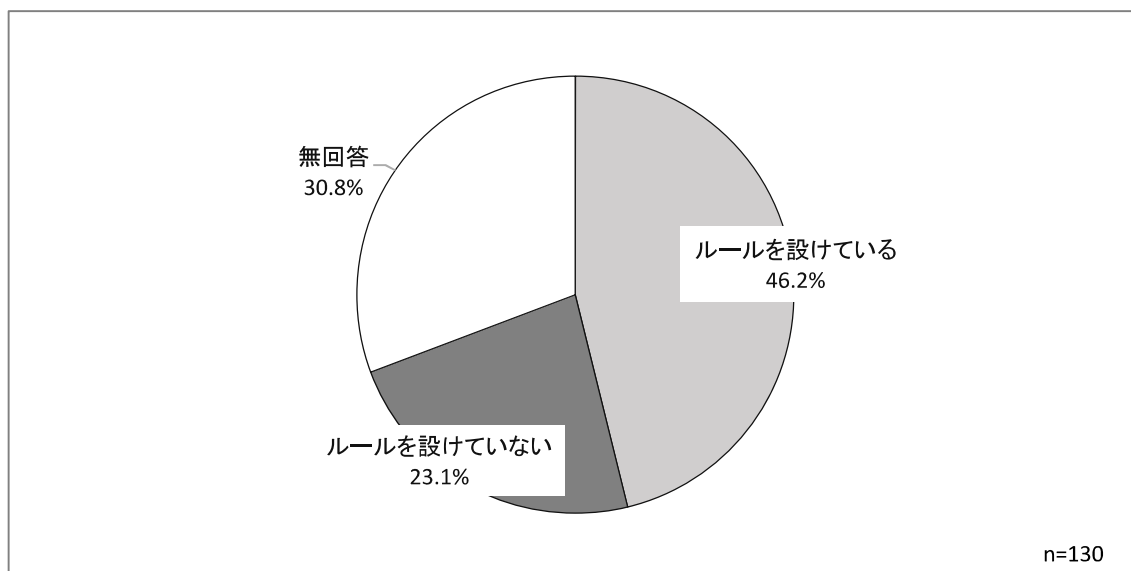
図表51 市民後見人の受任形態・活動形態（法人・団体）〔複数回答〕



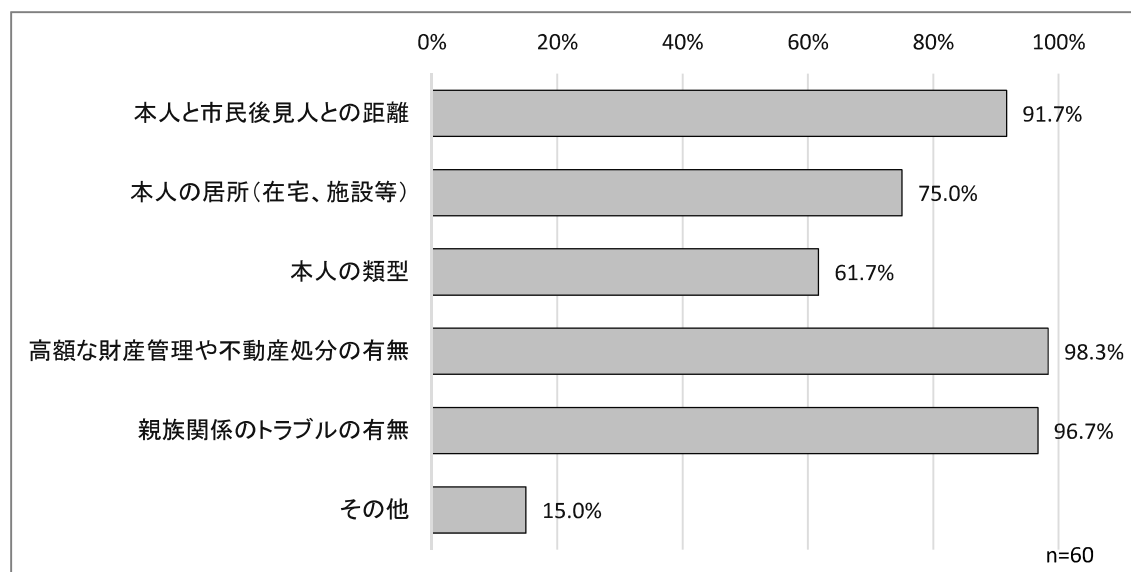
E. 市民後見人を活用する案件のルール設定（法人・団体）

- 積極的に市民後見人を活用する(家庭裁判所に推薦する)ケースについて、「ルールを設けている」が66.7%を占めており、「ルールを設けていない」が33.3%であった。

図表52 市民後見人を活用する案件のルール設定（法人・団体）



図表53 ルールを設定している場合に考慮している項目（法人・団体）〔複数回答〕



※ 積極的に市民後見人を活用する(家庭裁判所に推薦する)ケースに、「ルールを設けている」とした法人・団体(60件)について、集計を行った。

F. 市民後見人登録制度の登録者数、養成研修修了者、受任件数の状況（法人・団体）

- 市民後見人登録制度の登録者（総数）は平均 33.6 名、1 年間における市民後見人養成研修の修了者は、平均 15.2 名であり、回答団体の受任調整によって市民後見人が受任した件数は平均 4.6 名であった。

図表54 市民後見人登録制度の登録者数（法人・団体）

No.	項目	回答数	件数	平均
1	登録者の総数	81	2,723	33.6
2	市民後見人養成研修修了者の登録数	54	757	14.0
3	養成講座修了者以外の登録数	-	1,966	-

図表55 市民後見人養成研修の修了者数（法人・団体）

No.	項目	回答数	件数	平均
1	市民後見人養成研修の修了者数	51	777	15.2

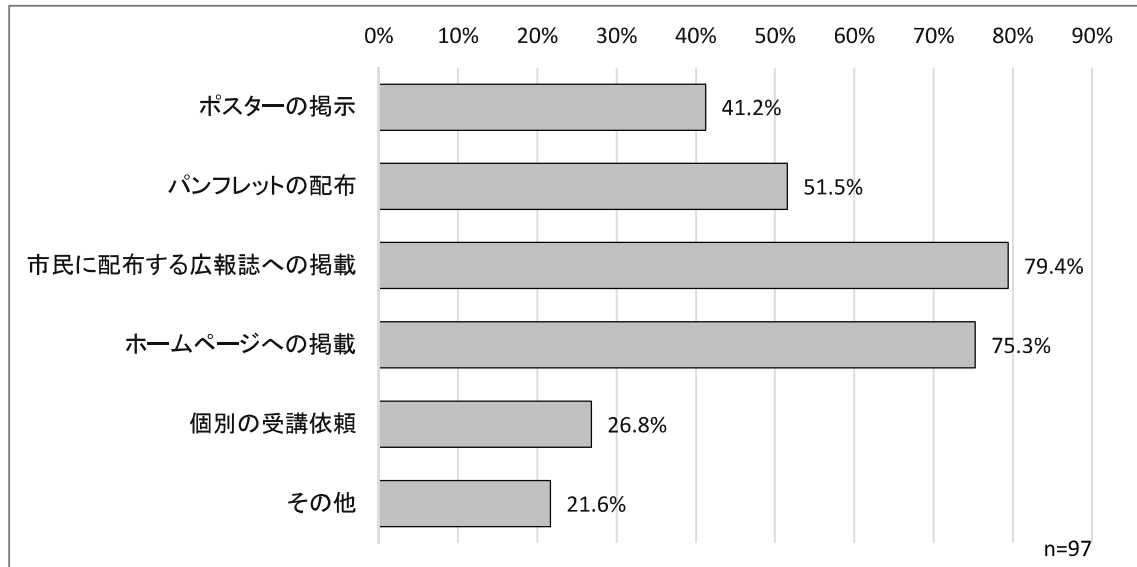
図表56 回答団体の受任調整によって市民後見人が受任した件数（法人・団体）

No.	項目	回答数	件数	平均
1	後見人等の候補者として市民後見人を家庭裁判所に推薦し、受任に至った件数	47	216	4.6

G. 市民後見人養成研修の受講者募集方法（法人・団体）

- 市民後見人養成研修における受講者の募集方法は、「市民に配布する広報誌への掲載」が79.4%と最も多く、「ホームページへの掲載」が75.3%、「パンフレットの配布」が51.5%であった。
- その他として、「新聞・ラジオ等の報道機関への取材依頼」、「関連講演会の出席者からの募集」等の回答がみられた。

図表57 市民後見人養成研修の受講者募集方法（法人・団体）〔複数回答〕



H. 市民後見人養成研修の受講者層（法人・団体）

- 市民後見人養成研修の受講者層は、「定年退職者」が52.3%と最も多く、「福祉関係者(医療・介護)」が50.0%、「民生委員・児童委員など地域福祉活動の関係者」が36.0%であった。

図表58 市民後見人養成研修の受講者層（法人・団体）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	定年退職者	45	52.3%
2	福祉関係者(医療・介護)	43	50.0%
3	民生委員・児童委員など地域福祉活動の関係者	31	36.0%
4	福祉・ボランティア活動に興味を持っている地域住民	18	20.9%
5	行政機関OB	9	10.5%
	全体	86	100.0%

I. 市民後見人を活用するメリット（法人・団体）

- 市民後見人を活用することによるメリット(市民後見人だからこそできること)については、「同じ町に住む市民として親近感を持ち、本人に寄り添った支援を行うことができる」が 40.0%と最も多く、「身上保護面(日常の生活支援)で充実した対応ができる」が 36.7%、「市民目線での着眼点を活動に生かすことができる」が 33.3%であった。

図表59 市民後見人を活用するメリット（法人・団体）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	同じ町に住む市民として親近感を持ち、本人に寄り添った支援を行うことができる	36	40.0%
2	身上保護面(日常の生活支援)で充実した対応ができる	33	36.7%
3	市民目線での着眼点を活動に生かすことができる	30	33.3%
4	経済的に困窮されている方でも報酬の心配をせずに制度を利用することができる	3	3.3%
	全体	90	100.0%

J. 市民後見人に対するフォローアップ・支援について実施している取組（法人・団体）

- 受任後の市民後見人に対するフォローアップ・支援において実施されている取組みについて、「フォローアップ研修」が 60.8%と最も多く、「日常的な相談受付」が 22.8%、「市民後見人同士の交流会・勉強会の開催」が 19.0%であった。

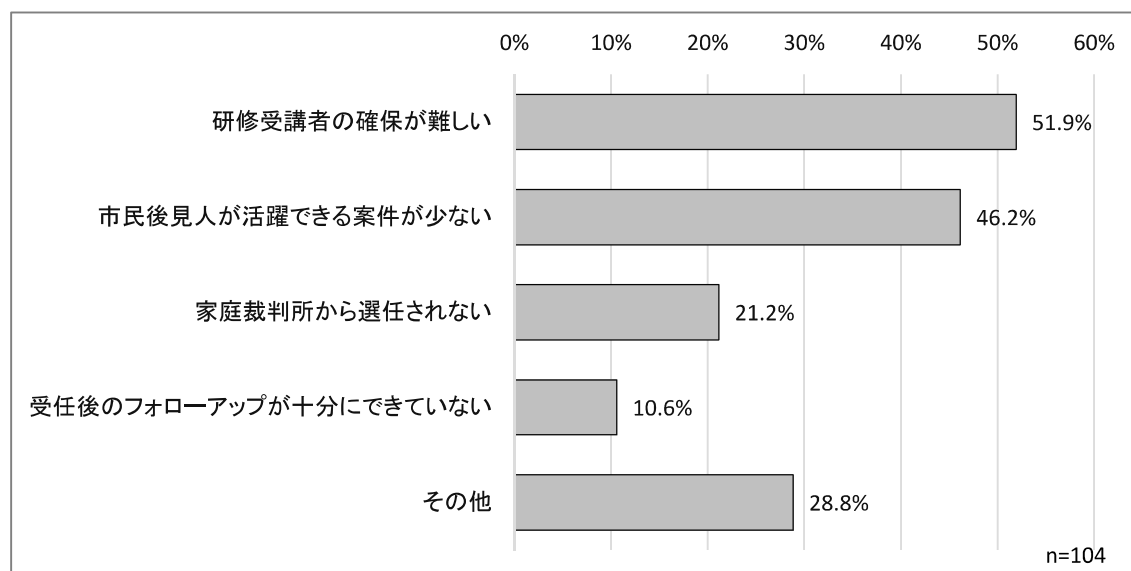
図表60 市民後見人に対するフォローアップ・支援について実施している取組（法人・団体）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	フォローアップ研修	48	60.8%
2	日常的な相談受付	18	22.8%
3	市民後見人同士の交流会・勉強会の開催	15	19.0%
4	専門職による相談受付	12	15.2%
	全体	79	100.0%

K. 市民後見関連事業を実施する中で感じる課題（法人・団体）

- 市民後見関連事業を実施する中で感じている課題については、「研修受講者の確保が難しい」が 51.9%と最も多く、「市民後見人が活躍できる案件が少ない」が 46.2%、「その他」が 28.8%であった。
- その他の具体的内容として、「養成研修受講生の意識の相違」等が挙げられた。

図表61 市民後見関連事業を実施する中で感じる課題（法人・団体）〔複数回答〕



L. 市民後見人の確保に向けた施策に関する御意見（法人・団体）

- 市民後見人の確保に向けた施策について、「成年後見制度の周知が必要」が 83.7%と最も多く、「市民後見人に対するバックアップ体制の充実が必要」が 32.7%であった。

図表62 市民後見人の確保に向けた施策に関する御意見（法人・団体）〔自由回答〕

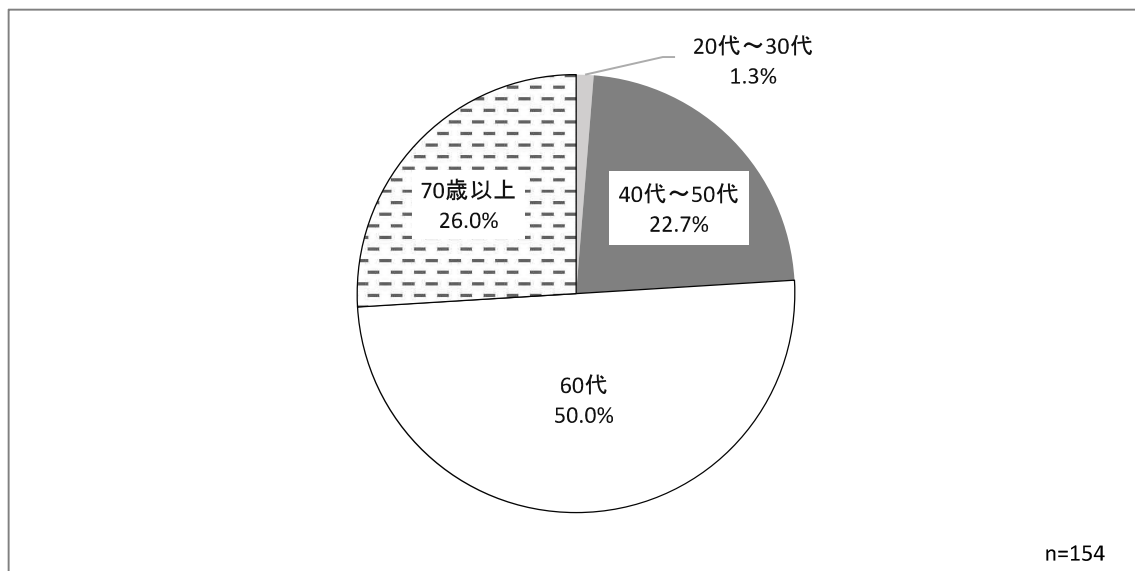
No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	成年後見制度の周知が必要	41	83.7%
2	市民後見人に対するバックアップ体制の充実が必要	16	32.7%
3	市民後見人養成講座を受講しても、その後のバンク登録にまで至らないケースがある	9	18.4%
4	(地域によって) 家庭裁判所が市民後見人を選任しない状況を改善して欲しい	7	14.3%
	全体	49	100.0%

② 市民後見活動について（市民後見人への調査結果）

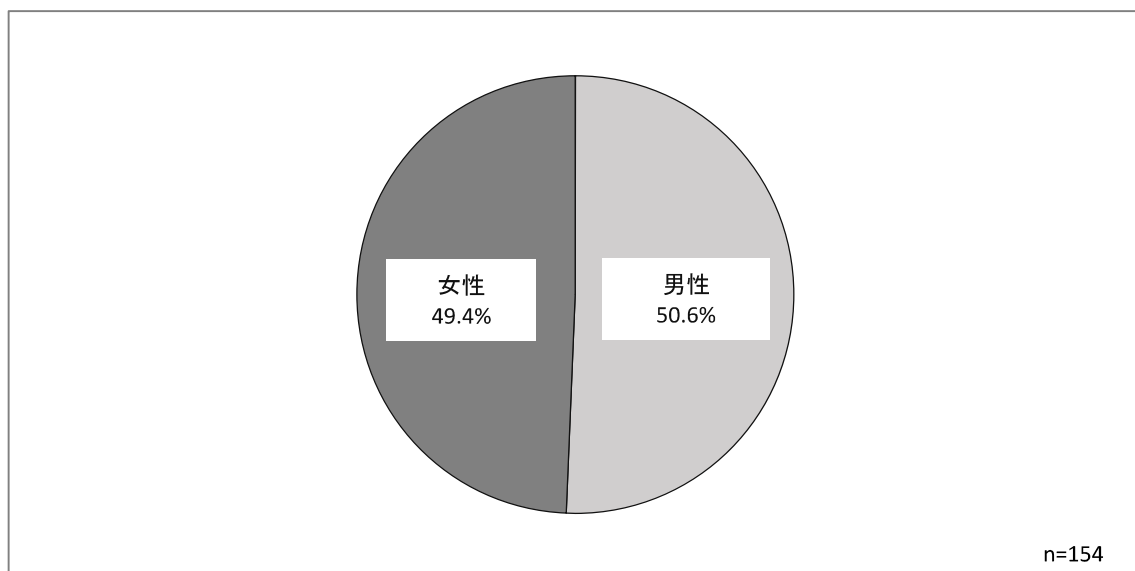
A. 年齢・性別（市民後見人）

- 調査に回答した市民後見人の年齢は「60代」が50.0%で最も多く、次いで「70歳以上」が26.0%であった。また、性別については、男性と女性がほぼ半数ずつであった。

図表63 年齢（市民後見人）



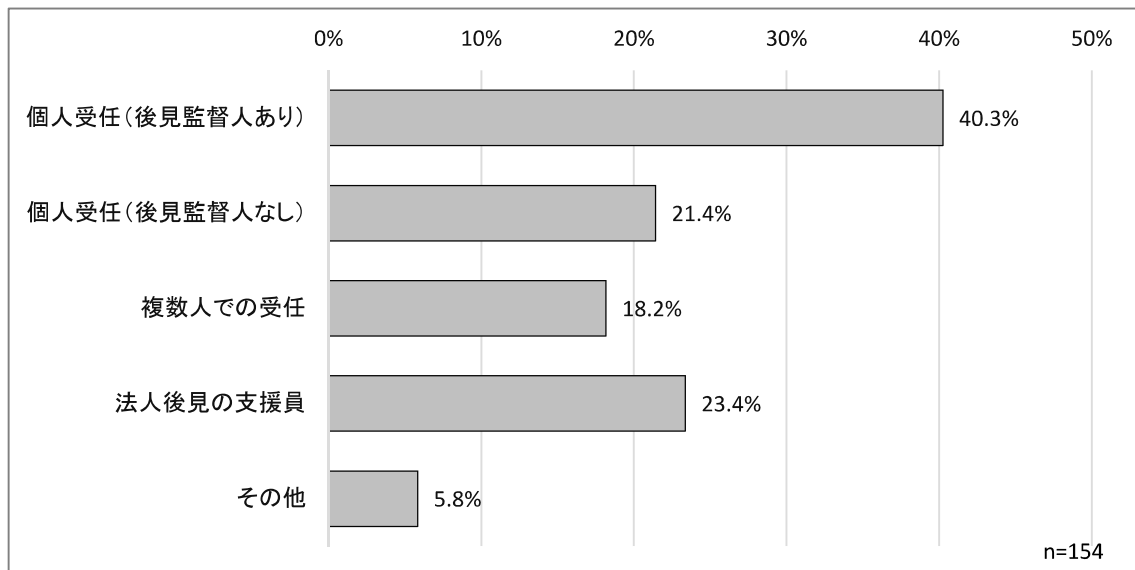
図表64 性別（市民後見人）



B. 活動形態・受任形態（市民後見人）

- 市民後見人の受任形態・活動形態は、「個人受任（後見監督人あり）」が 40.3%と最も多く、「法人後見の支援員」が 23.4%、「個人受任（後見監督人なし）」が 21.4%であった。

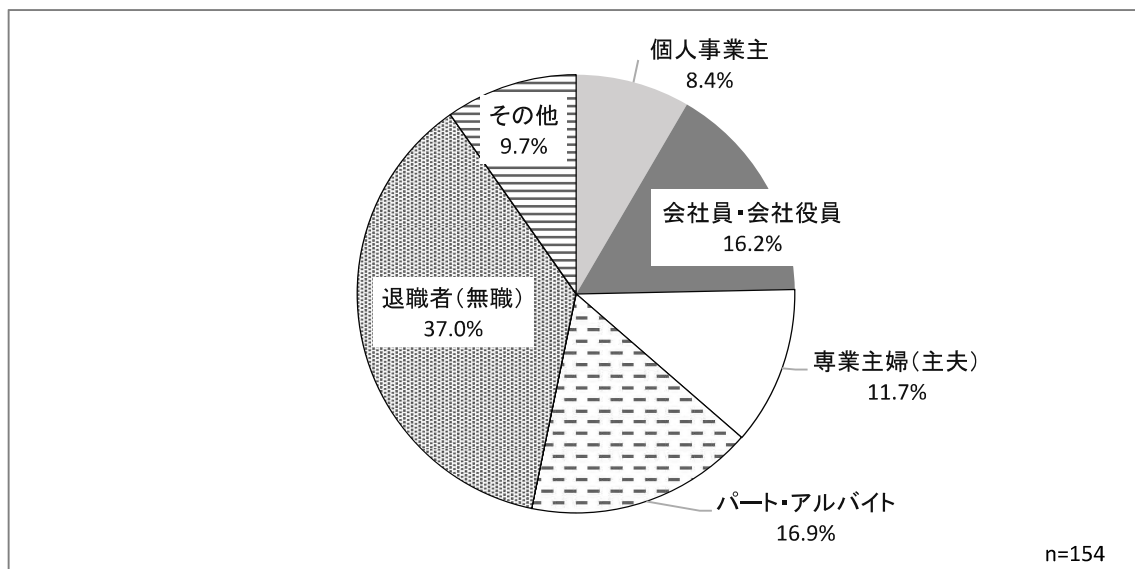
図表65 受任形態（市民後見人）〔複数回答〕



C. 現在の職業（市民後見人）

- 市民後見人の現在の職業は、「退職者（無職）」が 37.0%と最も多く、「パート・アルバイト」が 16.9%、「会社員・会社役員」が 16.2%であった。
- その他の回答としては、「NPO 職員」、「生活支援員」等が多くみられた。

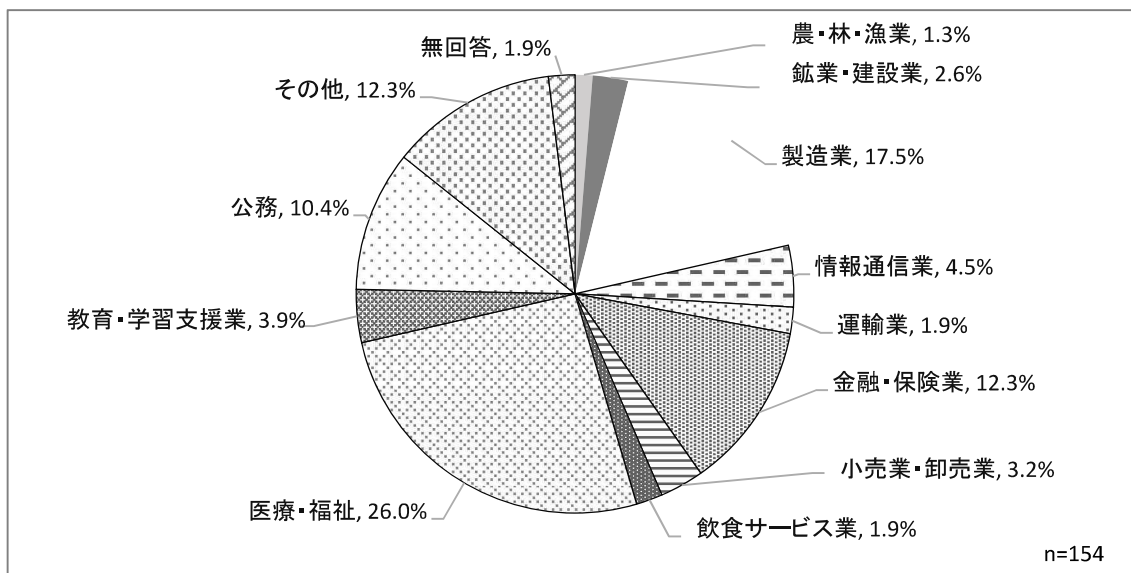
図表66 現在の職業（市民後見人）



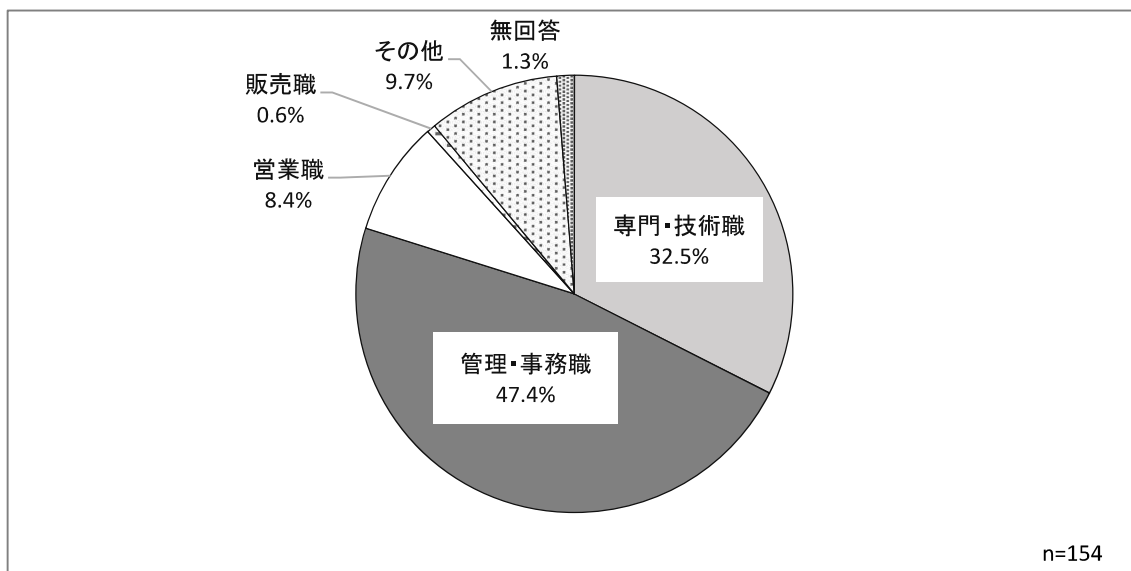
D. 主な職歴・職種（市民後見人）

- 市民後見人の主な職歴は、「医療・福祉」が 26.0%と最も多く、「製造業」が 17.5%、「金融・保険業」が 12.3%であった。
- 主な職種は、「管理・事務職」が 47.4%と最も多く、「専門・技術職」が 32.5%であった。

図表67 主な職歴（市民後見人）



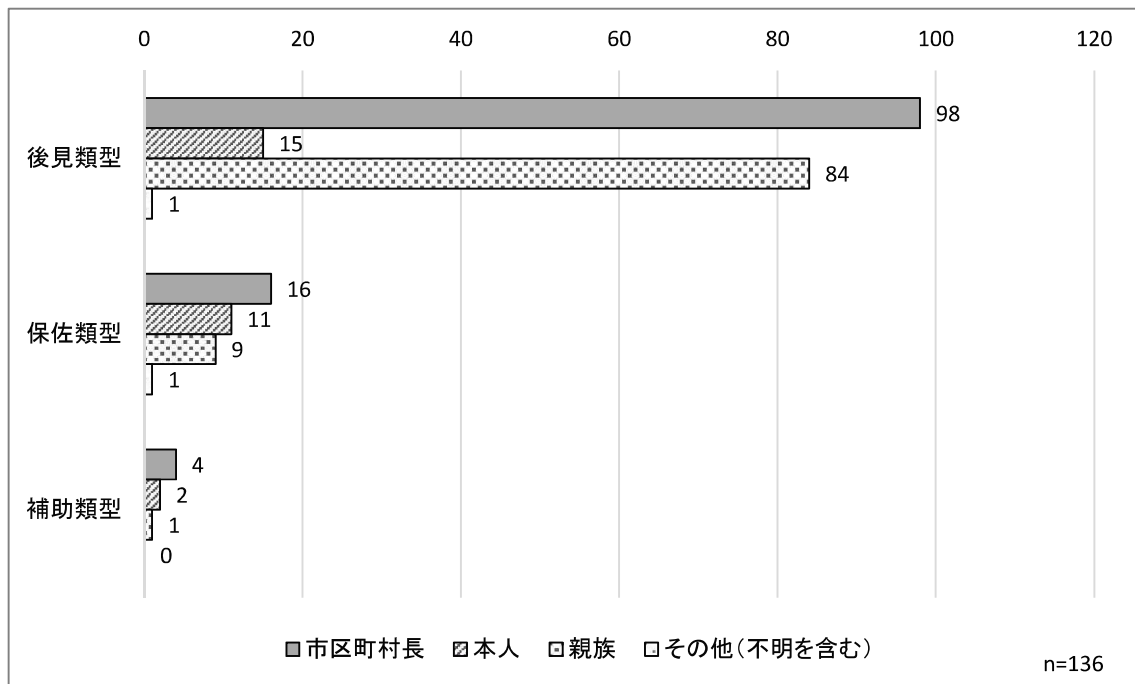
図表68 主な職種（市民後見人）



E. 市民後見人による受任件数

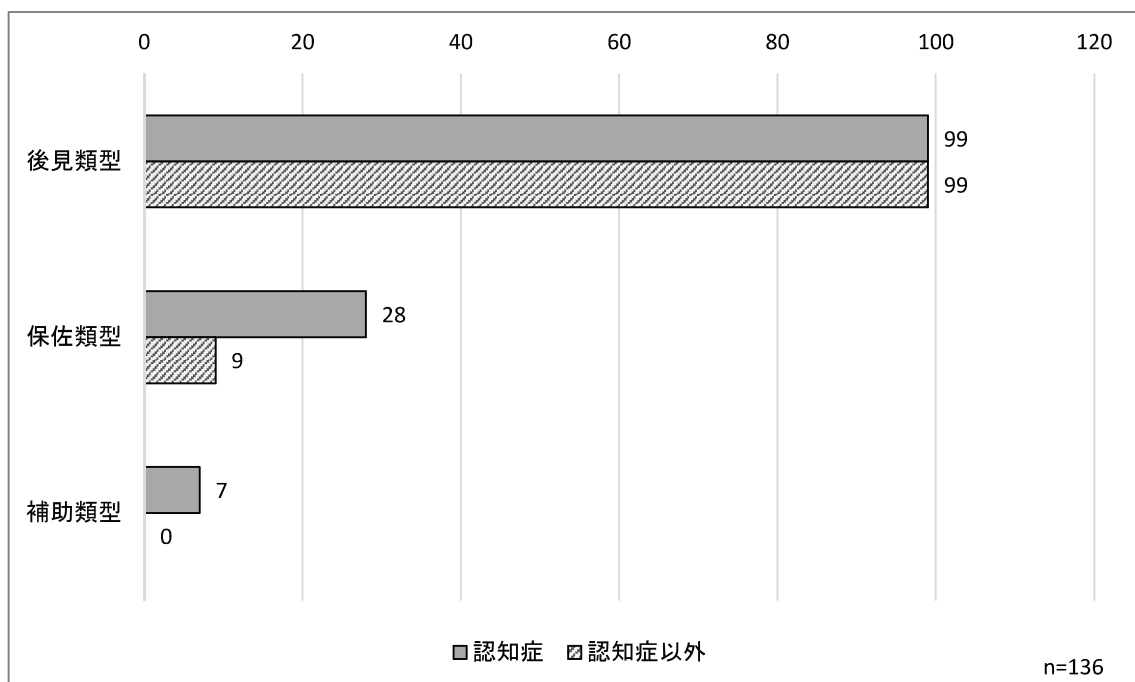
- 市民後見人による受任件数(法人後見の支援員等として担当している案件を含む)は、「後見類型」が198件で最も多かった。申立人は、「市区町村長」が118件最も多く、次いで「親族」が94件であった。
- 本人の障害別にみると、後見類型では、認知症と認知症以外がほぼ同数であるが、保佐・補助においては、認知症の件数が認知症以外よりも多かった。

図表69 法定後見の受任件数〔類型別・申立人別〕（市民後見人）



※n 数は回答者数を示す。また、「」グラフ上の数値は受任件数を示す。

図表70 法定後見の受任件数〔類型別・障害の種類別〕（市民後見人）

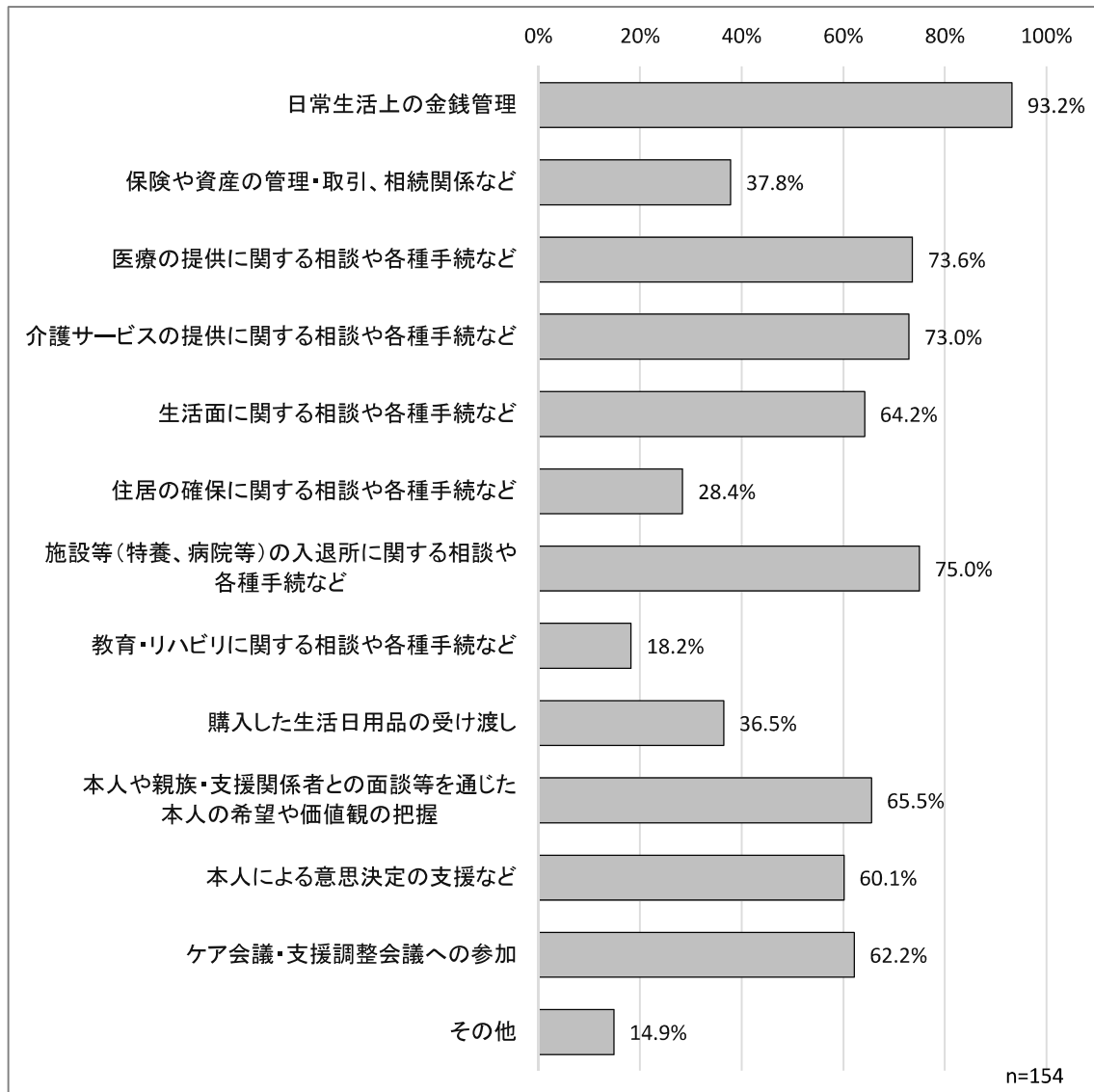


※n 数は回答者数を示す。また、「」グラフ上の数値は受任件数を示す。

F. 受任案件における主な活動内容（市民後見人）

- 市民後見人の受任案件（法人後見の支援員等として担当している案件を含む）における主な活動内容は、「日常生活上の金銭管理」が 93.2%と最も多く、「施設等（特養、病院等）の入退所に関する相談や各種手続など」が 72.1%、「医療の提供に関する相談や各種手続など」が 73.6%であった。

図表71 受任案件における主な活動内容（市民後見人）〔複数回答〕



G. 活動時間（市民後見人）

○ 市民後見人が1か月のうち、後見活動に充てる時間(1 ケースあたり)の平均は 8.9 時間であった。

図表72 活動時間（市民後見人）

項目	回答数	合計	平均	最大値
月の活動時間（1ケースにつき）	143	1,278	8.9	51

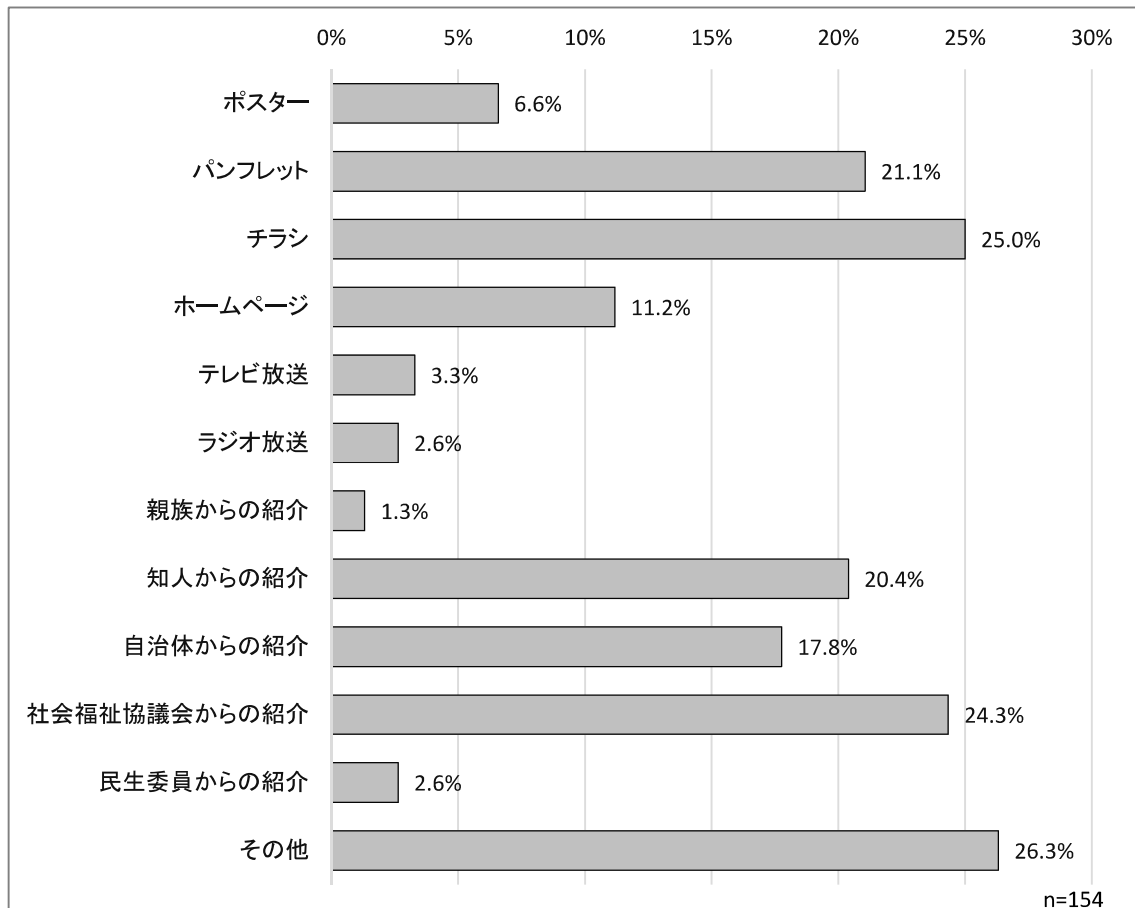
図表73 上記活動ケースにおける活動時間の内訳（市民後見人）

項目	回答数	合計	平均
本人意思の確認・意思決定支援・見守り	89	235	2.6
医療・介護・生活等に関する手配	84	264	3.1
専門家との相談・課題への対策検討	127	525	4.1
移動時間	132	509	3.9
報告書の作成・事務処理	138	138	1.0

H. 市民後見の制度を知ったきっかけ（市民後見人）

- 市民後見の制度を知ったきっかけは、「チラシ」が 25.0%と最も多く、「社会福祉協議会からの紹介」が 24.3%、「パンフレット」が 21.1%であった。
- その他の回答として、「新聞や地域の広報誌」、「後見人養成講座受講」等の回答が多くみられた。

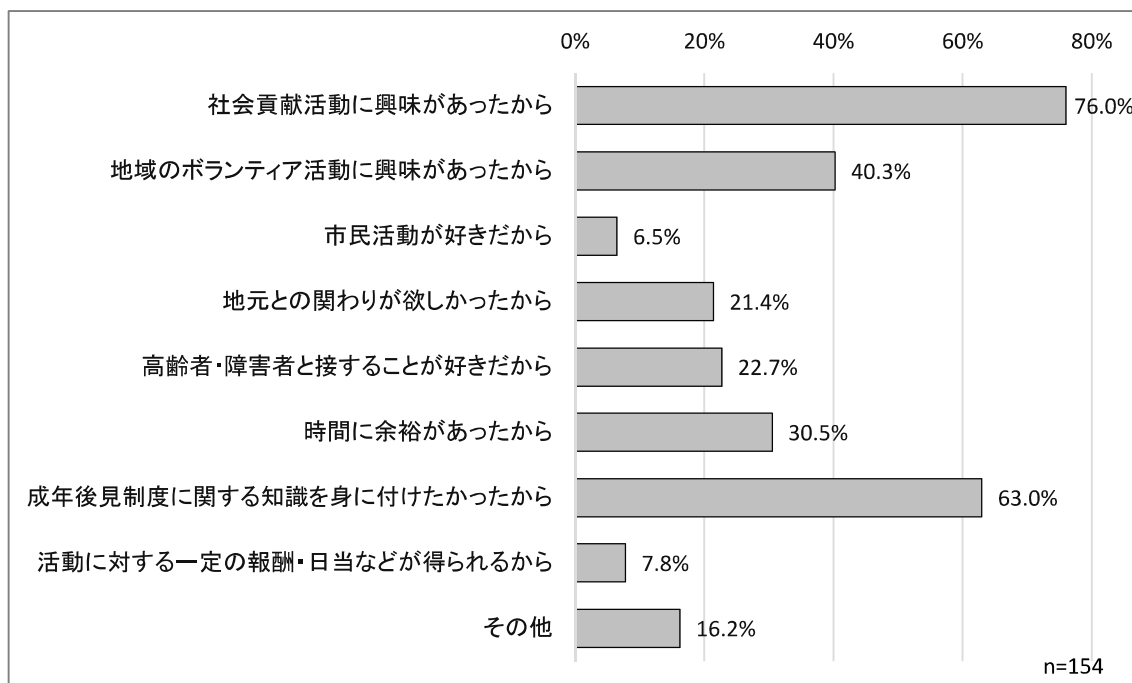
図表74 市民後見の制度を知ったきっかけ（市民後見人）〔複数回答〕



I. 市民後見人として活動しようと思ったきっかけ（市民後見人）

- 市民後見人になろうと思ったきっかけは、「社会貢献活動に興味があったから」が 76.0%と最も多く、「成年後見制度に関する知識を身に付けたかったから」が 63.0%、「地域のボランティア活動に興味があったから」が 40.3%であった。

図表75 市民後見人として活動しようと思ったきっかけ（市民後見人）〔複数回答〕



J. 市民後見活動のやりがい・モチベーション（市民後見人）

- 市民後見活動を実施するやりがい・モチベーションは、「本人の生活が改善し、本人から笑顔や感謝の言葉を向けられること」が 51.3%と最も多く、「社会貢献の機会が得られること」が 34.5%、「地域貢献の機会が得られること」が 21.8%であった。

図表76 市民後見活動のやりがい・モチベーション（市民後見人）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	本人の生活が改善し、本人から笑顔や感謝の言葉を向けられること	61	51.3%
2	社会貢献の機会が得られること	41	34.5%
3	地域貢献の機会が得られること	26	21.8%
4	福祉関連制度について学ぶ機会が得られること	14	11.8%
	全体	119	100.0%

K. 市民後見人が受任することによるメリット（市民後見人）

- 市民後見人が受任するメリット(市民後見人だからできる活動)は、「同じ町に住む市民として親近感を持ち、本人に寄り添った支援を行うことができる」が 44.3%と最も多く、「市民目線での着眼点を活動に生かすことができる」が 34.8%であった。

図表77 市民後見人が受任することによるメリット（市民後見人）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	同じ町に住む市民として親近感を持ち、本人に寄り添った支援を行うことができる	51	44.3%
2	市民目線での着眼点を後見活動に生かすことができること	40	34.8%
3	身上保護面(日常の生活支援)で充実した対応ができること	36	31.3%
4	経済的に困窮されている方でも報酬の心配をせずに制度を利用することができること	8	7.0%
	全体	115	100.0%

L. 中核機関や成年後見支援センター等から受けたい支援内容（市民後見人）

- 市民後見活動において、中核機関や成年後見支援センター等から受けたい支援内容は、「問題に直面した際の助言・サポート(特に延命治療、死亡時、死後事務、法律関係 等)」が 60.0%と最も多く、次いで「法や制度改正等に関する最新情報の発信・共有。スキルアップのための研修」が 28.2%であった。

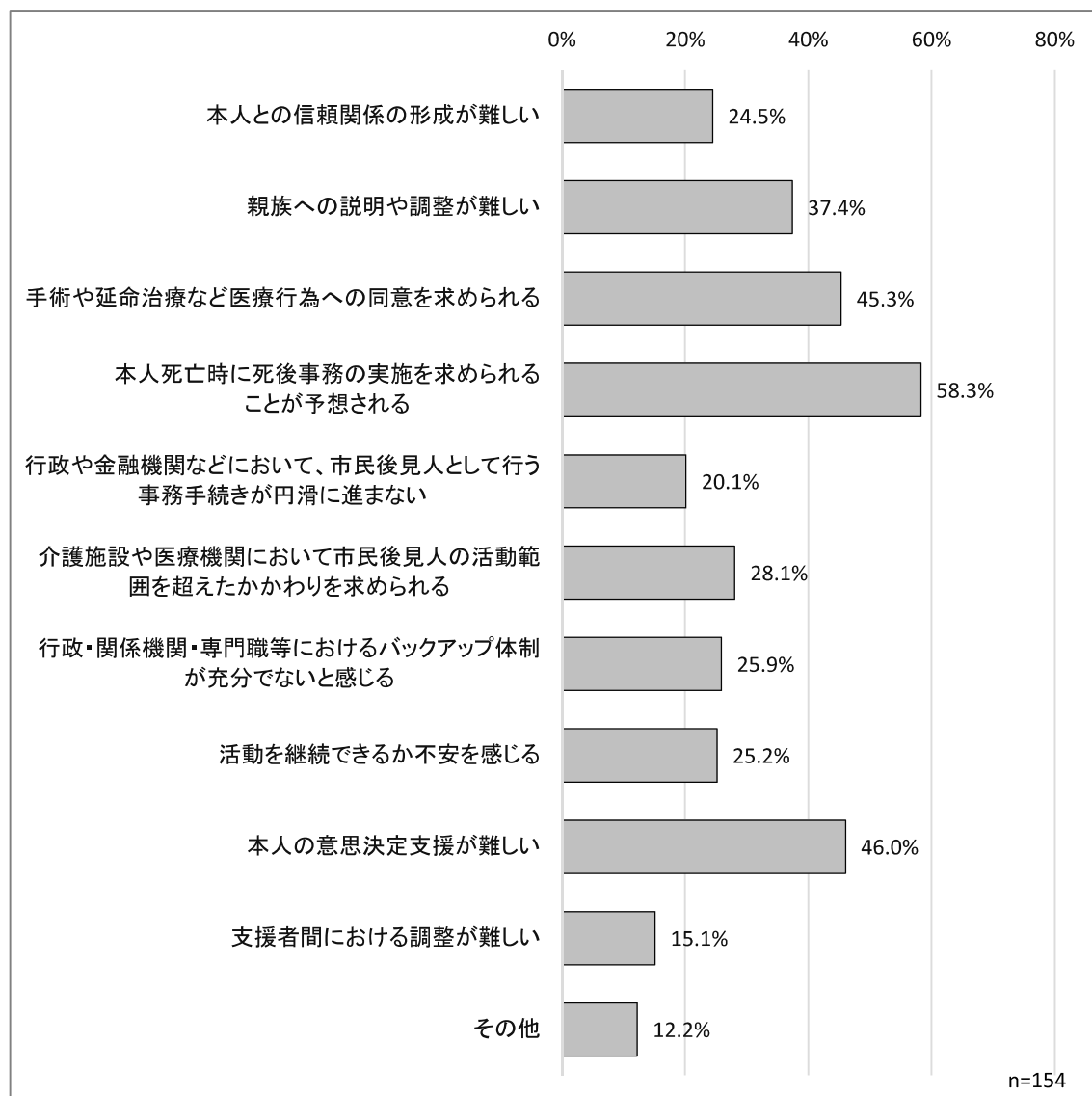
図表78 中核機関やセンターから受けたい支援内容（市民後見人）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	問題に直面した際の助言・サポート(特に延命治療、死亡時、死後事務、法律関係 等)	66	60.0%
2	法や制度改正等に関する最新情報の発信・共有や、スキルアップのための研修	31	28.2%
3	訴訟などの個人では責任を負いきれない問題から後見人を守る制度	6	5.5%
4	各種手続の簡素化	4	3.6%
5	後見人が(短期間)地域を離れなければいけない際に代理をしてくれる制度	3	2.7%
	全体	110	100.0%

M. 市民後見活動において困難さを感じること（市民後見人）

- 市民後見活動において困難さを感じることは、「本人死亡時に死後事務の実施を求められることが予想される」が 58.3%と最も多く、「本人の意思決定支援が難しい」が 46.0%、「手術や延命治療など医療行為への同意を求められる」が 45.3%であった。

図表79 市民後見活動において困難さを感じること（市民後見人）〔複数回答〕



N. 市民後見人の今後の活用に向けた施策に関する御意見（市民後見人票）

- 市民後見人の今後の活用に向けた施策について、「成年後見制度の利用者や市民後見人の担い手が増えるよう、広報をして欲しい」が 29.5%と最も多く、「行政や金融機関・病院に対して成年後見制度、市民後見活動に関する周知を実施して欲しい」が 21.1%であった。

図表80 市民後見人の今後の活用に向けた施策に関する御意見（市民後見人）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	成年後見制度の利用者や市民後見人の担い手が増えるよう、広報をして欲しい	28	29.5%
2	行政や金融機関・病院に対して成年後見制度、市民後見活動に関する周知を実施して欲しい	20	21.1%
3	市民後見人同士あるいは市民後見人経験者との交流の機会を増やして欲しい	19	20.0%
4	経費や最低限の活動費を支援して欲しい	15	15.8%
4	地域格差の是正が必要	9	9.5%
	全体	95	100.0%

(5)任意後見の活用

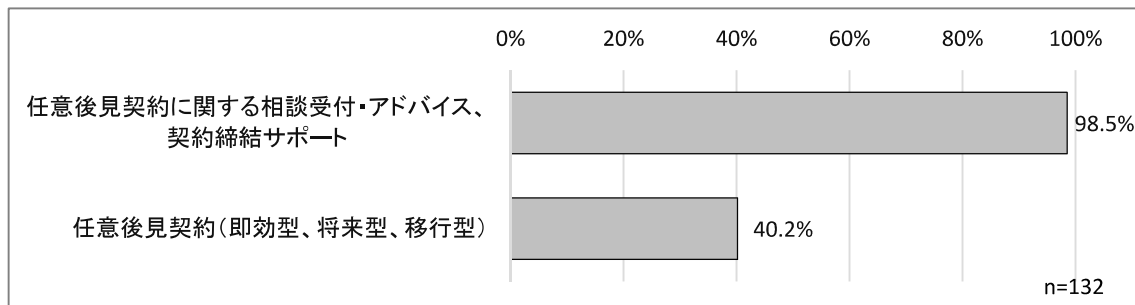
① 任意後見契約の状況

A. 任意後見関連事業の実施内容

(法人・団体)

- 任意後見関連で実施している事業は、「任意後見契約に関する相談受付・アドバイス、契約締結サポート」が 98.5%であり、「任意後見契約(即効型、将来型、移行型)」が 40.2%であった。

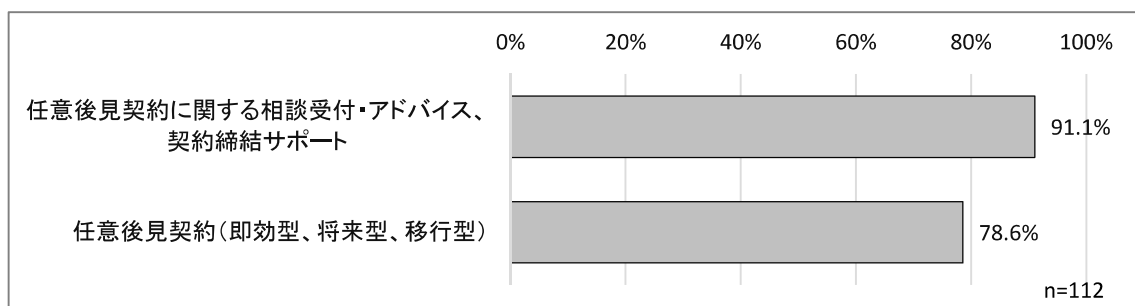
図表81 任意後見関連事業の実施内容（法人・団体）〔複数回答〕



(個人)

- 任意後見関連で実施している事業は、「任意後見契約に関する相談受付・アドバイス、契約締結サポート」が 91.1%を占めており、「任意後見契約(即効型、将来型、移行型)」が 78.6%であった。

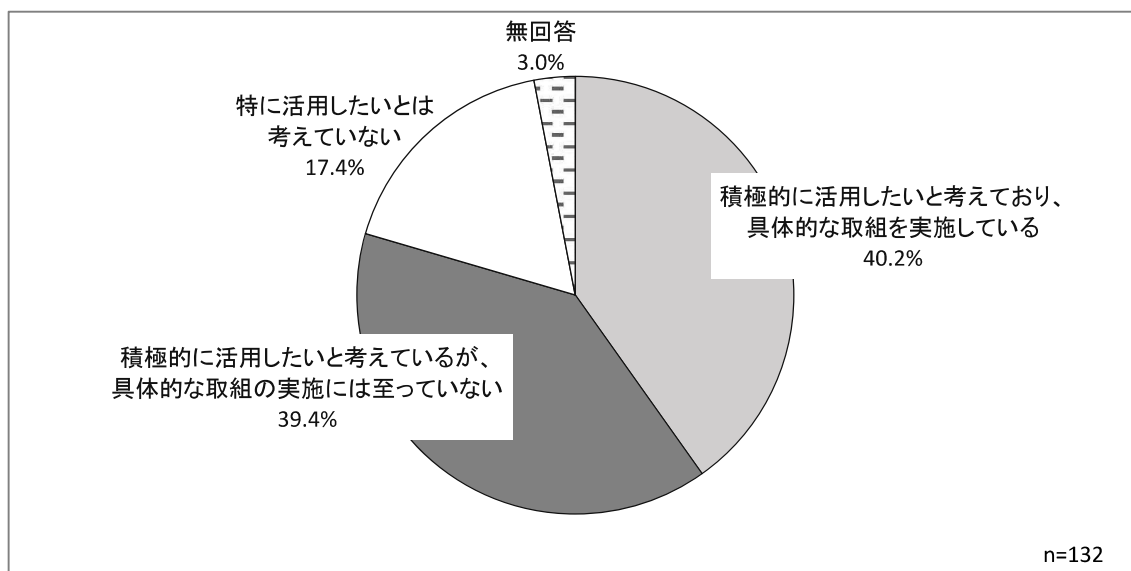
図表82 任意後見関連事業の実施内容（個人）〔複数回答〕



B. 任意後見契約の活用に向けた方針・意向

- 任意後見契約の活用に向けた方針・意向について、「積極的に活用したいと考えており、具体的な取組を実施している」が 40.2%と最も多く、「積極的に活用したいと考えているが、具体的な取組の実施には至っていない」が 39.4%であった。

図表83 任意後見契約の活用に向けた方針・意向（法人・団体）



C. 任意後見契約活用のために実施している取組

- 法人における任意後見契約の活用のために実施している取組について、「一般市民向けの相談会や研修会、セミナーの開催」が 31.8%と最も多く、「医療機関や介護施設、地域包括センターの職員向け勉強会の実施」が 4.5%であった。

図表84 任意後見契約活用のために実施している取組（法人・団体）〔自由回答〕

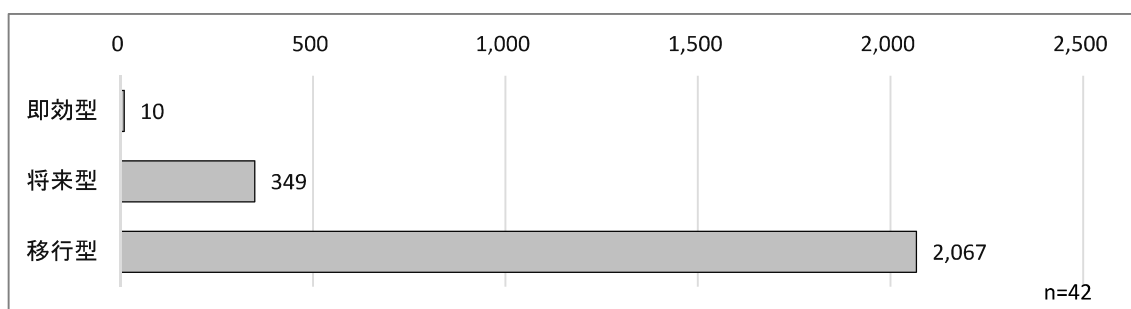
No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	一般市民向けの相談会や研修会、セミナーの開催	42	31.8%
2	医療機関や介護施設、地域包括センターの職員向け勉強会の開催	6	4.5%
3	介護施設入所時の身元保証、財産管理委任契約、死後事務委任契約、見守り契約等とセットでのサービス提供	5	3.8%
4	事前の契約内容チェック(専門職団体の場合)	4	3.0%
5	無回答	67	50.8%
	全体	132	100.0%

D. 任意後見契約の締結件数・発効件数等

(法人・団体)

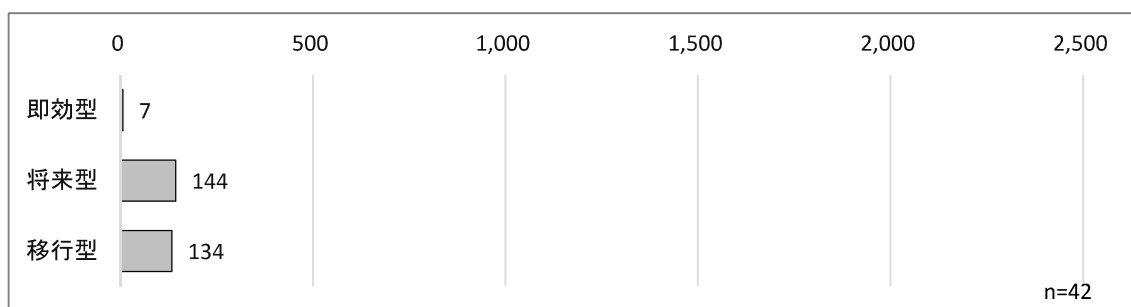
- 任意後見契約の締結件数(累計)は、「移行型」が 2,067 件(85.2%)と最も多く、「将来型」が 349 件(14.4%)であった。
- また、上記の契約のうち発効された任意後見契約の件数(累計)は、「将来型」が 144 件(50.5%)と最も多く、「移行型」が 134 件(47.0%)であった。

図表85 任意後見契約の締結件数（法人・団体）



※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

図表86 任意後見契約の発効件数（法人・団体）

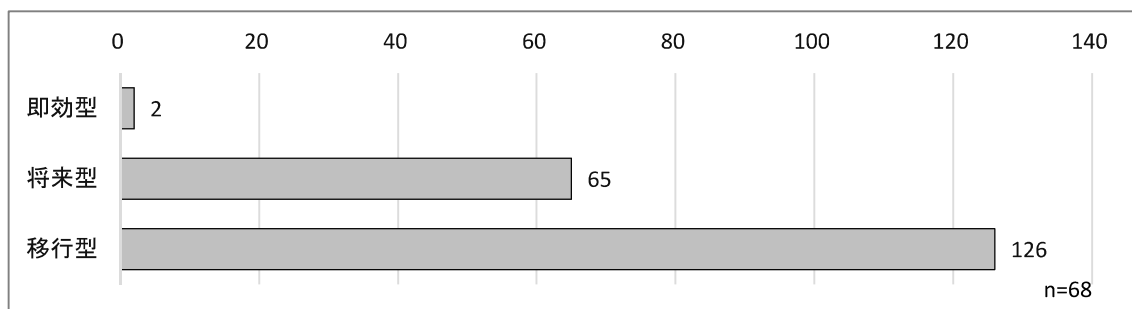


※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

(個人)

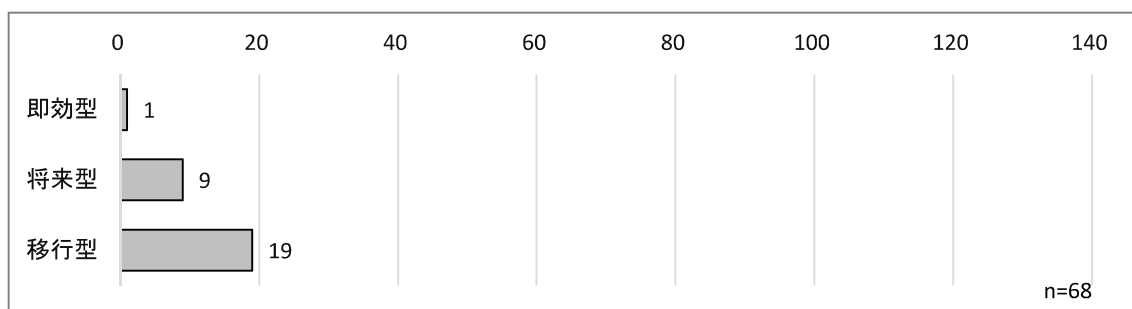
- 任意後見契約の締結件数(累計)は、「移行型」が 126 件(65.3%)と最も多く、「将来型」が 65 件(33.7%)であった。
- また、上記の契約のうち発効された任意後見契約の件数(累計)は、「移行型」が 15 件(65.5%)と最も多く、「将来型」が 7 件(31.0%)であった。

図表87 任意後見契約の締結件数(個人)



※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

図表88 任意後見契約の発効件数(個人)



※n 数は回答者数を示す。また、グラフ上の数値は受任件数を示す。

E. 任意後見契約を検討するきっかけ

- 法人において本人が任意後見契約を検討するきっかけおよびその理由は、「身寄りがない又は頼れる親族がおらず、将来の介護施設入所や介護サービスの利用、死後事務等に関して不安を感じたため」が 72.0%と最も多く、「金銭管理や契約行為が困難となってきたため」が 8.0%であった。
- 個人においても法人と同様の傾向がみられるが、「地域包括支援センターや行政から紹介されたため」が 9.5%と法人と比較して多かった。

図表89 任意後見契約を検討するきっかけ（法人・団体、個人）〔自由回答〕

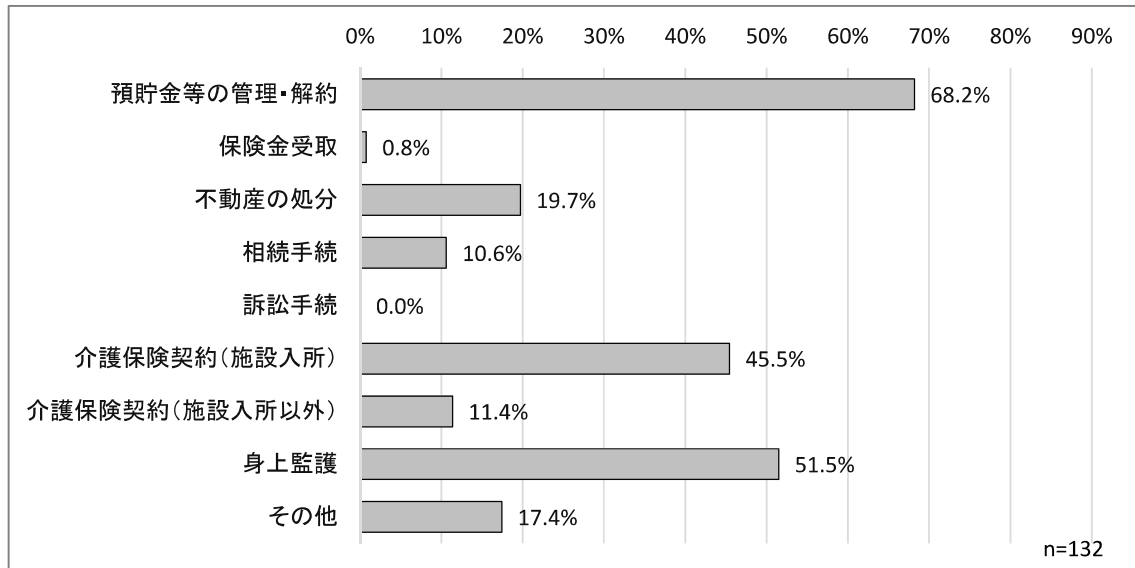
No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	身寄りがない又は頼れる親族がおらず、将来の介護施設入所や介護サービスの利用、死後事務等に関して不安を感じたため	54	72.0%	60	71.4%
2	金銭管理や契約行為が困難となってきたため	6	8.0%	5	6.0%
3	成年後見制度に関するセミナーや研修等を受講したため	4	5.3%	5	6.0%
4	後見人となる人を指定しなかったため	3	4.0%	4	4.8%
5	地域包括支援センターや行政から紹介されたため	1	1.3%	8	9.5%
	全体	75	100.0%	84	100.0%

F. 任意後見契約を締結する動機

(法人・団体)

- 任意後見契約を締結する動機について、「預貯金等の管理・解約」が68.2%と最も多く、「身上監護」が51.5%、「介護保険契約(施設入所)」が45.5%であった。

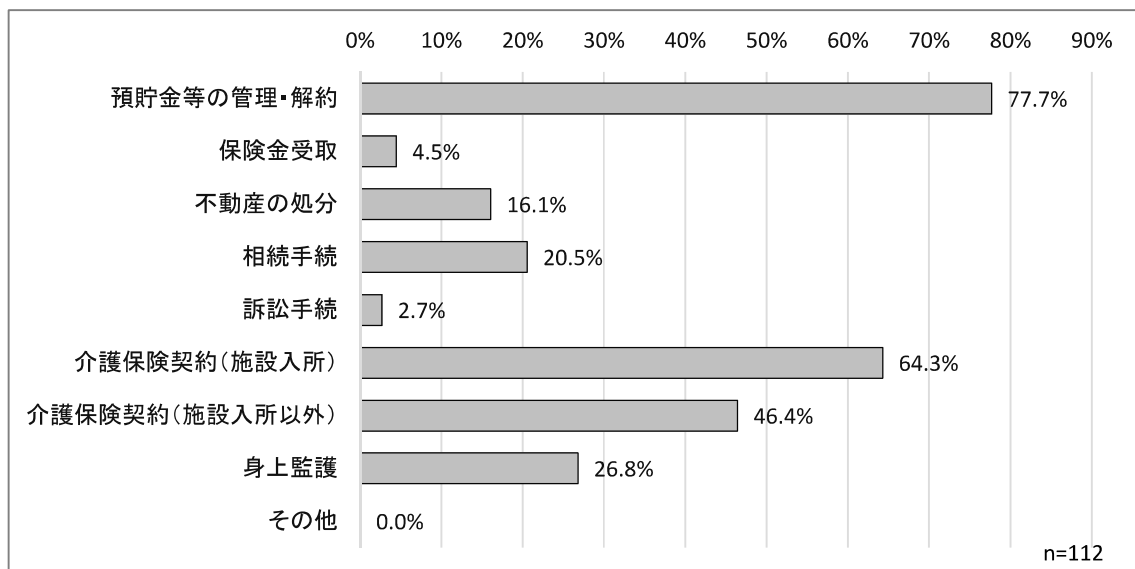
図表90 任意後見契約を締結する動機（法人・団体）〔複数回答〕



(個人)

- 任意後見契約を締結する動機について、「預貯金等の管理・解約」が77.7%と最も多く、「介護保険契約(施設入所)」が64.3%、「介護保険契約(施設入所以外)」が46.4%であった。

図表91 任意後見契約を締結する動機（個人）〔複数回答〕



G. 任意後見契約の利用を勧めるケース

- どのような方に任意後見契約の利用を勧めているかについては、「身近に頼れる親族がおらず、将来に不安を感じている方」が 6 割前後で最も多く、次いで「ご本人の意思で後見人を指名したいと考えている方」が多かった。

図表92 任意後見契約の利用を勧めるケース（法人・団体、個人）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	身近に頼れる親族がおらず、将来に不安を感じている方	39	57.4%	41	65.1%
2	自分の意思で後見人を指名したいと考えている方	18	26.5%	12	19.0%
3	任意後見人および任意後見監督人の報酬を支払えるだけの資産がある方	4	5.9%	1	1.6%
4	高額な財産や不動産を保有している方	4	5.9%	3	4.8%
5	判断能力はあるが、身体機能が低下しているご高齢の方	4	5.9%	5	7.9%
	全体	68	100.0%	63	100.0%

H. 任意後見契約を利用するメリット

- 任意後見契約を活用するメリットについては、「本人が信頼する人物を任意後見人として指名でき、任意後見人への依頼内容も本人の希望に沿って決めることができる点」が 5～6 割で最も多く、「(特に移行型の任意後見契約では)本人が元気な段階からサポートを開始するため、本人のパーソナリティや嗜好を重視して後見人活動を行うことができる点」が 3～4 割であった。

図表93 任意後見契約を利用するメリット（法人・団体、個人）〔自由回答〕

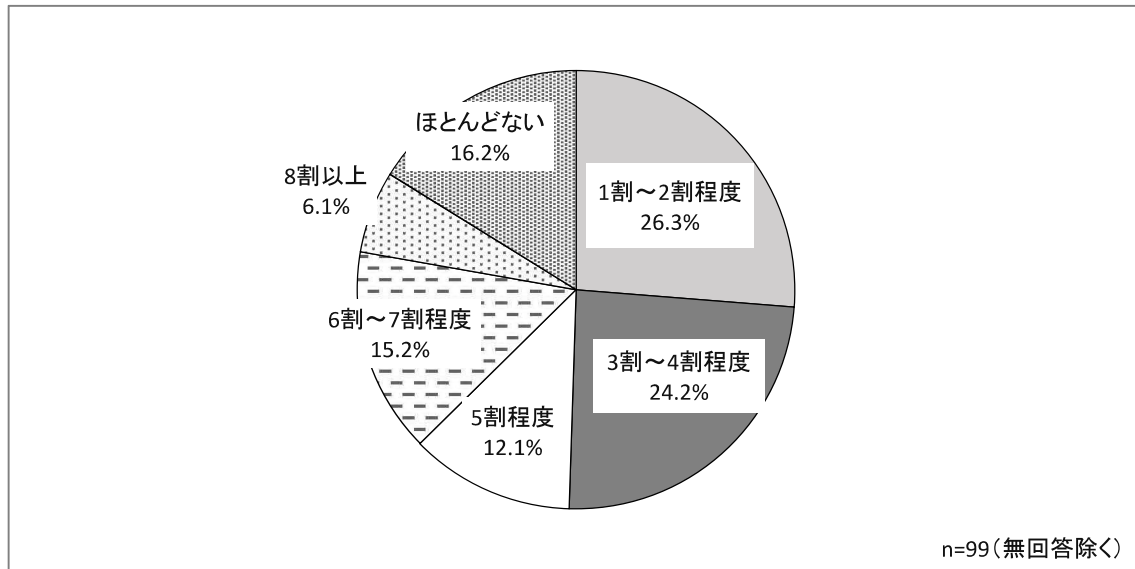
No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人が信頼する人物を任意後見人として指名でき、任意後見人への依頼内容も本人の希望に沿って決めることができる点	44	57.1%	35	50.7%
2	(特に移行型の任意後見契約では)本人が元気な段階からサポートを開始するため、本人のパーソナリティや嗜好を重視して後見人活動を行うことができる点	34	44.2%	21	30.4%
3	財産管理委任契約や死後事務委任契約、遺言の利用により、認知症が発症する前から亡くなった後まで一貫して対策ができる点	16	20.8%	16	23.2%
4	本人の楽しみや意思を重視した(積極的な)財産管理が可能な点	4	5.2%	6	8.7%
	全体	77	100.0%	69	100.0%

I. 契約発効に向けた任意後見監督人の選任申立てが留保されている割合

(法人・団体)

- (全国における)任意後見契約のうち、本人の認知症が進行して、契約を発効した方が良いと考えられるが、契約発効に向けた任意後見監督人の選任申立てが留保されているケースがどれくらいあると思われるかどうかについては、「1割～2割程度」が26.3%と最も多く、「3割～4割程度」が24.2%、「ほとんどない」が16.2%であった。

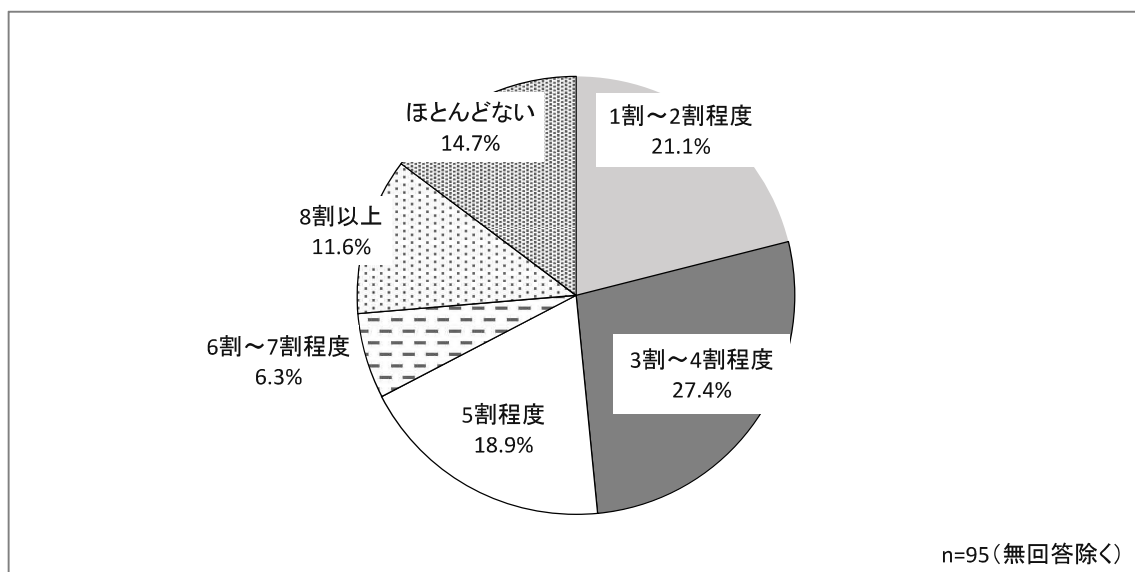
図表94 契約発効が留保されている割合（法人・団体）



(個人)

- (全国における)任意後見契約のうち、本人の認知症が進行して、契約を発効した方が良いと考えられるが、契約発効に向けた任意後見監督人の選任申立てが留保されているケースがどれくらいあると思われるかどうかについては、「3割～4割程度」が27.4%と最も多く、「1割～2割程度」が21.1%、「5割程度」が18.9%であった。

図表95 契約発効が留保されている割合（個人）



J. 契約発効に向けた任意後見監督人の選任申立てが留保されている理由

- 本人の認知症が進行して、契約を発効した方が良いと考えられるが、契約発効に向けた任意後見監督人の選任申立てが留保されている理由としては、「どの時点で契約発効に向けた任意後見監督人の選任申立てをすれば良いかの客観的な判断基準がないため、申立てをするタイミングが分かりにくい」が 42.6%で最も多かった。(数値は、法人・団体)

図表96 任意後見契約の発効が留保されている理由（法人・団体、個人）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	どの時点で契約発効に向けた任意後見監督人の選任申立てをすれば良いかの客観的な判断基準がないため、申立てをするタイミングが分かりにくい	26	42.6%	22	35.5%
2	任意後見監督人に支払う報酬負担が大きい	12	19.7%	19	30.6%
3	任意後見監督人選任申立ての手続が面倒	12	19.7%	9	14.5%
4	契約発効に向けた申立てに関する本人同意の取得が難しいため	11	18.0%	12	19.4%
5	財産管理委任契約や見守り契約を締結している場合、契約を発効せずとも十分な支援が可能であり、契約を発効せずとも本人の生活に支障をきたさないから	8	13.1%	9	14.5%
	全体	61	100.0%	62	100.0%

K. 任意後見契約の活用に向けた施策に関する御意見

(法人・団体)

- 任意後見契約の活用に向けた施策について、「任意後見制度を広めるための広報・周知が必要」が41.8%と最も多く、「公正証書の作成、任意後見監督人への報酬支払などに関するコストが大きいため、経済的な補助制度が必要」が30.9%、「標準報酬額を定めるなど、報酬の明確化が必要」が12.7%であった。

図表97 任意後見契約の活用に向けた施策に関する御意見（法人・団体）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	任意後見制度を広めるための広報・周知が必要	23	41.8%
2	公正証書の作成、任意後見監督人への報酬支払などに関するコストが大きい ため、経済的な補助制度が必要	17	30.9%
3	標準報酬額を定めるなど、報酬の明確化が必要	7	12.7%
4	契約発効に向けた申立てをするべきかどうかを第三者が監督する機能 があったほうがよい	7	12.7%
5	不正を防ぐような仕組みづくりが必要。（発効前の監督人選任、登録 制とするなど）	4	7.3%
	全体	55	100.0%

(個人)

- 任意後見契約の活用に向けた施策について、「任意後見制度を広めるための広報・周知が必要」が28.6%と最も多く、「公正証書の作成、任意後見監督人への報酬支払などに関するコストが大きい
ため、経済的な補助制度が必要」が16.1%であった。

図表98 任意後見契約の活用に向けた施策に関する御意見（個人）〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	任意後見制度を広めるための広報・周知が必要	16	28.6%
2	公正証書の作成、任意後見監督人への報酬支払などに関するコスト が大きい ため、経済的な補助制度が必要	9	16.1%
3	不正を防ぐような仕組みづくりが必要。（発効前の監督人選任、登録 制とするなど）	9	16.1%
4	標準報酬額を定めるなど、報酬の明確化が必要	7	12.5%
5	契約発効に向けた申立てをするべきかどうかを第三者が監督する機能 があったほうがよい	7	12.5%
	全体	54	100.0%

第4章 ヒアリング調査

第1節 調査目的

- ヒアリング調査は、主に以下3点を把握することを目的として実施した。
 - ・ 保佐・補助を利用することのメリット、今後の活用に向けた課題
 - ・ 成年後見人の確保に向けた取組（法人後見、市民後見）、今後に向けた課題
 - ・ 任意後見を利用することのメリット、今後に向けた課題

第2節 調査概要

(1)調査方法と調査対象の選定

- 下記の団体・企業・個人等に対して、訪問ヒアリング調査（60～90分）を実施した。
- 調査対象成年後見事業実施機関、民間企業、市民後見人および被補助人・被保佐人を対象として行った。
- ヒアリング対象先は、主に保佐・補助の活用が進んでいる地域として、保佐・補助受任件数が多い地域より抽出・選定を行なった。また、市民後見人や被保佐人・被補助人については、委員からの紹介により選定した。具体的なヒアリング対象は、次の通り。

図表99 ヒアリング対象

実施日	対象先(敬称略)
2018年12月6日	知多地域成年後見センター
2018年12月14日	釧路市権利擁護成年後見センター
2018年2月5日	しんきん成年後見サポート
2018年2月8日	東濃成年後見センター
2018年11月14日	日本公証人連合会
2019年2月13日(水)	市民後見人(ご本人) 委員より紹介
2019年3月6日(水)	被補助人(ご本人) 委員より紹介
	被保佐人(ご本人) 委員より紹介
2019年3月27日(水)	後見センターふえふき ※ヒアリング結果は事例(93ページ)に掲載

第3節 調査結果

1. 知多地域成年後見センター

(1) 知多地域成年後見センターの活動内容について

- 知多地域成年後見センター（以下「センター」という。）は、愛知県知多半島における5市5町からの委託にて実施している。なお、委託元の5市5町は、家庭裁判所の所轄範囲、日常生活自立支援事業の対象範囲とも一致する。
- センターの職員は正規職員9名、非常勤職員21名である。
- 受任形態は、法人形態を採用している。センター設立のきっかけが、障害を抱えた子どもを持つ母親ががんを患い、余命が短くなった際に、自らの子どもの将来を心配して支援の仕組みを作ることになったというものである。被後見人が障害者であり、特にまだ子どもである場合、長期にわたる支援が必要という観点から、法人後見の仕組みを作った。
- 知多地域はNPOなどの市民活動が盛んな地域であり、支え合いの基盤が構築されている。

(2) 法人後見について

- センター設立の経緯から、設立から現在まで受任形態は法人後見のみとしている。ただし、法人後見の支援員については研修を受講した市民の方をお願いしている。支援員は被後見人への訪問活動などを行う。
- 市民後見人ではなく法人後見の支援員とすることで、担当する案件を上手くローテーションすることが可能である。支援員と被支援員との相性があるうえ、支援員が固定化しすぎると偏った支援になってしまう傾向がある。このような理由もあり、法人受任の方が個人受任に比べて後見活動を円滑に進めやすいと考えている。
- 支援員となる方は、後見活動にのめりこみすぎてしまうことも多いため、長期的に運営していくためには、法人後見の仕組みが適している。
- 被支援員が例えば、施設入居者だとすると、支援員は施設の外部人間なので、支援員に、入居している施設の良くない点を指摘して不満をいうこともあるが、きちんと聞くべきことを聞いて、ただ不満を言いたいだけのこともあり、ほどほどで聞かなければならない事項もある。
- 後見人の役割は、被後見人の状況を判断して、各種制度の利用につなげるなどのアレンジメントを行うことである。後見人が直接的に手を差し伸べ、本人に寄り添うことが大切なときもあるが、最も大事な役割はアレンジメントである。

(3) 保佐・補助の活用について

- センターとして、個人の意思決定権を尊重する観点から、可能な範囲で軽い類型にできるよう方針を定めている。
- なるべく軽い類型にするには、被後見人と早期からかわりを持つことが重要である。センターでは地域包括センター会議に参加することで、会議に諮られる各ケースにおいて成年後見制度が必要かどうかを検討している。
- 地域自治体における日常生活自立支援事業等の取組度合いによって、被支援員の発掘の度合いが異なっているのが現状である。5市5町からの委託を受けているが、地域自治体の取組方針や職員のモチベーションなどが、件数に影響しているように感じられる。

(4)日常生活自立支援事業について

- 日常生活自立支援事業の利用者と成年後見制度における被保佐人・被補助人に対する支援は、似通っているものと考えてよい。法律行為を進めることができるのが成年後見制度の良い点である。
- 一方、日常生活自立支援事業は、一度契約をしても中止することが可能なため、支援者側の負担感が少なく、利用者側から見ても使いやすい側面がある。成年後見制度は後見開始となった場合、基本的には本人が死亡するまで後見人を務めるため、支援者側の負担感が大きい。

2. 釧路市権利擁護成年後見センター

(1) 釧路市権利擁護成年後見センターの活動内容について

- 釧路市権利擁護成年後見センター（以下「センター」という。）は、釧路市社会福祉協議会が運営しており、活動内容は成年後見関連事業及び日常生活自立支援事業の2つである。釧路市からは成年後見実施機関の運営について委託を受けている。法人後見については、成年後見実施機関の運営に関する委託とは別枠で、釧路市からの補助事業として実施している。また、日常生活自立支援事業は北海道社会福祉協議会からの委託事業である。
- センターにおける申立は、フローチャート化されており、被支援者が発見されるまたは相談を受けた場合に釧路市介護高齢課へ連絡され、ケース会議が行なわれる、ケース会議にはセンターのほか釧路市、地域包括支援センター、民生委員等が参加している。ケース会議の後に、成年後見審査会・検討会議を経て、家庭裁判所へ申立を行う流れとなっている。市民後見人が受任することとなった案件については、市民後見人バンク登録者に情報を開示し、受任者調整を実施している。
- 釧路地域は、NPO 団体など地域における支援団体の活動が、古くから活発に行なわれており、センターの活動もこのような支援団体に支えられている。
- 釧路市では、家庭裁判所との連携も積極的に実施しており、センターと家庭裁判所で年に一回は必ず定例の打合せを行なっている。また、申立の際にも家庭裁判所の担当官と頻繁に面会し、情報共有を行っている。
- 現在、中核機関の設立に向けて、支援団体や家庭裁判所、自治体、センター含めた勉強会を頻繁に開催している。このような取組によって、関係機関間での情報共有や連携の基盤が構築されてきていると感じている。

(2) 市民後見人の活用について

- 釧路形式と呼ばれる市民後見人による複数受任（2人）体制で、成年後見事業に取り組んでいる。
- 市民後見人による活動にはチェック体制の整備が重要となる。複数人受任は、個人の負担も減らす効果と、後見活動に関するチェック体制の構築という2つの側面がある。
- 釧路市には専門職後見人のなり手が少ない状況であることも、市民後見人の活用を積極的に進める一因となっている。

(3) 保佐・補助の活用について

- センターとして積極的に類型を軽くしようという方針は持っておらず、あくまでも本人の状態に応じて適切な類型を決めるという考えが基本である。しかしながら、早期から被支援者にかかわっていることにより、結果として保佐・補助が多くなっているものと考えられる。
- 医療機関における類型判断が、本人の状態に比べて乖離していると考えられるケースも見受けられる。しかし、医療機関側で後見類型と判断された場合でも、家庭裁判所において、申立ての趣旨の変更などを経て、軽い類型での開始の審判がされるケースがある。

(4)日常生活自立支援事業について

- 被支援者と面談を行い、日常生活自立支援と成年後見制度のどちらが本人にとって適切な支援方法なのかを考え、本人の状況に合わせて活用している。
- どのような支援が本人にとって適切なのかを見極めるには、生活状況において被害がでていたり、法的な手続きが必要になっていたりするのか、金銭管理がどこまでできるのか、親族や地域とのかかわりの度合い等が、重要な確認項目となる。
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行するケースは多くある。法律行為や契約行為など、日常生活自立支援事業では対応できない事項が出てきた場合に成年後見制度へ移行している。特に、介護施設への入居契約などにあたっては、成年後見制度を活用している。

(5)その他成年後見制度全般について

- 現状、少しずつではあるが、釧路市において成年後見制度が浸透しつつある。センターに本人が直接相談に来ることも多くなってきた。医療機関にも成年後見制度について理解している人が増えてきたところである。
- 任意後見制度の利用は長期的にみても高額な費用がかかる。釧路市には高額な費用を支払うことのできる人が少ないと考えられるため、任意後見制度自体があまり釧路市には馴染まないと考えられる。

3. しんきん成年後見サポート

(1)活動内容

① しんきん成年後見サポートに成り立ちについて

- S 信用金庫名誉会長が品川区社会福祉協議会の会長を務めていた際に、A 信用金庫に対して、「品川区社会福祉協議会の傘下での市民後見人活動に信用金庫が参入できないか」との打診があった。その打診に当時の A 信用金庫の理事長が賛同し、品川区内の信用金庫すべてに声をかけた結果、5 つの信用金庫が協力し、成年後見事業を始めることとなった。
- 品川区内は、品川区の行政、品川区社会福祉協議会、品川成年後見センターなどが成年後見制度を推し進めている。この活動に信用金庫としても参入することで、地域のために社会貢献活動をしようという想いがある。ただし、信用金庫本体では成年後見事業はできないため、一般社団法人を設立した。
- 信用金庫は協同組織の金融機関であるため、利益を追求するほかに、地元・地域が栄えることを重要視しているため、成年後見事業を実施している。一方、都市銀行や地方銀行では利益追求が求められるため、成年後見事業のような儲からない事業を実施することは難しい。

① 運営について

- 各信用金庫から毎年会費を払っていただき、活動原資としている。事務所については A 信用金庫から安価で提供していただいている。また、職員についても各信用金庫からの出向職員を採用している。出向職員の場合、給与は出向元である信用金庫が支払うため、当法人の人件費節減にもつながっている。
- また、信用金庫からの会費や寄付に頼るのみでなく自助努力によって収支バランスを保つという観点から、任意後見の受任、信用金庫の関連会社が作成している公正証書遺言の執行、遺言書作成の補助と保管・管理、信用金庫への相談員派遣、セミナーや講習会への講師派遣などを有償で実施している。
- 信用金庫側にもスポンサーとなっているメリットを感じてもらうため、取引でお困りになっている高齢のお客様や将来に不安を感じているお客様からの相談に乗るようにしている。このような対応をすることでお客様が信用金庫に対して親近感を持って下さるようになる。

② 後見活動について

- 基本的には品川区の区長申立の案件を法人受任しており、監督人は品川区社会福祉協議会となっている。区長申立案件以外には信用金庫のお客様からの相談で受任した案件(1 件)を、監督人なしの複数後見で受任している。
- 信用金庫のお客様からは任意後見に関する相談が多い。依頼があった場合には当法人が任意後見の受任者となってお客様と契約をしている。現状、移行型の委任契約が動いている程度であり、監督人を選任した案件はない。
- 2018 年 12 月末時点では、区長申立の案件が 25 件、任意後見契約が 41 件、遺言執行者の指定が 99 件である。
- 財産管理については、金融機関と同レベルでの管理を行っている。通帳は必ず記帳し、現金を本人に届ける際には 2 人態勢にするなど、銀行と同じように横領や事故が起こらない体制を整えている。
- 不正行為防止の観点から、ダブルチェック・トリプルチェックに加え、抜き打ち検査も実施している。信用金庫の OB・OG が主に後見業務を行っていることから、金融機関で財産管理や通帳・現金管理に携わっていた延長線上での仕事という意識を持っている。

③ 信用金庫の取組について

- A 信用金庫では、高齢者向け総合サービスとして「現金お届けサービス」や「指定振込サービス」「代理人サービス」など様々なサービス提供を行っている（参考資料を参照）。こういったサービスを提供していく中で、成年後見に関する一定の知識を持たなければならないという気運が高まっており、当法人が信用金庫の支店長会に出向いて成年後見制度に関するセミナーを行う機会もある。
- 信用金庫の職員全員が同じレベルの知識を身に付けることは難しいが、経営者や支店長が成年後見制度に関する知識を持っていると相談につながるなどのアクションが起きる。
- 品川区では社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と信用金庫が連携し、お客様に異変があった場合には関係機関へ通報できるような仕組みとしている。当法人でも、関係機関の存在を知らない信用金庫職員を減らすため、地域包括支援センターの活動内容等を周知するようにしている。

④ 信用金庫 OB・OG の活用について

- 品川区社会福祉協議会が実施している研修を修了した方が成年後見業務に携わっている。品川区社会福祉協議会の研修は年 1 回のみであるため、当法人では品川区社会福祉協議会と共催といった形で同じ内容の研修を年 1 回実施している。そのため、受講希望者は年 2 回、受講のチャンスがある。
- 当法人で実際に成年後見業務を行っている職員は信用金庫の OB・OG が多い。信用金庫 OB 会の催し物での宣伝や会員への郵送物にパンフレットを同封するといった形で広報を行っている。また、知り合いの OB・OG に直接電話をして打診をするケースもある。
- 会員となっている 5 つの信用金庫を合わせると数多くの OB・OG がおり、退職後も社会貢献活動を行いたいと思っている人は一定数存在している。市民後見人養成講座を修了して実際に活動を希望される方はボランティアではなく職員として採用し、報酬を支払っている。
- ただし、以前より定年の年齢が上昇したため、市民後見人として活動していただける期間が短くなっているという課題がある。

(2)保佐・補助の活用について

- A 信用金庫において、被保佐人・被補助人向けの金融サービス（「くらしの口座」）を提供している。
- 「くらしの口座」は、あらかじめ保佐人または補助人からの同意を得ることで、日常生活に使うお金であれば被保佐人または被補助人単独で普通預金口座への入出金が可能となる口座である。
- 口座開設にあたっては、「保佐人」または「補助人」の同意が必要である。また、本人の希望に応じてキャッシュカードの発行も行っている。

(3)成年後見制度全般に関する御意見

- 後見人の確保という面では、適切な報酬額の設定・支払が必要ではないか。やりがいのある仕事である反面、手間がかかり、責任が重く、途中で辞めることも難しいといった点がある。
- また、現在は一旦法定交換を開始したら、途中で辞めることが難しいため、後見人の権限が大きくなりすぎるとともに、責任も重たくなっている。成年後見制度の利用の目的に応じてスポット利用が可能形にするなど、柔軟な制度になると使い勝手が良いのではないかと。
- 平成 29 年度の成年後見制度の申立の主な動機の第 1 位は「預貯金等の管理・解約」である。これは認知症の方やその親族が金融機関の窓口に行った際に、成年後見制度を利用しないと預貯金の解約等ができないと言われているからではないかと考えられる。

4. 東濃成年後見センター

(1)東濃成年後見センターの特色について

- 東濃成年後見センターの活動範囲は、多治見と中津川の2地域に大別されており、6市から法人後見の依頼を受け入れている。
- 設立当初は、認知症高齢者に関する受任件数が多かったが、高齢者は死亡があるため、現在は障害児に関する受任件数の方が多くなって来ている。
- 東濃成年後見センターの特色として、在宅が多いことが挙げられる。月2回のケース会議において支援方針等を検討している。ケース会議の参加者は弁護士も含め、多岐にわたっている。
- 成年後見センターの運営方針としては、利益相反や後見人による不正がなるべく起きないように仕組みを構築している。具体的には、役員の選出制限、入出金管理の相互チェック、記録改ざんの防止措置などであり、各種チェック機能が働くようにしている。
- 当センターは、専門職後見人が付かない場合、本人の蓄財や収入の有無に関らず後見人の受任を行っており、公的性格が強いのを特徴としている。
- 受任後の方針として、可能な限り地域に根ざし、住み慣れた住宅(在宅)で生活できるよう支援している。成年後見事業は、権利擁護活動の一部と認識して実施している。

(2)センターの運営における課題について

- 東濃成年後見センターでは、保佐・補助の割合が高いが、支援負担が多く、トラブルになるなどの課題は多い。

(本人起因)

- 身勝手な問題行動、有力者や政治家等へのクレーム、頻回電話、警察沙汰(万引き、路上排泄等)などが多い。
- 趣味嗜好品の購入改善を要求して、不服があると撤回を求めてくる。
- 医療同意を強要されるが、後にクレームとなることがある。

(本人の周辺、親族・友人等)

- 親族等が経済的な搾取を行っていた場合、対立関係になり、全体的な対策が必要となる。
- ✓ 親族が、本人死亡時の死後事務対応を拒否するケースがある。

(医療・介護・福祉サービス提供者起因)

- 介護施設にて、近隣施設への移転時に、他の施設を経由してから入所するよう求められるケースがある。
- 介護施設から在宅への移行の際に、退所拒否や通帳引渡を拒否するケースがあった。
- 医療機関において、認知症患者は手がかかると認識されており、早期に退院させようとする。
- 医療施設側から、過剰な事実行為を求められることがある。(付き添い、泊り込みなど)
- 医療・介護・福祉側が、過剰サービスによる請求をしてくることもあり、取消権を行使するケースもある。
- ✓ 医療・介護・福祉側が後見人を推薦し、利益誘導しようとしているケースも見られる。(その他課題)
- 事実行為の支援を実態として行なっている側面もある(ごみ屋敷の掃除支援や、入院者の洗濯などを、支援員が行なっている。)
- 全体的に、トラブルとなるケースは家族と支援者(医療・介護・福祉サービス)が多い。最も困るのは医療同意(予防接種の同意、手術・処置の同意)である。

(3)保佐・補助が多い理由及び保佐・補助を増やしていくための方策について

- 行政が、後見人をつけると地域課題が解決されると認識し始めたことが大きいと考えられる。当センターでは市区町村申立が多いことも特徴である。
- 後見人支援の結果を「見える化」する一環として、支援者の滞納金返済額を一覧にしている。このような支援結果の一覧は、市行政において、財務局への説明に非常に役立っていると聞いている。
- 成年後見の利用を先延ばしにしないことが重要となるケースがある。早期に手を打てば、問題が解決する場合も多い。どうしても、成年後見はずっと続くイメージがあり、躊躇してしまうケースが多いと感じられる。
- 医療・介護関係者は、かなり親身になって検討をするが、様子を見る“経過観察”という結論を出す傾向が強い印象がある。
- 一方で、いざ支援しようとする、本人の権利を奪うことにつながるにもかかわらず、要介護認定と同じように認知症の病状を重く申請しようとする傾向にある（要介護認定だと病状が重い方が、本人にとって手厚いサービスが受けられるため）
- 上記の点における、支援者側の意識改革は、重要になってくると考えられる。

(4)日常生活自立支援事業について

- 日常生活自立支援事業のほうが、本人の権利が制限されない。利用者の状態にあわせて、十分な支援ができるのであれば、日常生活自立支援事業を利用するほうが良いと考えている。

(5)その他

- 地域に根ざした支援が重要だと考えている。認知症患者は、お釣りの管理やごみ屋敷化などが当面の課題となる。このような場合に、お風呂の回数券や、地域喫茶店の珈琲回数券などを活用すれば、施設にすぐに入らずとも生活ができ、地域で見守ることができる（喫茶店の職員の方が、よく本人の状況を見ていたりする）。また、ガス事業者がガス（プロパン）交換時に、本人状況を見てくれたりしている。このような地域での見守り方法を工夫していきたい。
- 今後、認知症高齢者が増えてくると、電気代・ガス代の「付けっ放し」による使用料の高騰をどう防ぐかが課題となる。この点に関する対策も今後の重要な取組と考えられる。

5. 日本公証人連合会

(1)任意後見

① 任意後見の実態について

- 公正証書を作成する際には、あらかじめ、司法書士や弁護士などの専門職が公証役場に相談に来ることが多い。
- 公正証書は、即効型・将来型・移行型の文例を参考にしつつ具体的事案に応じて必要な修正をして作成する。
 - ◇ 即効型、将来型、移行型の中では、移行型が多い。
 - ◇ 作成期間は約1ヶ月。遺言や信託とセットの場合には作成期間が長くなる傾向にある。
 - ◇ 公正証書の作成後本人に会うことはない。ただし、まれに作成した公正証書の変更又は解除の関係で会うことはある。
- 公正証書の作成後は公証人の手を離れるため、個別の契約がどうなったかという実態については把握が難しい。
- 任意後見の利用率には地域性があるのではないかと予想している。
 - ◇ 例えば、高齢者が家族に囲まれて生活している地域(地方など)では任意後見の利用率が低く、相続等で問題の発生しやすい地域(都会)では利用率が高いのではないかと。
- 任意後見を利用する人には、高所得者が多いのではないかと。

② 任意後見の利用拡大に向けた課題

- 任意後見を利用するメリットとしては、「将来どのように生きていきたいかを自分の意思で予め決めることが可能な点」「任意後見人を自分が信頼できる人に任せられる点」などが挙げられる。
- 任意後見契約が発行した場合には、任意後見監督人に対して3～5万円／月の報酬を支払う必要があるということも、発効に至らない契約が多い理由の1つと考えられる。
 - ◇ 任意後見監督人が行う仕事の量は、本人の状況によっても大きく異なる。例えば、本人が施設に入所している場合等は大きな動きが少なく、任意後見監督人の負担も少ないケースが多い。
- 契約が移行型である場合は、財産管理委任契約等の各種委任契約を結ぶことで、発効前でも委任契約の受任者(発効前の任意後見人)から支援を受けることができる。委任契約は本人の判断能力が落ちた後でも効力が続くため、前記受任者等の関係者からすると、任意後見監督人の選任申立てをする必要性が実感されないのではないかと。
- 本人の判断能力が低下し、契約を発効させた方がよい状況になった場合でも、家族や任意後見契約の受任者が資料を揃えて家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てをすることは事務負担が大きく、ハードルが高い可能性がある。

③ 日本公証人連合会における調査

- 日本公証人連合会内でも、任意後見に関する委員会を立ち上げており、任意後見に関する調査を行う予定である。
 - ◇ 同調査のため、全国の公証人に対して約2,000件のアンケートを実施中である。
 - ◇ アンケートは平成30年10月～11月に作成する案件を対象として実施し、平成31年1月から集計・分析を始める予定となっている。

- ◇ 調査内容は「①個別案件に関する項目」と「②濫用防止&任意後見の利用拡大等に関する項目」である。

(2)成年後見制度全般

- 低所得者も含め、誰でも利用できるような仕組みにしていくことが必要ではないか。
- 任意後見人・成年後見人は受任年数が長いため、法人後見など、複数の受任者で対応するような仕組みがあれば良いのではないか。

6. 市民後見人 A 氏

(1)市民後見活動の経験

- 大阪市の市民後見人バンク登録年数:10 年
- これまでの受任件数:2 件(個人受任)

(2)市民後見活動開始時（10 年前）の状況

- 10 年前に市民後見活動のオリエンテーションに関する 1 期生の募集があった際は、1,000 人を超える申込があった。2 期生は 800 人ほどの申込で、実際の研修まで参加したのは 88 人であった。研修参加後に 1 年間かけて基礎から実習の全部をクリアして、バンク登録まで至ったのは 44 人である。
- 市民後見活動に興味を持ち、活動に参加してみようとする方が多かった。当時は定年が 60 歳であり、定年退職後の時間が長かったことも影響している。大阪市では市民後見人の定年は 70 歳と設定されており、定年を過ぎると登録バンクから外れることとなる。65 歳から市民後見活動を始めるとすると、1 年間の研修を終えた後、70 歳まで 4 年間しかないため、希望者が多少減ってきているのではないかと考えられる。

(3)参加のきっかけ

- 大阪市の広報誌に市民後見活動に関する広告が載っているのを見た妻から、定年後に「何かしたら」と言われたのがきっかけである。
- 新聞、市政だより、広報誌等への広告掲載や、各行政区の図書館へのチラシ設置などにより市民後見活動に関する広報がされている。

(4)報酬制度

- 大阪市の市民後見人は完全無報酬である。様々なところからヒアリングを受けるが、「なぜ無報酬で活動が可能なのか」と尋ねられた際には、常に「大阪のおっちゃん、おばちゃんやから、無報酬でできるんです」と回答している。
- 報酬があると、報酬の金額に見合った活動は何かと考えてしまい、どこかで線を引いてしまう可能性が出てきてしまう。
- 無報酬での活動は、最初に大阪市の市民後見制度を立ち上げた、大阪市立大学の岩間伸之先生の方針であり、それを現在も引き継いでいる。現在でも、無報酬でやって良かったと思っている。

(5)市民後見活動のやりがい

- 支援していた本人が亡くなられた後に、施設の看護師長に「2 年 10 カ月、よく頑張りましたね。私びっくりしました」と言ってもらって、「ああ、やってよかった」と思いました。あの言葉がなかったら、たぶん 2 回目はやっていなかった。
- 初めは簡単にお世話していたが、人様の生活を全て自分の肩に背負っているような気持ちになり、ものすごく重荷に感じた。だから、もう二度と受任しないと心に決めた。しかし、センターからの依頼により、2 回目の受任が決まった。2 件目は受任開始から 4 年経っている。

(6)受任形態

- 1 対 1 でお世話をする個人受任のシステムが好きである。全ての責任を 1 人で負うため、しんどい面もあるが、愛情も注げるうえ、相手からの愛情も受けることができる。市民後見活動は人の温もりが感じられる活動だと思っている。また、報酬が発生していれば、2 回目はやっていません。しんどいけれどもやり甲斐もあり、結果も返ってくる。相手の苦しみも一緒に味わうこととなるけれども、喜びも倍になって返ってくる。

(7)市民後見人の担い手

- 相手を思いやる心と、やる気力さえある方であれば、どなたでも市民後見人として活動できる。時間的な部分をクリアできる人が望ましいため、定年迎えた人の時間を、うまく活用するのが良いと思っている。

(8)周知活動

- 大阪市市民後見人連絡協議会を作り、市民後見人同士の連携を進めている。年に 1 回シンポジウムを各区で開き、市民後見人の周知活動を行なっている。また、市民後見人も、地域でチラシを配布するなど皆で協力して募集している。

(9)その他

- 岩間先生の「市民後見人は、いずれは地域の後見人になっていかなければいけない。」という言葉を意識して活動している。地域の後見人になって、地域の方々の支援をしていく形にしていきたいと考えている。
- 市民後見人は増えていっているが、サポートするセンター職員があまり増えておらず、人手が足りていない。市民後見人を広げていくには、サポートも必要ということを、要望していかないといけないと考えている。

7. 被保佐人（本人）

(1)本ケースの概要

- 品川区社会福祉協議会が保佐人を受任している。
- 現在は老人保健施設に入所をしており、半年おきに自宅と行き来している状態である。
- 定年退職まで事務職に就いており、定年退職後は自宅にて生活していた
- マンション業者による消費者被害を受けたことを契機に品川区の社会福祉協議会につながり、成年後見制度の利用に至った。
- 現在の状況に関する本人の認識は、『『行政の人』から日常の金銭管理・施設入所費用の支払等に関する支援を受けている』というものであり、その支援が成年後見制度の利用に基づくものであることは認識していない。

(2)成年後見制度を利用する中で感じること

- （成年後見制度による）支援は、自分の生活になくてもならないものであり、引き続き支援を受けたいと考えている。また、公的な支援であるため、安心して支援を受けることができている。
- 自宅での生活が困難になった場合には、介護施設に入所したいと考えているが、その際の手続等については、後見人をお願いしたいと考えている。一方、自身の葬式等については、遠方に住む弟に任せたいと考えている。

8. 被補助人（本人）

(1) 本ケースの概要

- 市民後見活動を実施している NPO 法人が補助人(法人後見)を受任し、品川成年後見センターが監督人となっている。補助人は定期的に自宅に訪問し、本人とコミュニケーションをとっている。
- 現在は配食サービスや訪問看護を利用しながら、自宅にて生活している。
- 自身の「終活」について考えていた際に、友人から成年後見制度及び NPO 法人の紹介を受け、成年後見制度の利用につながった。
- 成年後見制度の詳しい内容は分からないが、市民後見人から受けている支援が成年後見制度によるものであるということは認識している。

(2) 成年後見制度を利用する中で感じること

- 成年後見制度による支援は自身の生活になくてもならないものであり、補助人には感謝している。また、成年後見制度は国の制度であることから安心して利用することができると感じている。
- 万が一の場合には介護施設に入所することを考えているが、その際には補助人に手続等の支援をお願いしたい。しかし、親族がいないため、施設入所の際の保証人が確保できるかどうかが不安である。
- 自身の死後は合同墓に入ることを希望しており、その準備についても市民後見人から支援を受けつつ進めていきたいと考えている。

第5章 本調査のまとめ

調査テーマⅠ 保佐・補助の活用

- 本調査研究では、現時点において保佐・補助の活用が進んでいない要因を分析し、保佐・補助の活用を促進する施策について、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果及び検討委員会での議論を踏まえて取りまとめを行った。
- 保佐・補助を利用するメリットについては、検討委員会での議論を通じて、以下のとおり整理した。

★保佐・補助を利用するメリット★

①本人側のメリット

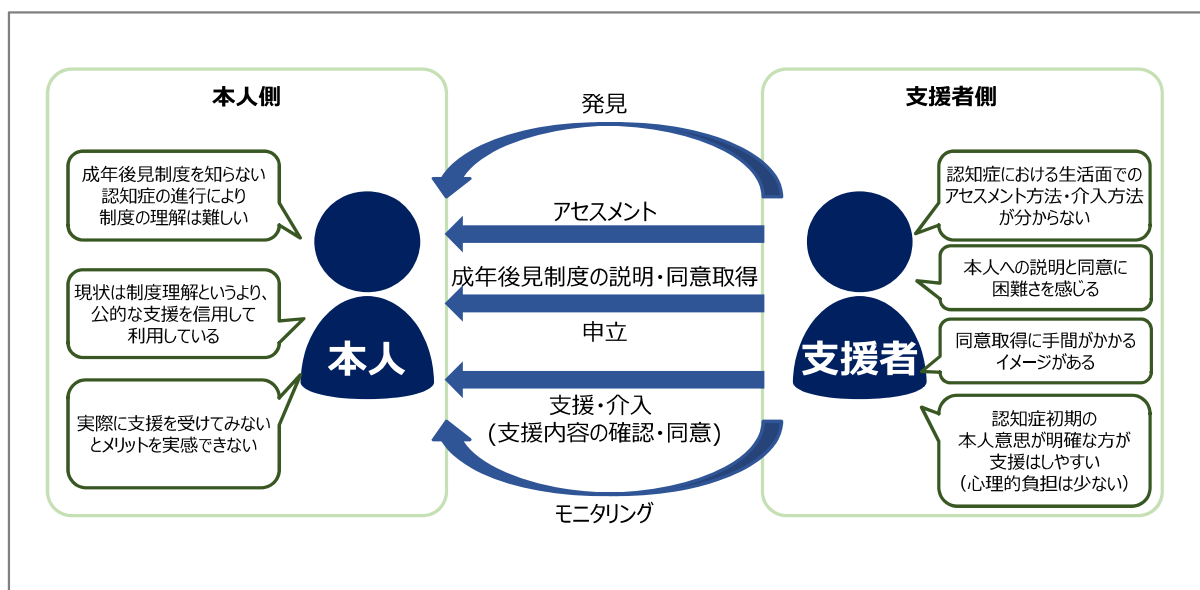
- 本人が望む生活の実現を目的として、本人が支援者とコミュニケーションを取りつつ、本人の意思に基づき安心・納得を感じながら必要な支援（法的保護・意思決定支援）を受けることが可能となること。
- 認知症の早期から支援を受けることで、本人の持つ能力を活かした支援を実施することができるため、生活環境の安定及び日常生活上の機能の改善が期待できるとともに、本人にとっての選択肢を大きく広げることが可能であること。
- 取消権など法的保護を受けることができると同時に、本人が支援内容を選択・設定できること。

更に、補助の場合では、同意権・取消権・代理権のいずれについても、自身の意思・同意に基づいて設定することができるため、自身の権利を制限されることなく、支援を受けることが可能であること。

②支援者側のメリット

- 認知症の早期から本人に関わることで、コミュニケーションを取り、信頼関係を構築しながら、本人の意思に基づく支援を行うことが可能であり、支援者側も安心して支援を行っていくことが可能であること。

図表100 保佐・補助の活用に向けた課題点等



1. 保佐・補助の活用が進まない要因の分析

- アンケート調査では「保佐・補助における困難さ・課題を感じる事」について、「成年後見制度について本人・親族が十分に理解・納得ができていない(保佐 35.7%、補助 29.7%)」、「本人の意思決定支援が難しい(保佐 23.3%、補助 18.5%)」や「同意権・代理権・取消権を行使する際の本人の事実上の了承を得ることに難しさを感じる(保佐 22.9%、補助 16.9%)」等が多く挙げられており、本人の課題及び本人と支援者とのコミュニケーションにおける課題が大きいことが浮彫りとなった。
- また、上記以外にも「診断時において、医療機関等の成年後見制度の理解に課題を感じる」や、「行政や金融機関などにおいて、保佐人・補助人として行う事務手続が円滑に進まない」など医療・介護サービス提供者や社会環境についても課題を感じているとの回答が多く挙げられた。
- これらアンケート結果を基に、保佐・補助の活用が進まない要因について、「申立てに至る以前の段階における課題」と、「(申立時における)類型の選択に関する課題」の2つに分けて整理を行った。

(1)申立てに至るまでの段階における課題

- 保佐・補助の活用に関する課題として、「認知症の初期段階(保佐・補助相当)において、支援が必要な方に対して、適切な成年後見制度の利用につながっていないのではないか」という点が指摘されている。このような課題が発生する要因には、以下のようなものが考えられる。

① 本人側の要因

(成年後見制度に対する理解・納得不足)

- 認知症の初期段階では、支援に対するニーズが比較的低く、または本人が認知症と認識していないため、自身を成年後見制度の対象者と考えられないことから、制度理解には至らないことが多いと考えられる。一方で、認知症が進行し、支援に対するニーズを本人が認識する段階では、判断能力が低下しているため、成年後見制度を理解するのは困難な状態となっている。特に、本人が成年後見制度についての知識をまったく持っていなかった場合、いざ支援が必要な場面が訪れても、成年後見制度及び保佐・補助のメリットを本人が理解するのは非常に困難なものと想定される。
- ヒアリング調査において、被保佐人・被補助人に対して成年後見制度を知っているか尋ねたところ、「行政関係者から支援を受けていることは認識しているが、成年後見制度については分からない」や「詳しくは分からないが、後見人という支援をしてくれている方がいることは分かる」といった回答が得られた。このような中で、本人が、成年後見制度及び、保佐・補助の制度について理解・納得している方は、現状は少ないものと考えられる。
- ただし、上記ヒアリング調査において、保佐人・補助人から受ける支援についての感想を尋ねたところ、被保佐人・被補助人の方は「(成年後見制度による支援であるということは認識していないものの)公的な支援として、頼りにしている」や「(保佐人・補助人から受けている支援が)自身の生活においてなくてはならないため感謝している」との回答があり、被保佐人・被補助人である本人は、成年後見制度を利用し、実際に支援を受けてみて、初めてそのメリットについて実感している状況である。

② 支援者側の要因

A. 医療・介護サービス提供者

(成年後見制度に関する理解不足による経過観察の継続)

- ヒアリング調査では、「医療・介護サービス提供者には、支援について検討を実施していても、経過観察の継続を選択する傾向にあり、生活面での具体的な介入・支援に着手できていない可能性がある」との意見があった。
- このような要因としては、成年後見制度の活用方法など、生活面への具体的な介入方法を認識・理解していない医療・介護サービス提供者が多い現状があることや、認知症に対する診断において、機能的評価や生活面のアセスメントが十分に普及していないことも、上記のような早期介入に繋がっていない要因となっている可能性があることが、検討委員会において指摘された。

B. 行政

(成年後見制度の活用メリットへの理解不足)

- ヒアリング調査によると、行政担当者が、成年後見制度の活用によるメリットを認識していないことも、(特に認知症の初期段階における)成年後見制度の利用が進まない要因として挙げられた。また、成年後見制度を利用することは、本人の生活の質が改善するという本人にとってのメリットがあることは勿論、行政にとってもメリットがあると考えられるが、活用メリットを十分に認識していない可能性があることも指摘されている。
- ヒアリング事例のように、成年後見制度の利用によって支援者が本人の生活に介入し、支援をすることは、行政において介入・対策を行うことが難しいと考えられている「ごみ屋敷化防止」「空き家対策」「税金滞納」などの課題(「行政の壁」)を解決するきっかけにもなり得るものであると検討委員会にて指摘された。
- また、行政が上記のようなメリットを認識し、成年後見制度に対する理解を深め、制度利用を促進する環境・体制を整えることは、公共の利益のみならず本人の利益にも資するものであることが指摘された。

C. 後見人等支援者

(保佐・補助に対するイメージ：ノーマライゼーション)

- 後見人等の候補者や関係機関において、保佐・補助に対して「本人同意等の取得が必要な機会が多い」などの手間がかかるイメージがある一方で、そのメリットについては十分に理解されていないことから、積極的に後見類型を活用する方針を持っているケースがあるということが、検討委員会において指摘されている。
- アンケート調査の結果では、保佐・補助は「支援に手間がかかる(同意等の取得に手間がかかる)」といった課題があるものの、判断能力が保持されている保佐・補助の段階から本人に関わることで、本人の意思が汲み取れる(支援がしやすい:心理的負担が少ない)というメリットがあることを、支援者側も感じていることが明らかとなった。
- 検討委員会において、保佐・補助を進めるためには、支援者や医療・介護サービス提供者が成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方として掲げられている「ノーマライゼーション(個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)」を理解することが重要であると指摘された。

③ 社会環境要因

(金融機関等における成年後見制度への理解不足)

- アンケート調査では、保佐・補助の申立ての動機として「預貯金等の管理・解約」が最も多く挙げられていたとともに、受任ケースにおける活動内容についても「日常生活上の金銭管理」が 6 割弱～7 割で最も多い結果となった。このことから、本人が成年後見制度を利用する中で、金融機関は重要な役割を担っていると推定される。
- しかし、現状では一部の先駆的な事例を除き、金融機関における成年後見制度へ理解は十分とはいえないとの指摘が検討委員会の委員から挙げられている。特に、保佐人・補助人及び被保佐人・被補助人への対応については、金融機関職員の成年後見制度に対する理解不足から、後見類型と同じ扱いとなることが多いとの指摘があった。
- 上記のように、保佐・補助の場合でも後見類型と同様の扱いをされることは、本人が保佐・補助のメリットを感じにくい要因になり得ると推測される。今後は、金融機関の職員にも地域社会の一員として成年後見制度への理解を深めてもらうための取組が重要との意見が検討委員会の委員より挙げられた。
- 一方で、成年後見制度に関する取組を積極的に実施している金融機関では、成年後見制度に関する専門性を持った団体と連携を図ると共に、さらに被保佐人・被補助人用の口座及びキャッシュカードを(保佐人・補助人の同意の下で)発行している事例もある。
- このような事例が広がれば、「保佐・補助では、通帳を完全に取り上げられるのではなく、「自分の通帳・キャッシュカードが持てる」など、本人メリットがさらに強化され、保佐・補助の活用が広がるものと期待される。

④ その他要因：成年後見制度利用への接続・連携

(早期発見・モニタリングする仕組みの不足)

- 保佐・補助の活用を進めるためには、認知症高齢者を早期に発見し、適切なタイミングで成年後見制度の利用につなげることが重要である。特に、保佐・補助相当の判断能力の方は日常生活に明らかな支障が出ることは少なく、早期発見をするためには、地域における見守り体制の整備が求められる。
- 現在、厚生労働省を中心として、中核機関の設置と運用が進められているところである。中核機関において、認知症高齢者の早期発見及びモニタリングの仕組みの整備や、地域包括支援センターとの連携を進めることにより、今後は保佐・補助相当の判断能力の方へのアプローチが増えていくことが期待される。

(日常生活自立支援事業との連携における課題)

- 日常生活自立支援事業は、契約能力があるが財産管理に不安がある方を社会福祉協議会等が契約に基づいて支援するものであり、支援対象者は保佐・補助相当の判断能力であることも多いことがヒアリング調査結果として挙げられている。
- 現状、法律行為等に関する支援が必要となった場合などにおいて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への速やかな移行を進めている団体も多い。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行する際には、後見類型ではなく保佐・補助となる場合もあるとの意見が検討委員会にて挙げられた。
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行における課題として、全国社会福祉協議会が実施したアンケート調査³では、「(成年後見制度の利用が適切と考えられるケースにおいても)市区

³ 全国社会福祉協議会「平成 30 年度日常生活自立支援事業利用状況調査結果」(平成 31 年 2 月)

町村長による申立ての進まない点」が委員より指摘された。市区町村長申立が検討されるケースは「親族がいないケース」、「本人による申立てができないケース」などが主であるとともに、申立ての対象を後見類型のみに絞っている自治体も多く、市区町村長申立のあり方については更なる検討が必要との意見が委員より挙げられた。

(2)申立て時における類型選択に関する課題

- 申立て時に、どのような類型にて申立てを行うのかという類型の選択において、「本人の判断能力が保佐・補助相当であっても、後見類型を選択して申立てをしている場合があるのではないか」という課題が指摘されている。
- なお、アンケート調査において、受任ケースのうち、現状より軽い類型への変更や後見等開始審判の取消を検討したことがある割合を調査したところ、「現状より軽い類型（保佐・補助）への変更または後見等開始審判の取消を検討したことがある」との回答は1～2割に留まった。
- 上記のような状況が生じている要因について、以下のような論点を中心として、検討委員会において検討を行なった。

① 保佐・補助及び認知症に対するイメージ

（保佐・補助に対するイメージ）

- 保佐・補助に対して、同意等の取得に非常に労力がかかるイメージを強く抱いており、後見類型を強く推し進める支援者が一定程度存在していることが指摘されている。今後は、本人への説明や同意等の取得をスムーズに実施できるような環境整備も含め、保佐・補助における本人及び支援者にとってのメリットの周知活動やメリットの強化を進めることが重要であると委員により指摘された。

（認知症に対するイメージ）

- アンケート調査の結果においても、認知症に対して「進行性である」、「判断能力が回復するケースはない」という回答が多い状況であった。認知症に対する正しい理解や、認知症の症状が改善しなくとも、成年後見制度を活用した支援によって、本人の生活能力の改善が図れることについて、周知させていく必要があるものと委員による指摘があった。
- 特に申立時において、BPSD（認知症の周辺症状）が出ていることで、症状を重く診断されているケースがあると考えられる。医療及び生活面の介入による日常生活改善によって、BPSD が落ち着き、症状および判断能力が回復するケースは充分にあることも、周知させていく必要があるものと委員による指摘があった。

② 診断書作成時のアセスメント

- アンケート調査では、「保佐・補助において困難さ・課題を感じる」として、「診断時において医療機関等の成年後見制度（補助・保佐の活用）の理解に課題を感じる」との回答は 2 割弱であった。
- 検討委員会の委員意見では、診断書等が必要な公的制度として、介護保険制度や障害者自立支援制度などが挙げられるが、これらは、本人の「支援が必要な部分」に着目してアセスメントを行っており、同様の考え方にて、成年後見制度においてアセスメントが行われると、「残存能力の活用」ではなく、「支援が必要な部分」に焦点が当たり、結果として重い診断がされる傾向が考えられると委員より指摘された。
- 介護保険等では、認知症症状が重症ほど要介護度が大きくなり、多くの介護支援が受けられるイメージがある一方で、成年後見制度では、認知症症状による判断能力の低下が著しいほど、本人の権利が制限されてしまうことについて、周知していく必要性が考えられるとの意見が挙げた。

③ 家庭裁判所への情報伝達・連携体制

- 本人の判断能力に見合った類型の選択が実施できていないケースでは、申立時における支援者側から家庭裁判所への情報提供が不十分である可能性が指摘されている。
- 「基本計画」を踏まえて実施された成年後見制度における診断書等の在り方に関する検討の結果、平成 31 年 4 月から診断書の新書式及び医師の診断及び家庭裁判所の審理における補助資料となる「本人情報シート」の運用が開始される。今後、「本人情報シート」の活用によって、本人の生活状況に関する正しい情報が医師及び家庭裁判所に伝わることにより、改善されていくことが期待される。

④ 地域における成年後見人の担い手や受け皿の確保

- 申立支援を実施している団体等が申立書類に記載する類型を選択する際に、地域における成年後見人の担い手・受け皿の状況を考慮している可能性が考えられると委員による指摘が挙げられた。
- 特に、地域における成年後見人の担い手が少ない場合には、申請そのものを躊躇してしまい、後に後見類型として申請することも考えられ、地域における成年後見人の担い手確保や連携強化を推進していくことにより、保佐・補助の活用が増えていくことが期待される。

2. 保佐・補助の活用を進めるための施策

- 保佐・補助の活用が進まない要因の分析結果を踏まえ、今後の保佐・補助の活用に向けた施策として、検討委員会では以下のようなものが挙げられた。

(1)保佐・補助の利用促進

① 保佐・補助メリットの周知啓発

- 本人の権利を可能な限り制限せず、本人の意思に基づいて支援内容を決定する保佐・補助から利用することが、本人や支援者にとって望ましいものであると考えられる。また、意思決定支援や法的保護の観点からも、認知症の初期段階である保佐・補助を活用することは、本人の選択肢を広げることにつながるため、重要であると委員より指摘があった。
- アンケート結果によると、保佐・補助については「支援に手間がかかる(同意等の取得に手間がかかる)」といった課題があるものの、保佐・補助から関わることで本人の意思が汲み取れる(支援がしやすい:心理的負担が少ない)というメリットを、支援者側も感じている。
- 支援者は、本人の願いや望みが何であるのかを把握し、本人意思に基づいて支援をすることで、「安心感を持って支援ができる」としている。一方、本人の意思が分からない中で支援を進めてしまう場合は、「不安感」や「後ろめたさ」を感じており、これらは「やりがい」や「モチベーション」に影響を与えるデメリットになっているものと考えられる。このため、認知症の初期段階で利用する保佐・補助のメリットについて、本人及び支援者の双方による理解が重要との意見が挙げられた。

② 成年後見制度を知るきっかけ作り

- アンケート調査やヒアリング調査でも明らかになっているとおり、成年後見制度及び、保佐・補助は本人にとってメリットが多い制度であるものの、現状では成年後見制度を本人が理解して活用しているケースは多いとはいえない。今後は、本人が成年後見制度及び保佐・補助の内容を理解して活用していくことが望ましいと考えられる。
- これを実現していくためには、本人が成年後見制度等を学習する機会が持てるように、適切なタイミングにて、周知・啓発をする環境整備が重要と考えられる。特に、認知症の発症時期が75歳近辺にあることを考慮すると、65歳のリタイアメント時や、年金受給、財産管理に関連する金融機関・郵便局などによる成年後見制度の周知啓発が効果的であると考えられる。

③ 利用者の早期発見・支援体制作り、担い手や受け皿の確保

- 保佐・補助の活用には、認知症の初期段階から本人に関わることが重要である一方、認知症高齢者の早期発見・支援体制作りが課題となっている。また、認知症高齢者を早期発見し、適切なタイミングで成年後見制度の利用につなげるためには、地域における後見人等の担い手確保が必要である。
- 現在、国によって推進されている中核機関の設置にあわせ、社会福祉協議会や地域包括支援センター等との連携も進めていくとともに、市民後見人や支援団体など、成年後見人の担い手や受け皿を強化していくことが重要であると考えられる。
- また、保佐・補助の活用を進めるためには、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携を進め、法的保護が必要な場合など、成年後見制度の利用が適切であると判断されるケースについては、スムーズに成年後見制度の利用につなげることがも有効であると考えられる。

(2)保佐・補助の利便性の強化

① 保佐・補助メリット拡大のための社会環境整備

- 保佐・補助の申立に至ったきっかけ・動機として、財産管理が最も多く挙げられている。このような状況から、金融機関、年金事務所、保険会社など、日常生活圏での被保佐人・被補助人に対する社会環境が整備されてくることにより、保佐・補助のより一層の活用が期待される。
- また、社会環境整備にあたっては、成年後見活動に対する社会的コストをどのように購うのかというマナタイズの観点も重要となる。現在、認知症保険などの商品化企画が各社にて行なわれているが、自動車保険の弁護士費用補償特約のように、認知症になった場合の成年後見制度利用に関する費用補償についても、新たなサービスの可能性があるとの意見が挙げられた。

② 成年後見制度の柔軟な運用

- 現状、保佐・補助などの成年後見制度の申立に至る方は、何らかの課題や法的な対処が必要なトラブルを抱えているケースが多い。このため、保佐人・補助人として専門職後見人が選任されることが多いと考えられる。しかし、申立当初に抱えていた課題・トラブルが解決した後については、専門職から市民後見人や親族後見人に引継ぎ、身上保護を重視することも本人へのより良い支援につながる可能性がある。これらケースを想定した場合、後見人等の変更がスムーズにできるような仕組みが重要と考えられる。

(3) 類型の選択の適正化に向けた各機関への啓発事業

① 本人の状態をモニタリングする体制の整備

- 適切に類型選択を実施するためには、本人の状態を正しく把握することが重要であると考えられる。現在、国により進められている中核機関の設置が進むことにより、本人の状態に関するモニタリング体制が構築され、成年後見制度の利用開始後においても、本人の状況に応じた類型選択・変更が実施されるようになることが期待される。

② 類型の変更を念頭に置いた申立てのスムーズ化

- 成年後見制度を利用した生活面での支援・環境整備等の介入により、本人の日常生活上の機能が回復することは可能であると考えられるため、本人の状態をモニタリングする体制の整備と合わせて、類型の変更を念頭に置いた申立てを円滑に実施できるようにすることも、今後の保佐・補助の活用に向けた重要な施策と考えられるとの指摘があった。
- 本人の状態を確認することで、必要に応じて類型の変更を念頭に置いた申立てが検討されることに加え、現状より軽い類型及び重い類型のどちらへの類型の変更を念頭に置いた申立てについても、スムーズに実施できることが望ましいと考えられるとの意見が挙げられた。

③ 支援者側（医療機関、介護事業者等）への啓発事業

- 支援を必要とする認知症高齢者の発見や治療・支援には、医療機関や介護事業者等が大きく関わっているケースが多く、支援者としても非常に重要な役割を担っていると考えられる。今後の成年後見制度の普及促進及び保佐・補助の活用には、このような医療機関や介護事業者等が成年後見制度に関する知識を身に付け、制度利用による支援の効果・メリットについて理解することが重要と考えられるため、そのための普及啓発事業の実施が重要と指摘された。

(4) 地域共生社会における包括的相談支援体制との連携

- 地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)による、社会福祉法の一部改正、平成 30 年4月施行に伴い、全国の市町村において包括的な相談支援体制の構築が進められている。
- 包括的な相談支援体制の構築により、支援を必要としている方を地域住民、行政、関連機関等で把握し、その後の支援及びサービス提供まで一貫して実施する体制が整備される。上記体制においても本人の権利擁護を重視し、支援が必要な方を把握した際には、医療・介護サービス等につなげるだけでなく、必要に応じて成年後見制度を活用することが重要であると指摘された。
- 「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」では、その基本柱の一つである「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」にて、権利擁護の一環として成年後見制度を推進することが挙げられている。このような、より適切な成年後見制度の周知および環境整備により、保佐・補助の活用につながることが期待される。

調査テーマⅡ 成年後見人の担い手の確保

- 本調査研究では、成年後見人の担い手としての活躍が期待されている、親族後見人や市民後見人において、特に、市民後見人に関する実態調を行い、今後の市民後見人の確保に向けた施策について、アンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえ、委員会形式にて検討を行なった。

(市民後見人の定義) *本調査研究における市民後見人は、家庭裁判所から選任される市民後見人に加えて、法人後見における支援員など、市民による幅広い後見活動を行う人としている。

1. 市民後見人の活動実態

(1)市民後見人の属性

- アンケート調査では、市民後見人の年代は、60代が約半数となり、70代が26%、40~50代が22%であった。このため定年退職者が多く、会社員など勤めている方は少ない状況といえる。また、主な職歴については、様々な業種がみられたものの、医療・福祉、製造業、金融業などの職業に就いていた方が多い状況であった。

(2)活動内容、活動時間

① 受任形態

- 受任形態は、個人受任(後見監督人あり)が最も多かったものの、法人後見支援員や個人受任、複数受任、法人後見支援員など、地域によって様々な受任(活動)形態によって市民後見活動が進められている。

② 活動内容・活動時間

- 市民後見活動の主な活動内容は、「日常生活上の金銭管理」が最も多く、「施設等への入退所に関する相談や各種手続」、「医療や介護サービスの提供に関する相談や各種手続」が多くを占めた。
- 月における活動時間の平均は、8.9時間であり、活動の内訳は、「本人意思の確認・意思決定支援・見守り」が2.6時間、「医療・介護・生活等に関する事務手配」が、3.1時間となっており、身上保護に関する業務内容が多く時間を占めている。しかしながら、「移動時間」が3.9時間、「報告書の作成や事務処理」が1.0時間など、移動や事務手続にかかる時間が多くかかっていることも、今後の課題として考えられる。
- 現在、市民後見人は無報で受任している場合も多いと考えられるが、市民後見人の確保を進めるといった観点では、市民後見人が受任するケースであっても、後見活動に見合った報酬額を設定することが必要であるという意見も挙がっている。

(3)市民後見人を活用するメリット

- 市民後見人を活用することによるメリット(市民後見人だからこそできること)については、「同じ町に住む市民として親近感を持ち、本人に寄り添った支援を行うことができる」、「身上保護面(日常生活支援)で充実した対応ができる」が多く挙げられた。

(4)市民後見活動のきっかけ

① 市民後見の制度を知ったきっかけ

- アンケート調査の結果では、「新聞」、「地域の広報誌」、「チラシ」などが市民後見活動を知るきっかけとして最も多く挙げられている。一方で、友人、知人、社会福祉協議会等の団体からの紹介も多く、各種媒体のみならず、様々な人からの口コミも、成年後見制度を知るきっかけになっていると考えられる。

② 市民後見人として活動しようと思ったきっかけ

- 市民後見人として活動しようと思ったきっかけとしては、「社会貢献活動に興味があったから」が最も多く、次いで「成年後見制度に関する知識を身につけたかったから」が多かった。このことより、市民後見活動には、「社会貢献活動に参加したいというボランティア志向が高く、学習意欲のある方」が参加されていると考えられる。

(5)市民後見活動のやりがい、モチベーション

- 市民後見活動のやりがいやモチベーションとしては、「被後見人(ご本人)の状態、生活環境が改善され、本人から感謝されること」が最も多く、次に「社会貢献活動・地域貢献活動ができること」との回答が多かった。このことから、市民後見活動によって一定の成果が得られた達成感や、社会貢献活動・地域後見活動の実施を通じた充実感が、市民後見人のやりがいやモチベーションに直結しているものと考えられる。

2. 市民後見人を確保するための施策

(1)市民後見人候補者へのアプローチの強化

① 周知啓発活動におけるターゲット

- 市民後見人のメインターゲットは、定年退職者を主軸とすることが望ましいものと考えられる。これは周知啓発活動によって成年後見制度に関する裾野を広げていくことで、制度の正しい理解・普及が進むとともに、本人が認知症高齢者になった際の積極的な制度利用に繋がるものと考えられる。また、市民後見人の活動には、時間的・精神的なゆとりがある方が望ましいと考えられることから、定年退職者や、子育てが落ち着いた専業主婦などが重要なターゲットとなる候補と考えられる。この中において、社会貢献活動やボランティアに興味・関心がある方が、ターゲット層として最も有望な人物像と考えられる。

② 周知方法・媒体の選定

- 周知方法としては、上記ターゲット層が日頃から目にすると考えられる地域広報誌などの媒体や、図書館・公民館等の地域コミュニティとして集まる拠点(場所)を活用したアプローチが効果的であると考えられる。
- ターゲット層は、ボランティア活動に興味・関心があり、学習意欲がある方がメインとなるため、そのような方が情報収集目的で利用すると考えられる地域広報誌での広報に加え、図書館・公民館等におけるポスター掲示やチラシ設置、新聞広告などを利用した広報活動が有効と考えられる。

- また、地域における口コミも重要であるため、地域コミュニティ(地域の催し物、集まり)へのアプローチについても、各地域内において福祉関係者・市民後見人経験者等と連携しながら実施することが望ましいと考えられる。

(2)市民後見人活動を行うメリット等の周知

① 市民後見人のメリット・やりがいのアピール

- 社会貢献活動・地域貢献活動による充実感や、成年後見制度に関する知識習得(学び)ができるということを積極的にアピールすることが重要と考えられる
- また、市民後見活動によって、どのような社会貢献や地域貢献ができるのかを具体的に示す(市民後見人に対して期待していることや市民後見活動によって得られるものを明確化して伝える)ことで、社会貢献活動等による達成感や充実感を求めているターゲット層を刺激し、市民後見活動への参加を促すことが可能になると考えられる。

(3)市民後見人が活動しやすい体制の整備

① 市民後見人が活動しやすい環境づくり

- 現状は、市民後見人養成研修の応募者数、修了後の名簿登録者数、市民後見人の受任件数には大きな隔たりがある。市民後見人の求めているニーズを汲み取り、市民後見活動の活躍の場を整備していくことが、今後ますます重要となってくるものと考えられる。
- 特に市民後見人に期待されることは、身上保護の分野である。身上保護については、複数の市民後見人が役割分担をしながら、本人に対して支援をすることも可能であると考えられる。
今後、成年後見後見人の担い手をさらに確保していくためには、成年後見制度について学び、市民後見人として個人受任できる方のみを育成・確保するだけでなく、本人の志向に合わせて法人後見支援員やその他ボランティアとして活動できる場の提供など、社会貢献活動への意欲を持った方が様々な形で活躍ができるような環境整備を行うことが必要ではないかと考えられる。

② 市民後見人へのバックアップ体制の充実

- アンケート調査の結果では、中核機関等に求めるバックアップの内容として、市民後見人として活動する中で課題に直面した際の助言やサポート、市民後見人同士での情報共有の場の提供、専門職によるスキルアップ研修などの要望が多く寄せられた。
- 地域の社会福祉協議会や成年後見支援センター等が市民後見人が受任している案件の後見監督人に就任している場合に加え、後見監督人なしで市民後見人が個人受任しているケースにおいても市民後見人が後見活動の中で感じた疑問等に答え、相談を受けることができるよう、十分なバックアップ体制を整備することが重要である。
- 今後、都道府県、市町村、中核機関、法人後見実施機関等の幅広い関連機関において、上記のような支援体制が充実することにより、市民後見活動に興味を持ち、活動したいと希望する方が着実に増えてくることが期待される。

調査テーマⅢ 任意後見制度の活用

- 本調査研究では、任意後見契約の利用実態を把握し、任意後見契約の活用を促進する施策について、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果及び検討委員会での議論を踏まえて取りまとめを行った。
- 任意後見を利用するメリットについては、検討委員会での議論を通じて、以下のとおり整理した。

★任意後見を利用するメリット★

本人側のメリット

- 本人が望む生活の実現を目的として、自身の意思を十分に反映させた計画（契約内容）に基づいて、必要な支援（法的保護・意思決定支援）を受けることが可能となること。
- 本人が後見人を指定できる（法定後見の場合は裁判所が指定）ため、自らの支援を安心して任せられる人を選定した上で、必要な支援を受けることができる。
- 認知症が発症する前から支援を受けることが可能なため、生活環境及び日常生活上の機能の長期的な維持が期待できるとともに、認知症状が現れた後でも、本人の残存能力を活かした対策を実施することができるため、本人にとっての選択肢を大きく広げることが可能であること。

1. 実態把握

(1)任意後見契約の利用実態

① 任意後見契約の種類

- 現状、任意後見契約は移行型が多いとされており、アンケート調査の結果においても 8 割以上が移行型であった。一方で、移行型の任意後見契約において契約が発効された割合は約 6%であり、発効に至っているケースは非常に少ない状況であった。

(2)任意後見制度を利用するきっかけ・動機等

① 任意後見制度を知ったきっかけ

- アンケート調査の結果では、「身寄りが無い又は頼れる親族がおらず、死後事務等に不安を感じたことある」が 7 割以上を占めている。

② 任意後見契約の動機について

- 任意後見契約締結の動機については、「預貯金等の管理・解約」が最も高く、そのほかでは「施設入所」が多く挙げられている。

③ どのような方に任意後見をすすめているか

- 「身寄りが無い又は頼れる親族がいない方」、「本人意思で、後見人を指名したい方」が多く挙げられた、また、「任意後見人や任意後見監督人への報酬費用を払えるだけの資産がある方」との回答もみられた。

(3)任意後見制度を利用するメリット

- 任意後見契約のメリットとしては、「本人が後見人を指定でき、契約内容も本人の希望に沿って決めることができること」及び「本人が元気な段階から関わるできるので、本人の意思を十分に反映した形で後見活動ができること」の 2 点が挙げられた。また、財産管理委任契約や死後事務委任契約などの契約を同時に締結することで、本人が元気な段階から亡くなった後まで一貫した支援をおこなうことができる点が挙げられた。

(4)任意後見契約の発効状況

① 任意後見契約の発効の留保に関する状況

- 任意後見契約の締結後、(特に移行型の場合)本人の判断能力が低下していても契約の発効に向けた任意後見監督人選任の申立てをしないケースがあると考えられる。アンケート調査では、「(全国における)任意後見契約のうち、本人の認知症が進行して、契約を発効した方が良いと考えられるが、留保されているケースはどれぐらいあると思うか」について伺った。得られた回答の加重平均による推計を実施したところ、全国における任意後見契約のうち、(本人の認知症が進行しているが)契約発効が留保されているケースは、約 3～4 割程度であると推測された。

② 留保されている理由

- 上記のように、任意後見契約の発効が留保されている理由として、「申立てすべきかどうかの判断が難しい」、「財産管理委任契約、見守り契約等で事足りている」、「任意後見監督人への報酬支払によるコスト負担が不安」などが挙げられた。

2. 任意後見制度の活用に向けた施策

(1)任意後見制度の周知・広報

① 周知方法

- 任意後見制度の周知にあたっては、法定後見における保佐・補助と同じく、本人に対して可能な限り早い段階から成年後見制度の正しい理解を促していく必要があるものと考えられる。具体的には、社会福祉協議会や成年後見実施機関、専門職団体等による研修やセミナーの実施などにより、任意後見制度の周知啓発を図っていくことなどが想定される。

② 周知におけるポイント

- 任意後見制度の利用拡大にあたっては、法定後見との差別化を強調することが重要と考えられる。アピールするポイントとしては、任意後見人を本人が指定できる点や、早い段階から任意後見制度を利用することで、自分の希望通りの支援を受けることが可能となる点が挙げられる。

(2)任意後見制度の適正利用に向けた施策の検討

① 契約発効に向けた申立てに関する判断基準

- アンケート調査の結果では、(本人の認知症が進行していても)契約発効が留保されている理由として「どの時点で申立てすれば良いかの客観的な判断基準がないため、申立てするタイミングが分かりにくい」との回答が多くみられた。任意後見契約が適切なタイミングで選任申立されるような仕組みの構築にあたって、「任意後見監督人の選任申立てをするべき状況」が分かるような各種案内や、任意後見契約において選任申立するかどうかの判断をする際に参考となる基準に関する資料等の作成を検討する必要性が考えられる。

② 第三者によるチェック機能の構築

- アンケート調査の結果では、「契約発効に向けた申立てが適切になされているかどうか、不正が行われていないか等について第三者のチェック体制が必要ではないか」という意見が多く挙げられた。

(3)任意後見制度利用時の費用負担の軽減

- 任意後見制度に対しては、本人のコスト負担が大きいというイメージが強く、アンケート調査結果においても、「経済的な補助制度が必要」などの意見が多く挙げられた。
- 任意後見契約の活用に向けて、制度の周知・広報、法定後見との差別化とともに、今後に向けたコスト負担の軽減やマネタイズ等についても検討していく必要があると考えられる。

取組事例

事例①本人が望む生活の実現に向けた取組（任意後見契約の活用:品川成年後見センター） 任意後見契約を活用した高齢者への安心サポート

■ 成年後見制度を本人が積極的に活用するための高齢者支援サービスに関する取組

ポイント

- **単身高齢者及び高齢者夫婦が元気なうちから、自身の判断能力が将来低下した場合に備えて利用できるサービスとして、「あんしんの3点セット」**を品川成年後見センターが提供している。
- アンケート調査結果においても、**自らの望みに沿った支援を依頼できることや、本人が後見人を選定できるというメリットのある任意後見を積極的に活用したいと考えている法人・団体は、80%近くと非常に多い。**（高齢者の権利擁護関連事業を実施している法人・団体への調査）

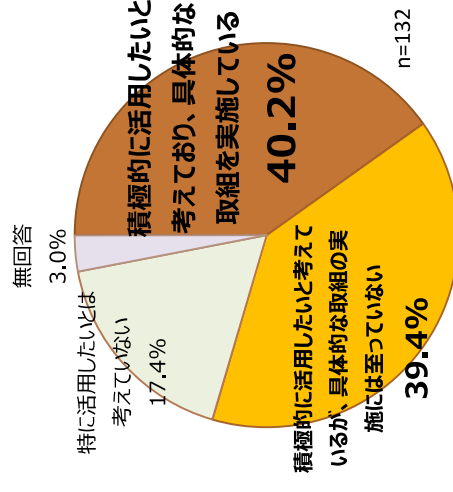
背景・取組概要

- **品川成年後見センターでは、「あんしんの3点セット」として、あんしんサービス契約、任意後見契約、公正証書遺言作成支援の一貫したサービスを提供している。**
 - ✓ あんしんサービス契約は、月一回の訪問により健康状態等を確認・把握している。
 - ✓ 任意後見契約は、医療や介護など本人がどのようなようにしたいのか方針を決めておき、必要な時にあらかじめ決めた手続きを進めることができる。
 - ✓ 公正証書遺言で葬儀やお墓などの方針についても決めておくことができる。
- 任意後見監督人選任の申立てを適切なタイミングで行えるよう、定期的な訪問で本人の状況を把握するとともに、本人に関わる医療・介護の関係者と密に連携をとっている。

期待される効果や今後の展開等

- 任意後見制度の特徴（メリット）は、本人が後見人を指定し、契約内容まで決めることが可能な点である。現在、法定後見よりも利用者数が少ない状況となっているが、自己決定尊重の観点から考えると、任意後見制度の普及拡大・更なる活用が期待される。
- また、任意後見制度の更なる活用に向けては、本人の判断能力が低下した際に任意後見監督人の選任申立てがスムーズかつ適切に行われることが必要と考えられるため、「本人がどのような状態になったら任意後見監督人の選任申立てをおこなえばよいのか」の基準を示した参考資料等の整備が期待される。

任意後見契約の活用に向けた
方針・意向（法人・団体）
（アンケート調査より）



事例②保佐・補助の「財産管理」におけるメリットの強化に繋がる取組（A信用金庫「くらしの口座」） 被保佐人・被補助人が単独で入出金可能な専用口座の開設・キャッシュカードの発行

- 成年後見実施団体への支援を積極的に行う信用金庫による、被保佐人・被補助人用の単独入出金口座サービス

ポイント

- **被保佐人・被補助人単独での入出金及びキャッシュカードの発行ができる専用口座「くらしの口座」**を取り扱っている。
- 保佐人・補助人が日常生活費として渡した現金の範囲内であれば、被保佐人・被補助人が自由に入出金することが可能となっている。



背景・取組概要

- これまで、成年後見制度に対する金融機関の対応は進んでいないと見え、保佐・補助を対象としたサービスは特に少ないことから、金融機関によっては後見類型と同様の扱い（後見人以外との取引は一切しない）となってしまう状況があった。
- また、通帳やキャッシュカードを自身で管理できないことに対する本人の心理的抵抗が大きく、成年後見制度による支援（財産管理）の課題の一つとなっている。
- 本取組のように、被保佐人・被補助人が単独で現金の入出金を行い、キャッシュカードを管理できるようにすることは、成年後見制度の利用における本人の不安を和らげることに繋がるとともに、自立支援の観点からも重要であると考えられる。

期待される効果や今後の展開等

- 本事例のように、被後見人等の自主的な活動を可能とするような社会環境が整備されていくことにより、成年後見制度、特に保佐・補助の更なる活用が進むものと考えられる。
- 上記の信用金庫では、市区町村社会福祉協議会などの関連団体や有識者と連携して成年後見制度に関する取組を強化しており、関連団体の協力を得て、職員に対する成年後見制度の研修などを実施している。
- 通帳やキャッシュカードの頻発な再発行は、認知症を発症した高齢者に多くみられる行動の一つといわれているため、今後、金融機関等において成年後見制度に関する積極的な取組がなされることが期待される。



事例③行政による市民後見人・ボランティアの活用事例（笛吹市社会福祉協議会）

市民後見人・ボランティアを活用した多彩な支援の連携

- ボランティアから生活支援員、市民後見人としての個人受任まで、市民による多彩な社会貢献活動を目指す取組

ポイント

- 日常生活自立支援事業または法人後見の支援員（生活支援員）と市民後見人養成の研修を一体的に実施しており、本人の希望に合わせて活動形態を選択することが可能である。
- さらに、市民後見人の個人受任をされない方でも、生活支援員として社会貢献活動に参加している。
- 市民後見活動の他にも、傾聴ボランティア・見守りボランティアなど様々なボランティア活動があり、緩やかに連携を図っている。

背景・取組概要

- 笛吹市では2009年より市社会福祉協議会が主導となり、市民後見人養成講座を開催している。同講座では、「座学」を修了した後に現場での「実習」（月1回、1年間）を行う点が特徴である。
- 「実習」では、日常生活自立支援の利用者宅への訪問同行や、介護支援事業所への訪問により、市民後見人の実務に加え、認知症高齢者の特性、通所介護支援事業所の役割などを学ぶ。
- 地域コミュニティの連携を重視した活動を目指し、広報にも注力している。

期待される効果や今後の展開等

- ボランティアや後見人養成講座修了者がステップアップしながら地域貢献を実施できる点が特徴的といえる。
- 広報活動にも注力しているため、「成年後見制度について学習する機会が持てること」や「地域社会との繋がりが持てること」等の市民後見活動におけるメリットを周知することで、今後の更なる広がりが期待される。

笛吹社協だより（広報誌）



事例④公的メリットを可視化し、積極的に市区町村長申立（保佐・補助）を活用する事例（東濃成年後見センター） 後見業務成果の財政的「見える化」の取組

- 財政的な成果を「見える化」することにより、支援効果を理解した市区町村申立による保佐・補助件数が増加している地域

ポイント

- 成年後見支援の結果を「見える化」し、積極的な行政支援を引き出すことに成功している。
- 被後見人の滞納金返済額を一覧化（税金、公共料金、医療費・介護費）し、支援による本人の生活の安定・改善（＋行政メリット）の定量的な成果として、行政関係者にアピールしている。

背景・取組概要

- 岐阜県多治見市周辺は、成年後見制度が始まった初期の段階から、成年後見制度の活用を進めている。
- 一般的には、本人申立が多いとされる保佐・補助において、市区町村長申立による保佐・補助の件数が多い点が同地域の特徴である。
- 成年後見制度の利用による税金滞納額の減少は、支援の成果として、行政における（予算確保等に向けた）財政説明に効果的であり、成年後見制度が行政に理解される一助となった。そのため、同地域では、認知症の早期（保佐・補助相当）の段階での市区町村長申立が積極的に行なわれている。

期待される効果や今後の展開等

- 成年後見制度の利用によって、法的に本人生活を支援することは、行政において対策を行うことが難しいと考えられている「ごみ屋敷化防止」「空き家対策」「税金滞納」などの課題（「行政の壁」）を解決するきっかけにもなり得る。
- 被保佐人・被補助人は、納税をすることで、自立している実感が得られるというメリットがある。また、支援者にとっても、支援の効果が見えることで、やりがいにつながっている。
- 行政が上記のようなメリットを認識し、成年後見制度に対する理解を深め、制度利用を促進する環境・体制を整えることは、公共の利益及び本人の利益にも資するものと期待される。



東濃成年後見センター（中津川・恵那市等管内）滞納返済額（平成29年度）

中津川市

平成30年 3月31日現在

年度	税・保険料	公共料金	医療・福祉サービス（公営）	医療・福祉サービス（私立）	一般企業等	合計金額
20	0人	0円	0人	0人	0人	293,200円
21	1人	144,980円	1人	25,974円	1人	185,760円
22	5人	329,431円	3人	37,300円	2人	252,420円
23	2人	393,300円	2人	39,334円	1人	41,698円
24	4人	312,000円	2人	45,881円	2人	140,000円
25	3人	397,710円	2人	86,194円	3人	146,200円
26	3人	180,100円	1人	39,440円	3人	902,550円
27	4人	611,600円	0人	0円	2人	146,811円
28	7人	186,750円	0人	0円	0人	0円
29	6人	148,031円	0人	0円	3人	157,226円
合計	35人	2,850,632円	11人	319,654円	19人	1,806,611円

恵那市

年度	税・保険料	公共料金	医療・福祉サービス（公営）	医療・福祉サービス（私立）	一般企業等	合計金額
20	0人	0円	0人	0人	0人	0円
21	0人	0円	0人	0人	0人	0円
22	1人	17,400円	2人	38,021円	0人	93,550円
23	4人	221,410円	1人	5,114円	0人	264,032円
24	5人	338,668円	4人	26,038円	1人	615,144円
25	3人	28,200円	1人	3,32円	1人	43,190円
26	4人	70,500円	2人	23,864円	3人	22,000円
27	1人	24,000円	0人	0円	1人	24,000円
28	2人	82,800円	0人	0円	1人	43,994円
29	0人	0円	0人	0円	1人	47,860円
合計	20人	762,983円	10人	96,116円	19人	888,535円

中津川市・恵那市
21,690,423円

添付資料

**「認知症における成年後見（任意後見・補助・保佐
・市民後見人）に関する調査」調査票**

I. 貴法人の概要について

問1. 貴法人の名称をご記入ください。

--

問2. 貴法人の種別について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 市区町村社会福祉協議会	2. 特定非営利活動法人（NPO 法人）
3. 一般社団法人	4. 一般財団法人
5. 公益社団法人	6. 公益財団法人
7. その他（ ）	

問3. 貴法人の所在地をご記入ください。

道府

問4. 貴法人の主な実施事業等について、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

成年後見制度関連の実施事業	1. 相談受付 2. 申立ての支援 3. 法人後見 4. 任意後見契約（受任調整、相談アドバイス含む） 5. 成年後見制度に関する普及啓発（説明会の開催など） 6. 市民後見（市民後見人の養成、登録制度の運営など） 7. 第三者後見人に関するコーディネート活動（受任調整） 8. 後見人の活動支援（サポート、バックアップ） 9. その他（ ）
上記以外の実施事業	10. 日常生活自立支援事業 11. 財産管理委任契約 12. 死後事務委任契約 13. その他（ ）

問5. 貴法人の職員数・ボランティア数をご記入ください。

※ボランティアとは、「貴団体に所属し、無報酬で活動している方」を指します。

貴法人全体の職員数（ボランティアは除く）※				人
成年後見制度関連の実施事業に携わる正規職員数				人
成年後見制度関連の実施事業に携わる非正規職員数 （パート・アルバイトを含む）				人
成年後見制度関連の実施事業に携わるボランティア数 ※				人

II. 法人後見について

【法人後見事業を行っている場合のみお答えください。】

問 6. 認知症の方の法人後見に関する案件は、どこから紹介されることが多いでしょうか。あてはまるものを最大3つまでお選びください。(○は最大3つ)

1. 本人・家族から直接申込み
2. 行政からの紹介
3. 地域支援団体からの紹介
4. 専門職団体（弁護士会等、リーガルサポート支部、都道府県社会福祉士会）からの紹介
5. 医療機関・介護施設等からの紹介
6. 金融機関からの紹介
7. その他（ ）

問 7. 昨年度 1 年間（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）における法定後見の受任件数（継続含む）をご記入ください。

※ () 内には、被後見人等が認知症の方である件数をご記入ください。

		後見類型	保佐類型	補助類型	3 類型の合計
申立人	市区町村長	件	件	件	件
	本人	件	件	件	件
	親族	件	件	件	件
	その他 (不明を含む)	件	件	件	件
	合計※	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)

問 8. 被後見人等が認知症の方の場合における類型変更・後見等開始審判の取消の実施件数（これまでの累計）をご記入ください。

後見類型 ⇒ 保佐類型	件
後見類型 ⇒ 補助類型	件
保佐類型 ⇒ 補助類型	件
後見等開始審判の取消	件

問 9. 認知症の方の法定後見申立の動機について、類型別に多いもの上位 3 つを選択肢の中からお選びください。（類型別に選択肢番号を 3 つずつ記入）

【回答欄】		後見類型	保佐類型	補助類型
選択肢番号	1 番目に多いもの			
	2 番目に多いもの			
	3 番目に多いもの			

【選択肢】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 預貯金等の管理・解約 | 2. 保険金受取 |
| 3. 不動産の処分 | 4. 相続手続 |
| 5. 訴訟手続 | 6. 介護保険契約（施設入所） |
| 7. 介護保険契約（施設入所以外） | 8. 身上監護 |
| 9. その他（ ） | |

Ⅲ. 認知症の方の補助・保佐類型の活用について

問10. 認知症の方の補助・保佐類型の活用に向けた方針・意向について、あてまるものをお選びください。
(○は1つ)

- | |
|--|
| 1. 積極的に活用したいと考えており、具体的な取組みを実施している |
| 2. 積極的に活用したいと考えているが、具体的な取組みの実施には至っていない |
| 3. 特に活用したいとは考えていない |

問11. 認知症の方の補助・保佐類型の活用において実施されている取組みをご記入ください。(自由回答)
(例：できるだけ軽い類型になるよう配慮している 等)

問12. 認知症の方の補助・保佐類型の主な活動内容について、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 日常生活上の金銭管理（生活費の受け渡し、請求書・領収書の確認など） |
| 2. 保険や資産の管理・取引、相続関係など |
| 3. 医療の提供に関する相談や各種手続きなど（健康診断等の受診、治療・入院に関する契約締結、費用の支払い等） |
| 4. 介護サービスの提供に関する相談や各種手続きなど（要介護認定の申請、介護サービス利用に関する契約締結、費用の支払い等） |
| 5. 生活面に関する相談や各種手続きなど（見守り支援・配食サービス等の契約締結、費用の支払い等） |
| 6. 住居の確保に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等） |
| 7. 施設等（特養、病院等）の入退所に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等） |
| 8. 教育・リハビリに関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等） |
| 9. 購入した生活日用品の受け渡し |
| 10. 本人や親族・支援関係者との面談等を通じた本人の希望や価値観の把握 |
| 11. 本人による意思決定の支援（意思形成・表明・実現支援を含む）など |
| 12. ケア会議・支援調整会議への参加 |
| 13. その他（ ） |

問13. 認知症の方の後見類型のケースのうち、成年後見制度利用中に、より軽い類型（補助・保佐）への変更・後見等開始審判の取消を検討したことがある割合について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)
またその理由をお書きください。

【選択肢】

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 1割～2割程度 | 2. 3割～4割程度 | 3. 5割程度 |
| 4. 6割～7割程度 | 5. 8割以上 | 6. ほとんどない |

【理由】

問14. 認知症の方の補助・保佐類型の活用によるメリット（認知症の早期から、成年後見制度を利用することで得られるメリット）についてご回答ください。（自由回答）

	補助類型	保佐類型
本人にとっての メリット		
支援者にとっての メリット		

問15. 上記のメリットを感じられたケースにおける、同意権・代理権・取消権の設定・活用に関する工夫についてご回答ください。（自由回答）

	補助類型	保佐類型
同意権・代理権・ 取消権の設定・活用 に関する工夫		

問16. 認知症の方の補助・保佐類型のケースにおいて困難さ・課題を感じることにについて、類型別にあてはまるものを最大3つずつお選びください。（類型別に選択肢番号を最大3つずつ記入）

【回答欄】	補助類型	保佐類型
選択肢番号		
「7. その他」を 選んだ場合	(内容)	(内容)

【選択肢】

1. 成年後見制度について、本人・親族が十分に理解・納得できていない
2. 診断時において医療機関等の成年後見制度（補助・保佐の活用）の理解に課題を感じる。
3. 同意権・代理権・取消権の設定および協議・検討に難しさを感じる
4. 同意権・代理権・取消権を行使する際の本人同意を得ることに難しさを感じる
5. 行政や金融機関などにおいて、補助人・保佐人として行う事務手続きが円滑に進まない（補助・保佐に対する理解が不十分）
6. 成年後見人の職務を超えた関わりを求められる（医療同意・身元保証・死後事務 等）
7. 本人にとって成年後見制度を利用する際のコスト負担が大きい
8. 行政・関係機関・専門職等によるバックアップ体制が十分ではないと感じる
9. 継続のための報酬確保に課題を感じる
10. 本人による意思決定の支援（意思形成・表明・実現支援を含む）が難しい
11. 支援者間における調整が難しい
12. その他

--

問24. 貴法人ではどのような方に任意後見契約の利用を勧めていますか。(自由回答)

問25. 任意後見契約を活用するメリットについてご回答ください。(自由回答)

問26. (全国における) 任意後見契約のうち、本人の認知症が進行して、契約を発効した方が良いと考えられるが、保留されているケースはどれぐらいあると思われますか。(○は1つ)
またその理由もお書きください。

【選択肢】

1. 1割～2割程度	2. 3割～4割程度	3. 5割程度
4. 6割～7割程度	5. 8割以上	6. ほとんどない

【理由】

問27. 任意後見契約の活用に向けた施策について、ご意見があればお聞かせください。(自由回答)

V. 市民後見について

【市民後見に関する事業（市民後見人の養成、登録制度の運営など）を実施されている場合のみお答えください。】

★本調査における市民後見人の定義★

専門職や社会福祉協議会以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等または法人後見支援員等として活動されている方。

※報酬の有無は問いません。

問28. 市民後見人の活用に向けた方針・意向について、あてまるものをお選びください。（○は1つ）

1. 積極的に活用したいと考えており、具体的な取組みを実施している
2. 積極的に活用したいと考えているが、具体的な取組みの実施には至っていない
3. 市民後見人の養成のみ実施しており、市民後見人の活用に向けた取組みまでは行なっていない。
4. その他（ ）

問29. 貴法人が市民後見人の活用のために実施されている取組みをご記入ください。（自由回答）

問30. 市民後見に関して実施されている事業の具体的な内容について、あてはまるものをお選びください。（あてはまるものすべてに○）

1. 市民後見人登録制度の運営
2. 市民後見人養成研修の実施
3. 家庭裁判所に対する市民後見人の推薦（マッチング、受任調整）
4. 受任後のサポート（相談支援・追加研修等）
5. 法人後見支援員としての活用
6. 損害保険への加入
7. その他（ ）

問31. （貴法人が受任調整を行った場合の）市民後見人の受任形態・活動形態について、あてはまるものをお選びください。（あてはまるものすべてに○）

1. 個人受任（後見監督人あり）
2. 個人受任（後見監督人なし）
3. 複数人での受任（専門職と共同で受任する複数後見など）
4. 法人後見の支援員
5. その他（ ）

問32. 積極的に市民後見人を活用する（家庭裁判所に推薦する）ケースのルールについて、あてはまるものをお選びください。

※以下、「本人」とは被後見人、被保佐人、被補助人を指します。

市民後見人が受任するケースを限定し、ルールを設けていますか。			1	はい	2	いいえ
（以下、ルールがある場合に考慮している項目）						
1. 本人と市民後見人との距離	1	考慮している	2	考慮していない		
2. 本人の居所（居宅、施設等）	1	考慮している	2	考慮していない		
3. 本人の成年後見類型	1	考慮している	2	考慮していない		
4. 高額な財産管理や不動産処分の有無	1	考慮している	2	考慮していない		
5. 親族関係のトラブルの有無	1	考慮している	2	考慮していない		
6. その他（						）

問33. 貴法人が運営する市民後見人登録制度の登録者数をご記入ください。

登録者の総数				名
上記のうち昨年度、貴法人における市民後見人養成研修の修了者からの登録者数				名

問34. 市民後見人養成研修の修了者数（昨年度1年間）をご記入ください。

			名
--	--	--	---

問35. 貴法人から推薦し、市民後見人が受任した件数（昨年度1年間）をご記入ください。

			件
--	--	--	---

問36. 市民後見人養成研修における受講者の募集方法について、あてはまるものをお選びください。（あてはまるものすべてに○）

1. ポスターの掲示	2. パンフレットの配布
3. 住民に配布する広報誌への掲載	4. ホームページへの掲載
5. 個別の受講依頼	6. その他（ ）

問37. 市民後見人養成研修における受講者はどのような方が多いですか。（自由回答）

（経歴・関わりあい）

問38. 市民後見人を活用することによるメリット（市民後見人だからこそできること）があればご回答ください。（自由回答）

問39. 受任後の市民後見人に対するフォローアップ・支援において実施されている取組みをご記入ください。（自由回答）

問40. 市民後見に関する事業を実施される中で感じている課題について、あてはまるものを最大2つお選びください。（○は最大2つ）

1. 研修受講者の確保が難しい
2. 市民後見人が活躍できる案件が少ない
3. 家庭裁判所から選任されない
4. 受任後のフォローアップが十分にできていない
5. その他（ ）

問41. 市民後見人の確保に向けた施策について、ご意見があればお聞かせください。（自由回答）

【補助・保佐のご経験がある方】

【任意後見のご経験がある方】

I. 回答者について

問1. ご年齢について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | | | |
|------------|------------|--------|----------|
| 1. 20代～30代 | 2. 40代～50代 | 3. 60代 | 4. 70歳以上 |
|------------|------------|--------|----------|

問2. 性別について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問3. 所属団体がある場合、その名称をご記入ください。

--

問4. 所在地をご記入ください。

	都 道 府 県
--	------------

問5. 属性について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| 1. 親族後見人 | 2. 専門職後見人 | 3. 法人後見実施団体の職員 |
| 4. 市民後見人 | | |

問6. 保有されている資格について、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-----------------------------------|---------------------|----------|
| 1. 弁護士 | 2. 司法書士 | 3. 社会福祉士 |
| 4. 精神保健福祉士 | 5. 行政書士 | 6. 税理士 |
| 7. 社会保険労務士 | 8. 介護支援専門員(ケアマネジャー) | 9. 介護福祉士 |
| 10. その他の資格 () 11. 特に資格は持っていない | | |

問7. 受任形態について、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|---|
| 1. 個人受任(後見監督人あり) |) |
| 2. 個人受任(後見監督人なし) | |
| 3. 複数人での受任 | |
| 4. 法人後見 | |
| 5. その他 () | |

問8. 成年後見に関する案件は、どこから紹介されることが多いでしょうか。あてはまるものを最大3つまでお選びください。(○は最大3つ)

- | |
|--|
| 1. 本人・家族から直接申込み |
| 2. 行政からの紹介 |
| 3. 地域支援団体からの紹介 |
| 4. 専門職団体(弁護士会等、リーガルサポート支部、都道府県社会福祉士会)からの紹介 |
| 5. 医療機関・介護施設等からの紹介 |
| 6. 金融機関からの紹介 |
| 7. その他 () |

II. 法定後見の状況について

問9. 現在の法定後見の受任件数をご記入ください。(自由回答)

※ () 内には、被後見人等が認知症の方である件数をご記入ください。

		後見類型	保佐類型	補助類型	3 類型の合計
申 立 人	市区町村長	件	件	件	件
	本人	件	件	件	件
	親族	件	件	件	件
	その他 (不明を含む)	件	件	件	件
	合計※	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)

問10. 被後見人等が認知症の方の場合における類型変更・後見等開始審判の取消の実施件数（これまでの累計）をご記入ください。

後見類型 ⇒ 保佐類型	件
後見類型 ⇒ 補助類型	件
保佐類型 ⇒ 補助類型	件
後見等開始審判の取消	件

問11. 認知症の方の法定後見申立の動機について、類型別に多いもの上位3つを選択肢の中からお選びください。(類型別に選択肢番号を3つずつ記入)

【回答欄】		後見類型	保佐類型	補助類型
選択肢番号	1 番目に多いもの			
	2 番目に多いもの			
	3 番目に多いもの			

【選択肢】

1. 預貯金等の管理・解約	2. 保険金受取
3. 不動産の処分	4. 相続手続
5. 訴訟手続	6. 介護保険契約（施設入所）
7. 介護保険契約（施設入所以外）	8. 身上監護
9. その他（ ）	

問12. 現在受任されているケースの報酬額の平均についてご記入ください。(自由回答)

年額・月額・日額	円
----------	---

III. 認知症の方の補助・保佐類型の活用について

【認知症の方の補助人・保佐人を経験されている方のみお答えください。】

問13. 認知症の方の補助・保佐類型における主な活動内容について、あてはまるものをお選びください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 日常生活上の金銭管理（生活費の受け渡し、請求書・領収書の確認など）
2. 保険や資産の管理・取引、相続関係など
3. 医療の提供に関する相談や各種手続きなど（健康診断等の受診、治療・入院に関する契約締結、費用の支払い等）
4. 介護サービスの提供に関する相談や各種手続きなど（要介護認定の申請、介護サービス利用に関する契約締結、費用の支払い等）
5. 生活面に関する相談や各種手続きなど（見守り支援・配食サービス等の契約締結、費用の支払い等）
6. 住居の確保に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）
7. 施設等（特養、病院等）の入退所に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）
8. 教育・リハビリに関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）
9. 購入した生活日用品の受け渡し
10. 本人や親族・支援関係者との面談等を通じた本人の希望や価値観の把握
11. 本人による意思決定の支援（意思形成・表明・実現支援を含む）など
12. ケア会議・支援調整会議への参加
13. その他（ ）

問14. 認知症の方の後見類型のケースのうち、成年後見制度利用中に、より軽い類型(補助・保佐)への変更・後見等開始審判の取消を検討したことがある割合について、あてはまるものをお選びください。
(○は1つ)

またその理由をお書きください。

【選拔肢】

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 1割～2割程度 | 2. 3割～4割程度 | 3. 5割程度 |
| 4. 6割～7割程度 | 5. 8割以上 | 6. ほとんどない |

【理由】

--

問15. 認知症の方の補助・保佐類型の活用によるメリット（認知症の早期から、成年後見制度を利用することで得られるメリット）があればご回答ください。（自由回答）

	補助類型	保佐類型
本人にとっての メリット		
支援者にとっての メリット		

問16. 上記のメリットを感じられたケースにおける、同意権・代理権・取消権の設定・活用に関する工夫があればご回答ください。(自由回答)

	補助類型	保佐類型
同意権・代理権・ 取消権の設定・活用 に関する工夫		

問17. 認知症の方の補助・保佐類型のケースにおいて困難さを感じることにについて、類型別にあてはまるものを最大3つずつお選びください。(類型別に選択肢番号を最大3つずつ記入)

【回答欄】	補助類型	保佐類型
選択肢番号		
「7. その他」を 選んだ場合	(内容)	(内容)

【選択肢】

1. 成年後見制度について、本人・親族が十分に理解・納得できていない 2. 診断時において医療機関等の成年後見制度（補助・保佐の活用）の理解に課題を感じる。 3. 同意権・代理権・取消権の設定および協議・検討に難しさを感じる 4. 同意権・代理権・取消権を行使する際の本人同意を得ることに難しさを感じる 5. 行政や金融機関などにおいて、補助人・保佐人として行う事務手続きが円滑に進まない （補助・保佐に対する理解が不十分） 6. 成年後見人の職務を超えた関わりを求められる（医療同意・身元保証・死後事務 等） 7. 本人にとって成年後見制度を利用する際のコスト負担が大きい 8. 行政・関係機関・専門職等によるバックアップ体制が十分ではないと感じる 9. 継続のための報酬確保に課題を感じる 10. 本人による意思決定の支援（意思形成・表明・実現支援を含む）が難しい 11. 支援者間における調整が難しい 12. その他

問18. 認知症の方の補助・保佐類型の今後の活用に向けた施策について、ご意見があればお聞かせください。(自由回答)

--

IV. 任意後見契約について

【任意後見契約関連事業（相談受付・アドバイス、契約締結サポートを含む）を実施されている方のみお答えください。】

問19. 貴法人では、任意後見契約について、どのような事業を主に実施されていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 任意後見契約に関する相談受付・アドバイス、契約締結サポート
2. 任意後見契約（即効型、将来型、移行型）

問20. 任意後見契約の締結件数、発効件数等についてご記入ください。（自由回答）

	即効型	将来型	移行型	合計
契約の締結件数（累計）	件	件	件	件
契約発効に至った件数（累計）	件	件	件	件
相談受付・アドバイス ・契約締結サポート件数 （累計）				件

問21. ご本人が任意後見契約を検討するきっかけ・事由について、ご記入ください。（自由回答）

--

問22. ご本人が任意後見契約を結ぶ動機について、多いものを最大3つお選びください。（○は最大3つ）

1. 預貯金等の管理・解約	2. 保険金受取
3. 不動産の処分	4. 相続手続
5. 訴訟手続	6. 施設入所
7. 介護・福祉サービスの契約（施設入所以外）	8. その他（ ）

問23. 貴法人ではどのような方に任意後見契約の利用を勧めていますか。（自由回答）

--

問24. 任意後見契約を活用するメリットについてご回答ください。（自由回答）

--

問25. (全国における) 任意後見契約のうち、本人の認知症が進行して、契約を発効した方が良いと考えられるが、保留されているケースはどれくらいあると思われますか。(○は1つ)
またその理由もお書きください。

【選択肢】

1. 1割～2割程度	2. 3割～4割程度	3. 5割程度
4. 6割～7割程度	5. 8割以上	6. ほとんどない

【理由】

--

問26. 任意後見契約の活用に向けた施策について、ご意見があればお聞かせください。(自由回答)

--

I. 回答者について

★本調査における市民後見人の定義★

専門職や社会福祉協議会以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等または法人後見支援員等として活動されている方。

※報酬の有無は問いません。

問1. ご年齢について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | | | |
|------------|------------|--------|----------|
| 1. 20代～30代 | 2. 40代～50代 | 3. 60代 | 4. 70歳以上 |
|------------|------------|--------|----------|

問2. 性別について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問3. 所属団体がある場合、その名称をご記入ください。

--

問4. 所在地をご記入ください。

	都 道 府 県
--	------------

問5. 受任形態・活動形態について、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 個人受任（後見監督人あり） |
| 2. 個人受任（後見監督人なし） |
| 3. 複数人での受任（専門職と共同で受任する複数後見など） |
| 4. 法人後見の支援員 |
| 5. その他（ ） |

問6. あなたの現在の職業について、最もあてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1. 個人事業主 | 2. 会社員・会社役員 | 3. 専業主婦（主夫） |
| 4. パート・アルバイト | 5. 学生 | 6. 退職者（無職） |
| 7. その他（ ） | | |

問7. あなたの主な職歴について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | | | |
|-----------|--------------|------------|------------|
| 1. 農・林・漁業 | 2. 鉱業・建設業 | 3. 製造業 | 4. 情報通信業 |
| 5. 運輸業 | 6. 金融・保険業 | 7. 小売業・卸売業 | 8. 飲食サービス業 |
| 9. 医療・福祉 | 10. 教育・学習支援業 | 11. 公務 | 12. その他（ ） |

問8. 上記の主な職種について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

- | | | | |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 1. 専門・技術職 | 2. 管理・事務職 | 3. 営業職 | 4. 販売職 |
| 5. その他（ ） | | | |

問9. 現在の法定後見の受任件数をご記入ください。(自由回答)

※ () 内には、被後見人等が認知症の方である件数をご記入ください。

		後見類型	保佐類型	補助類型	3 類型の合計
申 立 人	市区町村長	件	件	件	件
	本人	件	件	件	件
	親族	件	件	件	件
	その他 (不明を含む)	件	件	件	件
	合計※	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)	件 (認知症 件)

問10. 現在受任されているケースの報酬額の平均についてご記入ください。

1. 報酬あり	2. 無報酬
---------	--------



「1. 報酬あり」の場合

年額・月額・日額	円
----------	---

II. 市民後見活動について

問11. 受任ケースにおける活動時間について、ご記入ください。

月の活動時間	1 ケースにつき 平均 () 時間／月
--------	----------------------

問12. 上記受任ケースにおける活動時間にて、内訳をご記入ください。

本人意思の確認・意思決定支援・見守り	平均 () 時間／月
医療・介護・生活等に関する手配	平均 () 時間／月
専門家との相談・課題への対策検討	平均 () 時間／月
移動時間	平均 () 時間／月
報告書の作成・事務処理	平均 () 時間／月

問13. 受任ケースにおける主な活動内容について、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

1. 日常生活上の金銭管理（生活費の受け渡し、請求書・領収書の確認など）
2. 保険や資産の管理・取引、相続関係など
3. 医療の提供に関する相談や各種手続きなど（健康診断等の受診、治療・入院に関する契約締結、費用の支払い等）
4. 介護サービスの提供に関する相談や各種手続きなど（要介護認定の申請、介護サービス利用に関する契約締結、費用の支払い等）
5. 生活面に関する相談や各種手続きなど（見守り支援・配食サービス等の契約締結、費用の支払い等）
6. 住居の確保に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）
7. 施設等（特養、病院等）の入退所に関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）
8. 教育・リハビリに関する相談や各種手続きなど（契約締結、費用の支払い等）
9. 購入した生活日用品の受け渡し
10. 本人や親族・支援関係者との面談等を通じた本人の希望や価値観の把握
11. 本人による意思決定の支援（意思形成・表明・実現支援を含む）など
12. ケア会議・支援調整会議への参加
13. その他 ()

問14. 市民後見の制度を知ったきっかけについて、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

1. ポスター	2. パンフレット	3. チラシ
4. ホームページ	5. テレビ放送	6. ラジオ放送
7. 親族からの紹介	8. 知人からの紹介	9. 自治体からの紹介
10. 社会福祉協議会からの紹介	11. 民生委員からの紹介	12. その他 ()

問15. 市民後見人になろうと思ったきっかけについて、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

1. 社会貢献活動に興味があったから
2. 地域のボランティア活動に興味があったから
3. 市民活動が好きだから
4. 地元との関わりが欲しかったから
5. 高齢者・障害者と接することが好きだから
6. 時間に余裕があったから
7. 成年後見制度に関する知識を身に付けたかったから
8. 活動に対する一定の報酬・日当などが得られるから
9. その他 ()

問16. 市民後見人養成研修の受講経験について、あてはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 所属団体が実施する市民後見人養成研修を修了している
2. 所属団体以外が実施する市民後見人養成研修を修了している
3. 市民後見人養成研修を受講した経験はない

問17. 市民後見活動を実施するやりがい・モチベーションについて、ご記入ください。(自由回答)

問18. 市民後見人が受任するメリット(市民後見人だからできる活動)について、ご記入ください。(自由回答)

問19. 市民後見活動において、中核機関や後見支援センター等からどのような支援を受けたいですか。(自由回答)

問20. 市民後見活動において困難さを感じることにについて、あてはまるものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

1. 本人との信頼関係の形成が難しい
2. 親族への説明や調整が難しい
3. 手術や延命治療など医療行為への同意を求められる
4. 本人死亡時に死後事務の実施が求められることが予想される
5. 行政や金融機関などにおいて、市民後見人として行う事務手続きが円滑に進まない
(行政関係者や事業者の市民後見人への理解が不十分)
6. 介護施設や医療機関において市民後見人の活動範囲を超えた(家族同様の)関わりを求められる
7. 行政・関係機関・専門職等におけるバックアップ体制が充分でないと感じる
8. 活動を継続できるか不安を感じる(体調や家庭環境の変化等の際に)
9. 本人による意思決定の支援(意思形成・表明・実現支援を含む)が難しい
10. 支援者間における調整が難しい
9. その他 ()

問21. 市民後見人の今後の活用に向けた施策について、ご意見があればお聞かせください。(自由回答)

厚生労働省 平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に向けた調査研究事業報告書

平成 31 年3月発行

発行・編集

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443

東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5275
